



ーみんなでつくろう！ 災害を乗り越えることができるまち、港区ー

港区防災街づくり整備指針

City Building Maintenance Guidelines
for Minato City Disaster Prevention

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

(素案)

Draft

本指針は「港区防災対策基本条例」第9条第2項に基づき策定される指針で、防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標や基本方針等の基本的方向性を示すとともに、方向性に沿った整備の取組を総合的に示すものです。

阪神・淡路大震災を契機に「港区防災街づくり指針」として平成10(1998)年5月に先駆的に策定され、その後、東日本大震災の発生、社会情勢や街の進展に合わせて、平成25(2013)年3月に「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。今回、それ以降の社会情勢の変化等を踏まえ内容を見直し、新たに策定する港区防災街づくり整備指針の素案を作成しました。

本素案について、区民等の皆様からのご意見を伺いながら更に検討を重ね、令和6(2024)年3月を目途に、港区防災街づくり整備指針を新たに策定する予定です。

計画に記載されている取組等については、国や東京都の動向等を踏まえて修正する可能性があります。

令和5(2023)年12月
港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

区長挨拶（仮）

港区長 武井雅昭

目次

1．防災街づくり整備指針の基本事項	7
（1）「港区防災街づくり整備指針」とは	7
（2）指針の位置付け	7
（3）指針が対象とする内容	8
（4）指針の対象期間	8
（5）策定の主な背景	9
2．防災街づくりに関わる現状と課題	10
（1）社会情勢の変化	10
（2）上位・関連計画	15
（3）港区の現状	22
（4）港区の防災街づくりにおける主な弱み	44
（5）港区の防災街づくりにおける主な強み	51
3．防災街づくりにおける新たな視点	56
（1）「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりへ	56
（2）安全につながる防災資源の充実と地域への貢献	56
（3）防災街づくりを加速させる、新たな社会ニーズ	58
4．防災街づくりの基本理念	59
5．防災街づくりの基本方針・施策	60
（1）防災街づくりの基本方針	60
（2）防災街づくりの施策	61
●地震対策	62
●風水害対策	68
●共通	71
6．防災街づくりの地区別構想	76
（1）芝地区（芝・三田周辺地区）	78
（2）芝地区（新橋・浜松町周辺地区）	82
（3）麻布地区（麻布周辺地区）	86
（4）麻布地区（六本木周辺地区）	90
（5）赤坂地区（赤坂周辺地区）	94
（6）赤坂地区（青山周辺地区）	98
（7）高輪地区（白金周辺地区）	102
（8）高輪地区（高輪周辺地区）	106
（9）芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区）	110
（10）芝浦港南地区（台場周辺地区）	114

7 . 防災街づくりの進め方	120
(1) 区・区民・事業者の役割.....	120
(2) 今後の運用と進め方.....	122
8 . 津波・液状化シミュレーション結果	124
(1) 津波シミュレーション結果.....	124
(2) 液状化シミュレーション結果	127
巻末資料	130
(1) 関連計画における防災街づくりに関する目標	130
(2) 港区防災街づくり整備指針策定の経緯	132
(3) 港区防災街づくり整備指針策定委員会設置要綱.....	134
(4) 港区防災街づくり整備指針策定の体制	136
(5) 港区防災街づくり整備指針策定のスケジュール.....	137

1. 防災街づくり整備指針の基本事項

(1) 「港区防災街づくり整備指針」とは

災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針です。

防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標や基本方針等の基本的方向性を示すとともに、方向性に沿った整備の取組を総合的に示すものです。

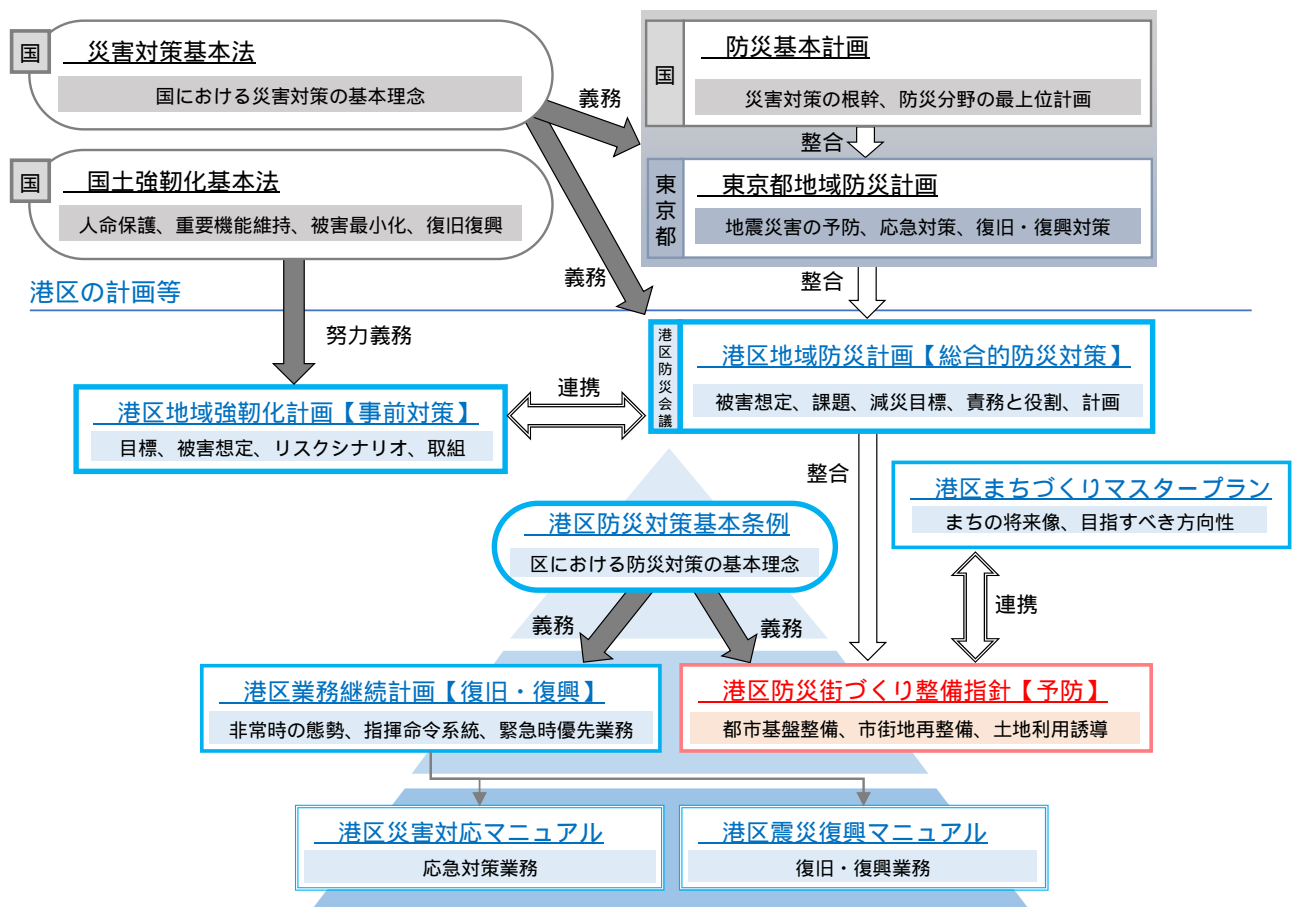
区・区民・事業者それぞれが、建築物の新築時、改築時や大規模開発時等防災性の向上に寄与する取組を行う際の手引書として活用します。

なお、本指針は平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、「港区防災街づくり指針」として平成10（1998）年5月に先駆的に策定され、その後、東日本大震災の発生、社会情勢や街の進展に合わせて、平成25（2013）年3月に「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。

(2) 指針の位置付け

本指針は、平成23（2011）年10月に公布された「港区防災対策基本条例」第9条第2項に規定する「災害に強い街づくりを総合的に推進するため」の指針です。

国・東京都の計画等



本指針の位置付け

※区が策定する計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



(3) 指針が対象とする内容

本指針は「港区地域防災計画」で想定する災害を対象とし、各種関連計画との整合等を図りつつ、以下の2つの点を対象とします。

主にハードの側面からの防災街づくり

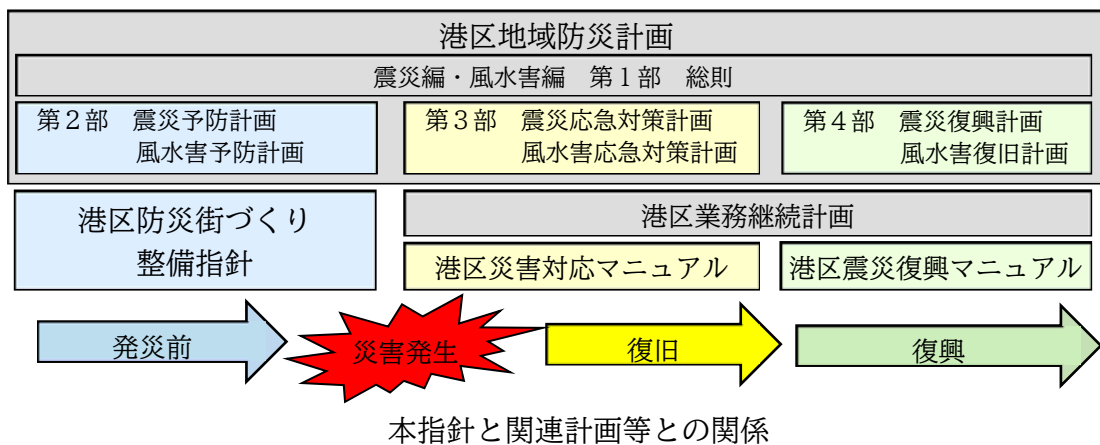
本指針は、防災に関わる様々な取組のうち、主としてハード（施設の整備等）の側面からの防災街づくりを対象とします。

防災街づくりにおいてはハード・ソフトの両方の取組が必要ですが、人の動き等のソフトに関する内容は、「港区地域防災計画」と整合を図るものとします。

災害発生前の予防段階での防災街づくり

本指針は、防災の取組の各段階のうち、主として予防段階の備えを対象とします。

災害発生後の応急対応から復興に至るまでの一連の流れでの防災街づくりの対応は、「港区震災復興マニュアル」等と整合を図るものとします。



※本指針における「街」と「まち」について

本指針は、防災に関わる様々な取組のうち、主としてハード（施設の整備等）の側面による防災街づくりを対象とすることから、各施策の基本方針等は漢字の「街」を用いています。また、港区防災対策基本条例に基づき、港区地域防災計画との整合性を図る本指針において、ハードとソフトの両輪による対策となる総合的な方針や取組の考え方については、平仮名の「まち」を用いています。

(4) 指針の対象期間

対象期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、港区を取り巻く社会状況、まちづくりマスタープランの見直しの状況等を確認し、必要に応じて改定を検討します。

本指針・主な関連計画の対象期間・計画期間

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
港区防災街づくり整備指針	旧指針 (H25～R4)				新指針 (R6～R15)									
港区まちづくりマスタープラン	(H29 から概ね 20 年後まで) ★R9 必要に応じて改定													
港区無電柱化推進計画 <small>旧計画：港区電線類地中化整備基本方針</small>	旧計画 (H26～R3)		新計画 (R4～R13)											
港区耐震改修促進計画	旧計画 (H29～R3)		新計画 (R4～R8)											

(5) 策定の主な背景

前回の指針が公表された平成 25（2013）年 3 月以降の社会情勢の変化等を踏まえ、「港区防災街づくり整備指針」を新たに策定します。

① 自然災害の頻発化・激甚化

- ・近年、地球温暖化や気候変動の影響により、特に水害については頻発・激甚化の傾向を見せ、浸水やライフライン途絶等の大きな影響が発生しています。
- ・現行指針では、浸水に関して従来の想定（東海豪雨）を対象としています。しかし、「想定最大規模」の浸水想定区域図（浸水・高潮浸水ハザードマップ）が公表され、あわせて「浸水継続時間」や「家屋倒壊等氾濫想定区域」が新たに公表されました。
- ・一方、大規模開発等に伴い地下空間が増加しており、浸水への対策が求められます。
- ・関東大震災から 100 年が経ち、我が国では、その間にも兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等巨大地震を多く経験しています。区でも、将来発生が想定されている首都直下地震等の被害を最小化する必要があります。

② 新たな津波、液状化シミュレーションの実施

- ・区では平成 25（2013）年 3 月に、区において津波や液状化に伴い危険性が最大となる地震を想定し、区独自の津波、液状化シミュレーションを実施しました。その後、平成 25（2013）年 12 月に中央防災会議が「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を公表し、津波の想定地震として「元禄関東地震」等の震源域を拡大した新たなモデルを設定し、液状化に関しては、首都直下地震として新たに「都心南部直下地震」（M7.3）等を設定しました。さらに、令和 4（2022）年 5 月に東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、中央防災会議の想定を踏まえ、津波、液状化シミュレーションの地震モデルを変更しました。これらの動きや新たな知見を踏まえ、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波や液状化のシミュレーションを実施する必要性が生じました。

③ 街づくりの進展

- ・本指針策定（平成 24（2012）年度）以降、区内では環状第 2 号線の開通や、虎ノ門ヒルズ駅、高輪ゲートウェイ駅といった新駅開業等、交通基盤の整備の進展が見られるほか、都市再生緊急整備地域における大規模開発をはじめとする各種街づくりとともに、道路やオープンスペース等の都市基盤の整備が進み、防災性の向上が図られてきました。
- ・一方で、ヒトやモノが高度に集積する都市であるがゆえに、災害時の混乱や二次災害の発生リスクも増加しています。

④ 先端技術の進展

- ・本指針策定（平成 24（2012）年度）以降、情報通信技術は急速に発達し、今後、各種分野において AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS 等、ICT の更なる展開が期待されています。
- ・防災街づくりにおいても、今後先端技術の活用を図り、より安全・安心な市街地を形成していくことが期待されます。
- ・港区は都心部に位置し、多くの先端企業が立地していることを踏まえ、各主体と連携しながら、将来を見据えて防災街づくりに取り組んでいくことが求められます。

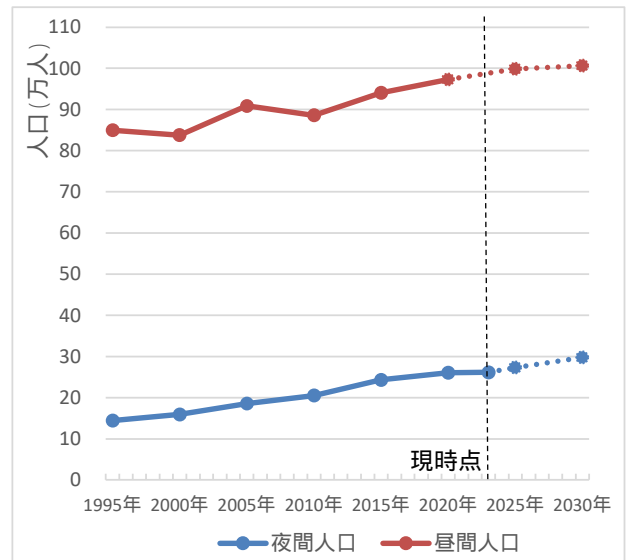
2. 防災街づくりに関わる現状と課題

(1) 社会情勢の変化

「防災街づくり整備指針」の新たな策定にあたっては、以下のような防災街づくりを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえる必要があります。

① 人口

- ・全国では、人口減少、少子高齢化が進み、地域活動の担い手の不足が課題となっています。一方、港区では今後も大規模開発が見込まれ、さらなる人口の増加が予測されています。
- ・昼夜間人口比は、夜間人口増加のため減少傾向ですが、引き続き高い状況です。
- ・外国人人口は、国家戦略特区等の影響を受けて、長期的には増加すると見込まれています。
- ・高齢化率（65歳以上人口の割合）は全国平均の29.0%（内閣府「令和5年版高齢社会白書」：令和4（2022）年10月時点）に比べて低く、今後10年程度は17～18%程度で推移することが予測されています。



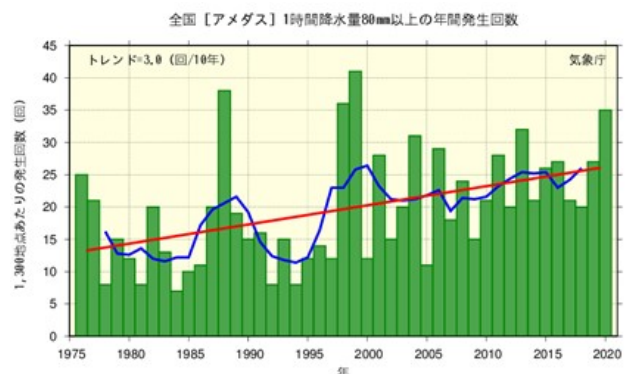
港区の夜間人口・昼間人口の推移・予測

（夜間人口）出典：「港区人口推計」（港区，令和5（2023）年3月）

（昼間人口）※東京都HP「国勢調査による東京都の昼間人口」（令和5（2023）年3月）、
「東京都昼間人口の予測」（東京都，令和2（2020）年3月）より作成

② 頻発化・激甚化する自然災害

- ・近年、地球温暖化や気候変動の影響により国内各地で気象災害が頻発しており、平成29（2017）年7月九州北部豪雨、平成30（2018）年7月豪雨、令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨等により、毎年のように豪雨災害により激甚な被害が発生しています。
- ・平成28（2016）年の熊本地震や平成30（2018）年の北海道胆振東部地震のように震度7が観測される地震が発生しているほか、首都直下地震や南海トラフの地震の発生が切迫しています。
- ・こうした状況を受け、水防法・土砂災害防止法等が改正され、地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練が義務化されました。



1時間降水量80mm以上の年間発生回数の経年変化

出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）の長期変化」

③ ゼロカーボンシティの実現に向けた動き

- ・気候変動との関連性が指摘されている自然災害の強大化等に伴い、「脱炭素社会」の実現に向けた動きが活発化し、まちづくり分野においても環境負荷低減へのより積極的な取組が求められています。こうした状況から、区は、「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」となる「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを表明するとともに、新たな「港区低炭素まちづくり計画（令和3（2021）年6月）」を策定し、都市の低炭素化に向けた取組を進めています。



区の事務事業における二酸化炭素排出量の削減目標

出典：「港区環境基本計画」（港区，令和3（2021）年3月）

- ・大規模な土地利用転換における従前の緑地の保全及び新たな緑地の創出の誘導や、緑化基準の強化等により、緑被率は年々増加しており、23区でも上位に位置しています。
- ・近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。防災面においても、雨水を貯留・浸透し、避難場所となる広場等により、防災力の向上に寄与すると考えられます。



港区の雨水流出抑制対策による浸透量

出典：「港区緑と水の総合計画」（港区，令和3（2021）年2月）

④ 街づくりの進展、街づくりに対するニーズの変化

- ・区内では道路整備や無電柱化、地下調節池等、都市基盤の整備による防災性の向上が着実に進められています。また、個々の建物の耐震化や不燃化のほか、大規模開発等による防災力の向上も図られてきました。
- ・都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」内では、大規模な地震が発生した場合における滞留者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。
- ・地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上等、様々な目的を持ち各種活動を行っているエリアマネジメント団体が、災害時でも都市機能を維持・継続するため、DXを活用した被害

情報、混雑情報等の情報共有、帰宅困難者向けの情報発信等を進めている事例がみられます。

- ・多くの社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されているため、戦略的に維持管理・更新することが求められています。
- ・適切な維持管理や修繕がなされず老朽化したマンションは、居住環境の悪化だけでなく、構造上の安全性の低下を引き起こす可能性があります。
- ・自転車シェアリングは区及び周辺 15 地区で広域相互利用が可能となっており、また、区内の自転車シェアリングポート及び自転車走行空間の整備が進んでいます。



3D 都市モデルを利用した
避難シミュレーション
出典：国土交通省 HP (PLATEAU)
防災エリアマネジメント DX



自転車シェアリング
出典：港区 HP
令和 3 (2021) 年 10 月に発生した地震 (区内で震度 4)
に伴い鉄道が一時運休した際、帰宅の移動手段として自転
車シェアリングが利用されました。

⑤ アフターコロナのまちづくりとライフスタイルの多様化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として、オフィスではテレワークやオンライン会議の導入による働き方の変化等、新しい生活様式が定着しています。コロナ禍からの復興は、コロナ以前の社会に戻るのではなく、コロナによる人々の価値観や社会の変化に柔軟に対応しながら、多様性と包摂性に溢れた、強靱で持続可能な社会を実現する機会です。
- ・区では、多種多様な企業が集積するとともに、外国人人口の多さ等からも、多様なライフスタイルに配慮することが必要となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所等の検討のほか、地震と水害等の複合災害についての検討も必要です。

⑥ SDGs (持続可能な開発目標) への対応

- ・平成 27 (2015) 年 9 月、「国連持続可能な開発サミット」において「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標 (SDGs) として、「住み続けられるまちづくりを」や「気候変動に具体的な対策を」等、世界全体で令和 12 (2030) 年をめざし明るい未来をつくるための 17 のゴールが示されています。SDGs の目標達成に向けて、災害に強く安全で強靱な防災街づくりを進めていくことが求められています。



SDGs の 17 の目標

出典：国際連合広報センターHP

⑦ 先端技術の活用

- ・情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS 等、ICT の防災施策（安否確認、被害予測、情報管理等）への積極的な活用が期待されています。
- ・小型無人航空機（ドローン）により、超高層ビル街における災害時の映像の撮影・伝送、スピーカーから地上の滞留者に音声を発する滞留者誘導等に活用できるようにする等、様々な実証実験が行われています。
- ・二次元バーコードによる一時滞在施設入退館のデジタル化、混雑情報の提供、SNS による安否確認、住民等への避難の要否・推奨避難先・避難時の注意の通知等、DX を活用した実証実験、防災訓練が行われています。
- ・停電時に、公共施設、企業（自動車販売店等）、家庭の電気自動車（EV）が、病院や避難所等からの配車要請を受けて電気を届け、家電・携帯電話充電器等に直接給電するマッチングネットワークの構築を進めている自治体が見られます。また、地域ごとに自立的に電気を「作る」「ためる」「使える」環境づくりを促進するため、家庭の太陽光発電・蓄電設備や、EV 等の電気を家庭で使うために必要な V2H（Vehicle to Home）機器の購入等に、自治体が助成している事例も見られます。
- ・停電時に、電気自動車と建物をつなぎ、エレベーターを利用可能にする等の V2X（Vehicle to everything）システムの活用が期待されています。
- ・災害時の避難や救護活動のほか、物資の輸送等にも活用できる可能性のある、小型モビリティや自動運転技術について、構想の作成や実証実験が行われています。



V2X による停電時の電気自動車からエレベーターへの給電

出典：株式会社日立ビルシステム HP

V2X システムの例
(エレベーターへの給電)



⑧ 災害関連の法令等の改正等

- ・本指針策定（平成 24（2012）年度）以降、災害関連の法令等が改正されています。

法令の名称	改正の時期	改正の概要
災害対策基本法	平成 25（2013）年	・避難所と避難場所を区別して指定
	令和 3（2021）年	・避難指示・避難勧告を一本化
水防法	平成 27（2015）年	・想定最大規模の浸水想定を実施 ・地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成を義務化
	平成 29（2017）年	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化 ・過去の浸水実績等を水害リスク情報として住民へ周知する制度を創設
土砂災害防止法	平成 29（2017）年	・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化
耐震改修促進法	平成 25（2013）年	・一部建物で耐震診断を義務化
	平成 31（2019）年	・通行障害建築物となる組積造の塀で耐震診断を義務化
宅地造成及び特定盛土等規制法	令和 5（2023）年	・盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
国土強靱化基本法	平成 25（2013）年	・強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として地方公共団体による地域強靱化計画の作成を位置づけ

⑨ 港区のハザードマップの改定等

- ・本指針策定（平成 24（2012）年度）以降、港区のハザードマップ等が更新されています。

名称	所管課	改定の時期	改定等の概要
浸水ハザードマップ	土木課	令和 5（2023）年 2 月	・水防法改正により東京都が公表した想定し得る最大規模降雨を対象にした「浸水予想区域図」をもとに改定
高潮浸水ハザードマップ	防災課	令和 2（2020）年 7 月	・水防法改正により新たに東京都が公表した「高潮浸水想定区域図」をもとに新規作成
津波ハザードマップ	防災課	令和 5（2023）年度	・令和 4（2022）年度に実施した区独自の津波シミュレーションの結果に基づき作成予定
土砂災害ハザードマップ	防災課	令和元（2019）年 9 月	・土砂災害防止法により東京都が指定した「土砂災害警戒区域等」をもとに新規作成
揺れやすさマップ	建築課	令和 5（2023）年度	・東京都が新たに公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」をもとに作成予定
液状化マップ	建築課	令和 5（2023）年度	・令和 4（2022）年度に実施した区独自の液状化シミュレーションの結果に基づき作成予定

港区のハザードマップ



(2) 上位・関連計画

① 防災基本計画（中央防災会議，令和5（2023）年5月）

- ・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画で、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示しています。この計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を作成します。

防災基本
計画



② 国土強靱化基本計画（内閣官房，令和5（2023）年7月）

- ・国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものであり、脆弱性評価結果を踏まえた、個別施策分野、横断的分野それぞれの推進方針を定めています。
- ・防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和7（2025）年度までの5か年に重点的に取り組むべき123対策を示した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2（2020）年に公表しました。

国土強靱
化基本計
画



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の重点的に取り組むべき対策例

出典：「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（内閣官房，令和2（2020）年12月）

③ 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

- ・災害対策基本法に基づき策定する計画で、「安全な都市づくりの実現」のなかで、整備地域の不燃領域率70%、防災上重要な公共建築物の耐震化率100%等の目標を掲げています。
- ・また、防災都市づくり事業等として、「都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する」と示しています。

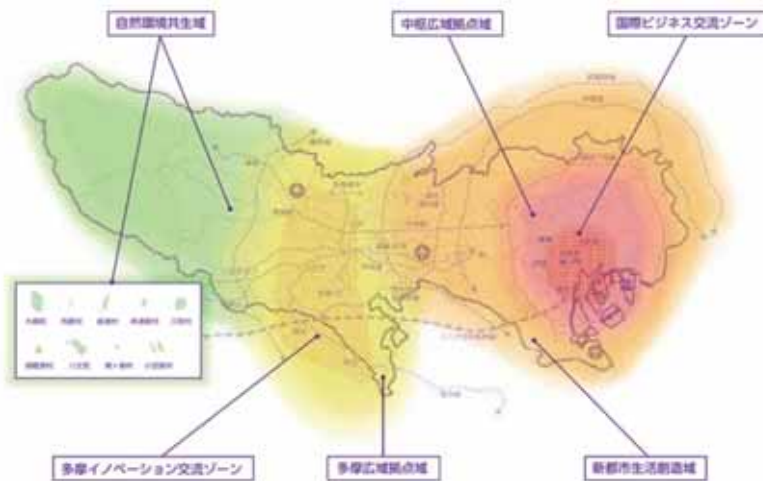
東京都地
域防災計
画



④ 都市づくりのグランドデザイン（東京都，平成 29（2017）年）

- ・平成 28 年に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したものです。
- ・「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組を示しています。
- ・「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指し、港区は「国際ビジネス交流ゾーン」と位置づけられています。
- ・防災に関する政策方針の取組に、木造住宅密集地域の解消、大規模水害リスクへの対応、土砂災害等への備え、都市活動と都民の生活を継続し速やかな復興等を掲げています。

都市づくりのグランドデザイン



4つの地域区分と2つのゾーン

出典：「都市づくりのグランドデザイン」（東京都，平成 29（2017）年）

⑤ 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくりー(東京都，令和 3（2021）年 3 月)
- ・激甚な災害にも負けない東京を目指し、「高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出等を推進するとともに、データの見える化・活用やデジタルツイン※の下での、高度なシミュレーションの実施等により災害対策や事前復興の充実を図る等、AI や ICT 等先端技術も活用しながら激甚化する災害にも対応した強靱な都市の形成を一層促進する。」と示しています。

都市計画区域マスタープラン



※デジタルツイン：インターネットに接続した機器等を利用して現実空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実空間の環境を再現することで、モニタリングやシミュレーションを可能にする仕組みのこと。

⑥ 防災都市づくり推進計画（東京都，令和2（2020）年3月）

- ・東京都震災対策条例に基づき、主に延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保等、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。
- ・木造住宅密集地域のうち、震災時に特に激甚な被害が想定される地域を「整備地域」として指定し（区内に整備地域はありません。）、「木密地域不燃化10年プロジェクト」における不燃化推進特定整備地区の区域を「重点整備地域」に指定し、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施するとしています。

防災都市
づくり推
進計画



延焼遮断帯

出典：「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東京都，令和3（2021）年3月）

⑦ 港区基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

- 基本計画は、めざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を掲げ、人口動向や財政状況等社会情勢の変化を見据えて、「計画の基本的な考え方」と7つの「重点課題」を設定し、「分野別計画」と「実施計画」により取組を着実に推進することで、めざすまちの姿を実現する計画です。
- 分野別計画では、政策として「世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する」、「自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める」、「安全で安心して暮らせる都心をつくる」等を掲げ、そのなかの主な取組について「橋りょうの計画的な整備」、「災害時のトイレ対策の充実」等を重点課題に対応する計画事業としています。

港区基本計画



めざすまちの姿
区民とともに描いた
計画最終年度の港区の姿

P.6

背景
区政の根幹を成す
人口と財政収支の見通し

P.16

計画の基本的な考え方
社会状況の変化を見据えて設定した
計画を推進する基本的な考え方

P.22

重点課題
めざすまちの姿を実現するため
7つの重点課題を設定

P.24

誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区

1 区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、活気あるまちが実現している

2 誰もが住みやすく、夢に向かって挑戦し、いきいきと輝きながら活動するまち

3 あらゆる危機に強く、誰もが安全に安心して暮らすことができ、笑顔あふainingまち

4 競争する先端技術が区民サービスに活用され、便利で快適な区民生活が実現している最先端のまち

人口の見通し

◎計画最終年度までに約25,000人増加*

令和8(2026)年10月1日の想定人口

人口 284,647人

◎令和3(2021)年度に人口が減少した後、毎年5千人～7千人程度増加
◎年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)及び老年人口(65歳以上)のいずれも増加
◎令和2(2020)年10月1日現在の人口と令和8(2026)年10月1日の人口推計を比較

財政収支の見通し

歳入

- ◎特別区民税の取組など区財政を取り巻く状況は厳しくなる見通し。

歳出

- ◎新型コロナウイルス感染症への対策、人口増加に伴う行政需要への対応が必要

▶特別区民税収入の推移

「分野別計画」「実施計画(計画事業)」により取組を着実に推進

1 新たな時代を切り拓く区政運営への転換

- ◎ロボット、AI、5Gなど新しい技術が進展
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の暮らしや働き方は大きく転換
- ▶先端技術を活用して便利で快適な区民生活を実現

2 SDGsの達成に向けた取組の推進

- ◎国際目標として採択されたSDGsの達成に向け、自治体にも大きな役割が期待
- ▶SDGsと政策・事業との関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて計画を策定して推進

3 あらゆる危機から区民を守る安全・安心なまちづくりの推進

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機
- ◎自然災害の脅威、首都圏下地層発生への切迫
- ▶新たな感染症や大規模地震、水害など、あらゆる危機から区民の生命を守る取組を推進

4 将来需要を的確に捉えた公共施設整備の推進

- ◎人口増加に伴い施設需要が増加する見通し。
- ◎特別区民税の取組を見据えて、財政負担の一部の軽減や平準化が必要
- ▶区が所有する土地や建築物を効果的に活用するとともに、創発的なマネジメントを推進

5 行政、区民、民間、全国各地域の4つの力を生かした区政運営の展開

- ◎平成18(2006)年から区役所・支所改革を実施し、区民の参画と協力を推進
- ◎区内に多く集積する企業や全国各地域との連携を強化
- ▶「参画と協働」「企業連携」「全国連携」を契機に、協力を生かした区政を展開

6 PDCAサイクルの効果的な運用

- ◎計画の成果を分析・評価して改善を図ることが必要
- ▶政策と事業に計画の効果を測る成果指標を設定し、PDCAサイクルも適切に運用

3-1 「新たな時代」に対応した区政運営への転換

- ▶学校のデジタル化の推進
- ▶ICTを活用した誰もがいつでもどこでも手続ができるサービスの実現

対応するめざすまちの姿 4

3-2 「あらゆる危機から区民を守る」の推進

- ▶特別区民税の削減
- ▶新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応

対応するめざすまちの姿 3

3-3 「あらゆる危機に強く、誰もが安全に安心して暮らすこと」の推進

- ▶災害対策の拡大
- ▶建築物の省エネルギー化の推進

対応するめざすまちの姿 3

3-4 「多様な人がともに支え合いながら暮らす」の推進

- ▶福祉総合窓口の設置
- ▶高齢者社会の構築

対応するめざすまちの姿 1-2

3-5 「人口増加」に伴い拡大する行政需要への的確な対応

- ▶学校施設の充実
- ▶特別養護老人ホームの整備

対応するめざすまちの姿 2

3-6 「協働の推進」の推進

- ▶産業振興センターの整備
- ▶企業等と協働して行う取組の創出
- ▶全国各地域との連携の力を活用した取組の推進

対応するめざすまちの姿 1

3-7 「参画と協働」の推進

- ▶「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組
- ▶MINATOシティハーブマラソンの開催

対応するめざすまちの姿 1-2

基本計画の骨格

出典：「港区基本計画」（港区，令和3（2021）年3月）

18

⑨ 港区地域防災計画（令和6（2024）年3月予定）

- ・港区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成される防災に関する総合的な計画です。港区の地域に係る災害に関し、「自助」「共助」「公助」を実現し、区及び地域における防災関係機関がその所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
- ・令和4（2022）年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」や、それを受けて令和5（2023）年3月に区が独自に追加で実施した「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」、5月に国の中央防災会議が修正し公表した「防災基本計画」、東京都防災会議が修正し公表した「東京都地域防災計画」を踏まえ、港区地域防災計画を令和6（2024）年3月に修正する予定としています。

港区地域
防災計画



⑩ 港区地域強靱化計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

- ・国土強靱化基本法に基づき、港区における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために作成する計画です。港区基本計画との整合や各個別計画との関連の下で、地域を強靱化する上での目標、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と対応方策等を示しています。

港区地域
強靱化計
画



⑪ 港区耐震改修促進計画（令和4（2022）年3月）

- ・区民の生命と財産を保護するとともに都市機能を維持するため、耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的として作成する計画です。
- ・住宅、緊急輸送道路沿道建築物、特定建築物、区有建築物ごとに耐震化の目標を設定し、4つの基本方針に沿った施策を掲げています。

港区耐震
改修促進
計画



⑫ 港区公共施設マネジメント計画（平成28（2016）年度）

- ・区民の安全・安心の確保、区有施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化を図るため、区有施設の整備・活用の方針、維持管理の進め方等に関する基本的な考え方を示した計画です。
- ・この計画の個別実行計画となる「港区道路施設維持管理計画」（令和3（2021）年度）や「港区公園施設等維持管理計画」（令和3（2021）年度）等に基づき、予防保全型管理により施設の長寿命化対策や計画的な補修・更新を実施しています。なお、令和42（2060）年の区有施設の保有量目標を80万㎡に抑制し、目標耐用年数を原則竣工後80年以上としています。

港区公共
施設マネ
ジメン
ト計
画



⑬ 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）

・今後の区における首都直下地震対策の重点施策や対策の方向性を示すために、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都，令和4（2022）年5月）をもとに、区の地域特性から見える被害と課題を分析したものです。

港区における
首都直下地震
被害想定調査・
分析結果



各地区の特徴や課題、対策の方向性（総括）

出典：「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」（港区，令和5（2023）年3月）

(3) 港区の現状

- ・港区は起伏のある地形が緑豊かで変化に富んだ市街地を産み出している一方で、土砂災害等の自然災害に対するリスクも抱えています。
- ・古くから住宅地が広がり、生活都心として成長してきましたが、一部の地域には古い家屋や細街路が残っており、火災や延焼のリスク、救助活動が困難等のリスクを抱えています。
- ・多くの人や企業が集まり日本経済を牽引する拠点を形成している一方で、多くの人が集まる場所での混乱や二次被害の拡大リスクも抱えています。
- ・JR や地下鉄等多くの交通インフラが発達し、快適な都市機能を支えている一方で、災害時には多くの帰宅困難者が発生するリスクも抱えています。

① 災害の危険性

本指針では、港区内で想定されている下記の災害を対象とします。

災害の種別		対象とする災害の規模	【参考】現行指針の対象
風水害	河川や内水の氾濫	想定最大規模 (153mm/時、総雨量 690mm) 出典：港区浸水ハザードマップ (令和5(2023)年2月)	東海豪雨(114mm/時、総雨量 589mm) 出典：港区洪水ハザードマップ(平成21(2009)年) 荒川流域で200年に1回程度発生する規模の大雨 (総雨量 548 mm、降雨日数3日間) 出典：港区荒川流域洪水ハザードマップ(平成18(2006)年)
	高潮	想定最大規模 (中心気圧：室戸台風級) 出典：港区高潮浸水ハザードマップ (令和2(2020)年7月)	伊勢湾台風級 出典：東京都地域防災計画(平成19(2007)年)
	土砂災害	土砂災害警戒区域等 出典：港区土砂災害ハザードマップ (令和元(2019)年9月)	安定度の低い急傾斜地(急傾斜地崩壊危険箇所のうち工作物等基礎調査で港区が抽出した箇所) 現行指針では地震災害に分類
地震	揺れ・液状化	都心南部直下地震(M7.3)※1 出典：津波・液状化シミュレーション結果 (港区,令和5(2023)年3月) 首都直下地震等による東京の被害想定 (東京都,令和4(2022)年5月)	東京湾北部地震(M7.3) 出典：首都直下地震等による東京の被害想定(東京都,平成24(2012)年) 津波・液状化シミュレーション結果(港区,平成25(2013)年)
	津波	元禄型関東地震(M8.5)※2 南海トラフ巨大地震(M9.1)※3 出典：津波・液状化シミュレーション結果 (港区,令和5(2023)年3月)	元禄型関東地震(M8.2) 出典：津波・液状化シミュレーション結果(港区,平成25(2013)年)

※1 都心南部直下地震(M7.3)：

H25.12 中央防災会議想定、R4.5 東京都想定において「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」としており、港区にとって最も影響が大きい(想定震度が大きく、液状化危険度が高い)地震として選定しました。

※2 元禄関東地震(M8.5)：

国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き」(H24.2)において「津波浸水想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を対象に設定する。」としています。R4.5 東京都想定では、30年発生確率がほぼ0%として想定の対象から除外されていますが、H25.12 中央防災会議想定が想定の対象としていることを踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震として選定しました。

※3 南海トラフの巨大地震(M9.1)：

R4.5 東京都想定で想定の対象としていることを踏まえ、より発生の可能性が高い想地震として選定しました。

地形・標高

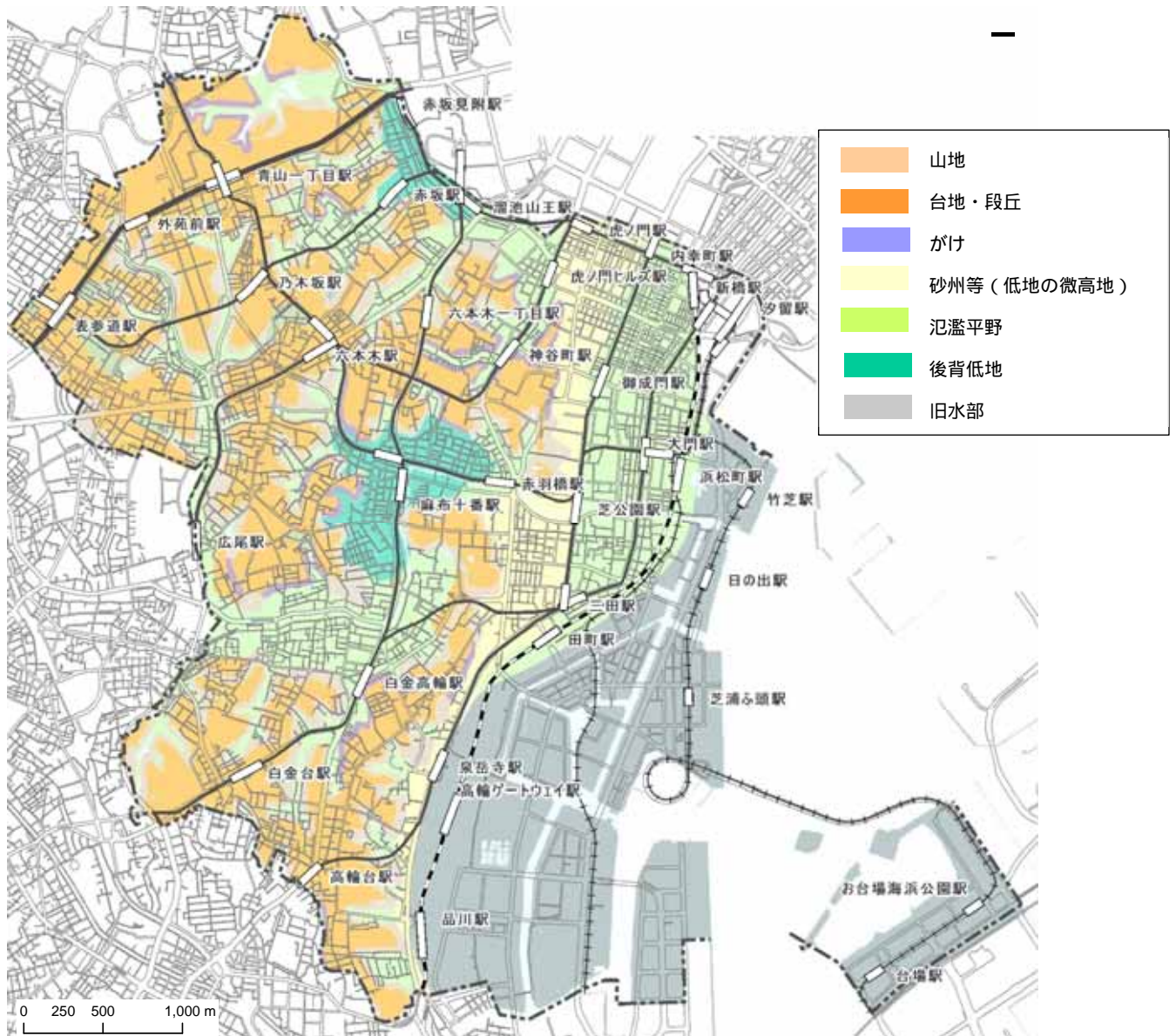
■地形

【特徴】

- ・区内の地形は、北西一帯の高台地（麻布、赤坂、高輪地区）と東の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地（芝、芝浦港南地区）からなっており、起伏に富んだ地形となっています。

【課題】

- ・起伏が大きい高台地では土砂災害、低地や河川流域では浸水等の被害を受けるおそれがあります。



※国土地理院 HP「地理院地図 地形分類（自然地形）」より作成

地理院地図



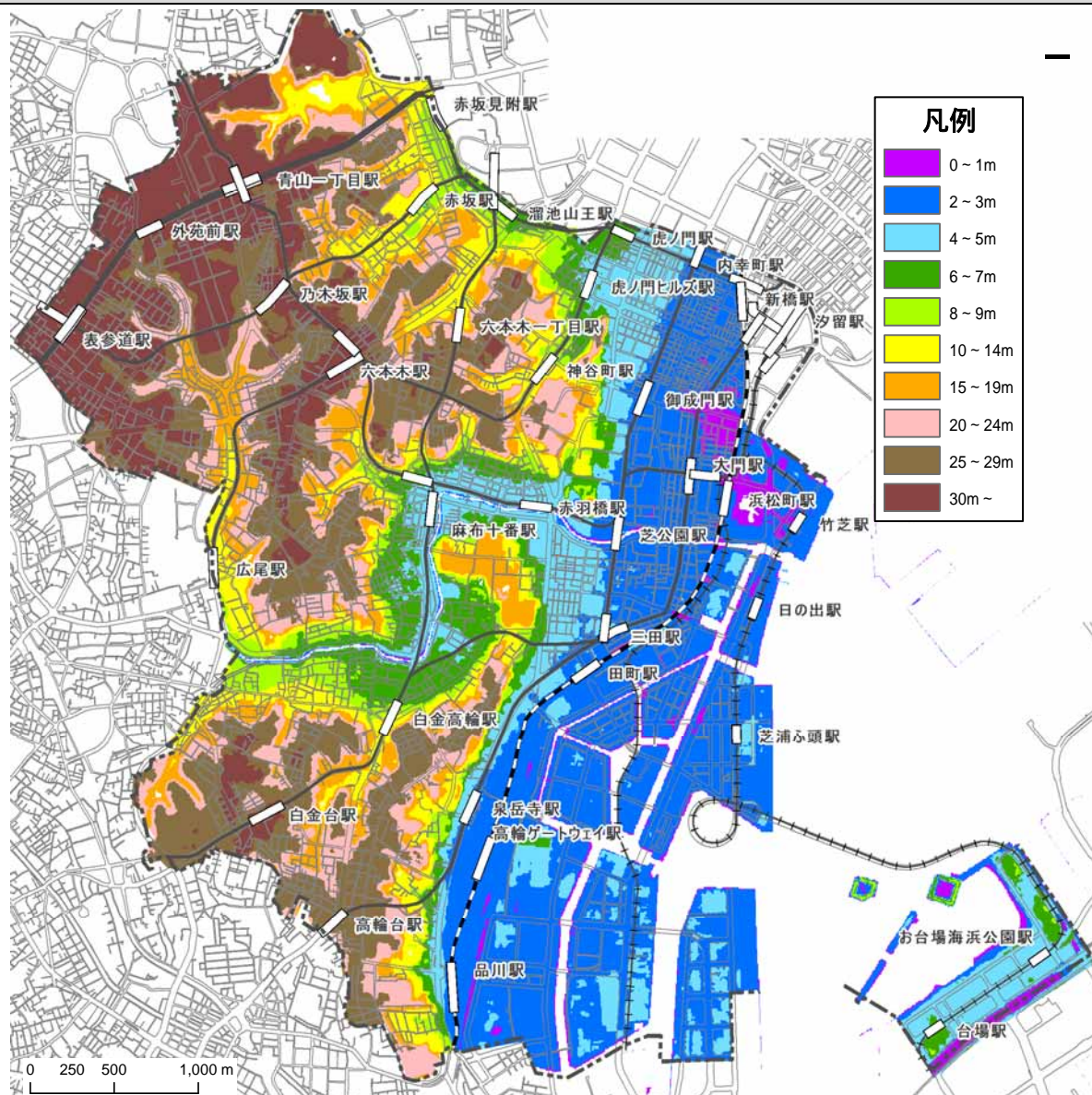
標高

【特徴】

- ・港区東部の標高は、概ね日比谷通り・第一京浜より海側が3m以下で、最低地は JR 浜松町駅付近で海拔 0.08m ですが、いわゆるゼロメートル地帯（標高0m未満）はありません。一方、台場の標高は4m以上と比較的高くなっています。
- ・港区西部の標高は、起伏に富み、赤坂地区を中心に標高30m以上となっているものの、古川をはじめ、谷筋では周囲に比べ標高が最大20m程度低くなっています。

【課題】

- ・起伏が大きい高台地では土砂災害、低地では浸水等の被害を受けるおそれがあります。



※国土地理院 HP「基盤地図情報 DEM」（平成22（2010）年）より作成

地理院地図



河川や内水の氾濫

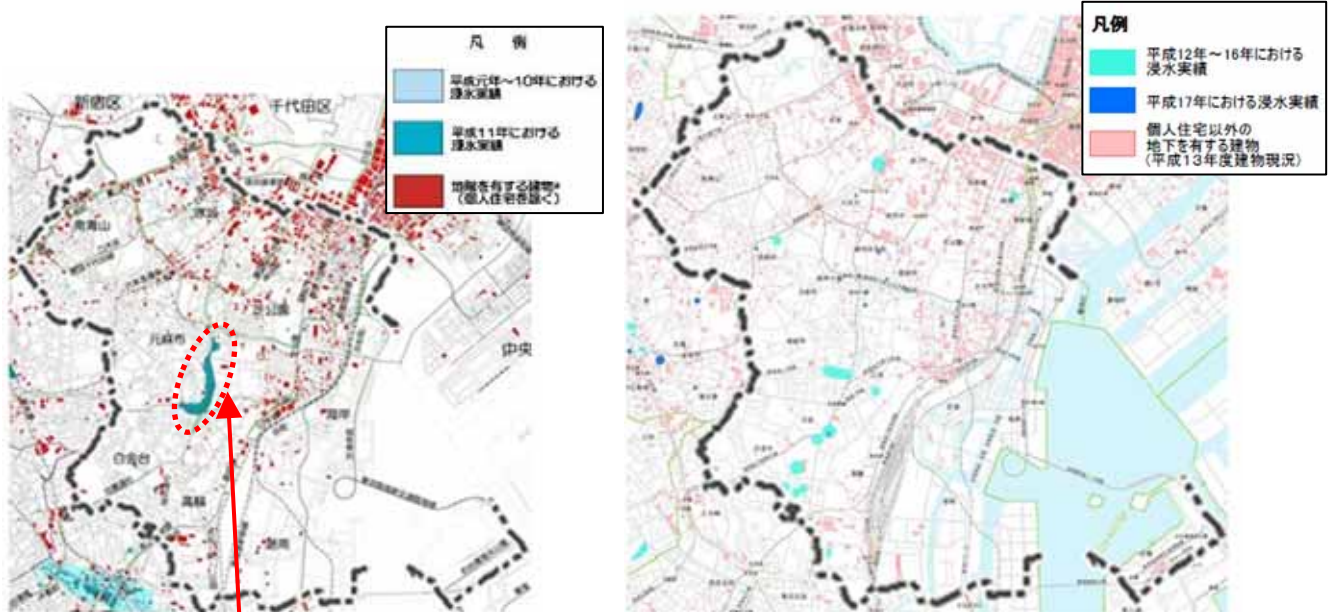
浸水実績

【特徴】

- 区内では数年に1度程度、古川沿岸、高輪地区を中心に浸水被害が発生し、過去約20年間で約270世帯が床上浸水、約1,070世帯が床下浸水の被害を受けています。

【課題】

- 区内では、過去に浸水被害が発生しています。



浸水実績図（平成元（1989）～11（1999）年）

浸水実績図（平成12（2000）～17（2005）年）

※東京都建設局 HP（浸水実績図）に一部加工

※平成18（2006）年以降の「浸水実績図」は、水害区域の面積が0.1ha未満、被害建物棟数が10棟未満等の理由で、区内では作成されていません。

年月日	気象	1日の降水量 (mm)	時間最大降水量 (mm)	床上浸水 (世帯数)	床下浸水 (世帯数)	地下浸水 (棟数)
平成11年8月29日	集中豪雨	125	115	191	741	35
平成12年7月3日	集中豪雨	44	43	4	59	3
平成12年7月4日	集中豪雨	61	57	46	229	37
平成14年9月6日、7日	集中豪雨	167	65	1	6	0
平成16年10月9日、10日	台風22号	218	67	15	5	0
平成16年10月20日	台風23号	197	47	3	14	0
平成17年9月4日、5日	集中豪雨	60	57	2	3	0
平成17年9月11日	集中豪雨	73	64	4	2	1
平成21年8月10日、11日	台風9号	99	52	0	1	0
平成22年9月8日	台風9号	107	78	3	0	0
平成22年12月3日	大雨	39	37	2	2	1
平成26年6月29日	集中豪雨	58	44	2	6	0
合計				273	1,068	77

出典：港区 HP「浸水に備えて」（港区浸水ハザードマップにも同内容の記載あり）に一部加工

浸水深（河川や内水の氾濫，想定最大規模）

【特徴】

- ・ 想定最大規模の降雨による浸水予想区域（内水を含む）が公表され、浜松町駅周辺や古川沿岸を中心に最大1 m以上の浸水が想定されていますが、2階が浸水する程度の浸水深3 m以上の区域はほとんどありません。約12.2万人の区民が浸水想定区域内に、そのうち約5.3万人が浸水深0.5 m以上（床上浸水する程度）の区域内に居住していると推計されます。

【課題】

- ・ 想定最大規模の降雨により、区内の広い範囲で浸水のおそれがあります。

【想定最大規模の降雨とは】

水防法による「想定し得る最大規模の降雨」で、古川（洪水予報河川）においては、24時間総雨量690mm，時間最大雨量153mmです。

なお、気象庁の東京観測所（千代田区）における過去約150年間の24時間最大雨量は392mm（昭和33（1958）年9月）、1時間最大雨量は88mm（昭和14（1939）年7月）となっています。



※「港区浸水ハザードマップ」(港区，令和5（2023）年2月）より作成、背景図は地理院地図

浸水継続時間（河川や内水の氾濫，想定最大規模）

【特徴】

- ・ 浸水継続時間は 12 時間未満の区域がほとんどですが、浜松町駅周辺の一部に浸水継続時間が最大 1 日間の区域がみられます。

【課題】

- ・ 浸水が最大 1 日程度継続し、その間、浸水建物滞留者が孤立するおそれがあります。

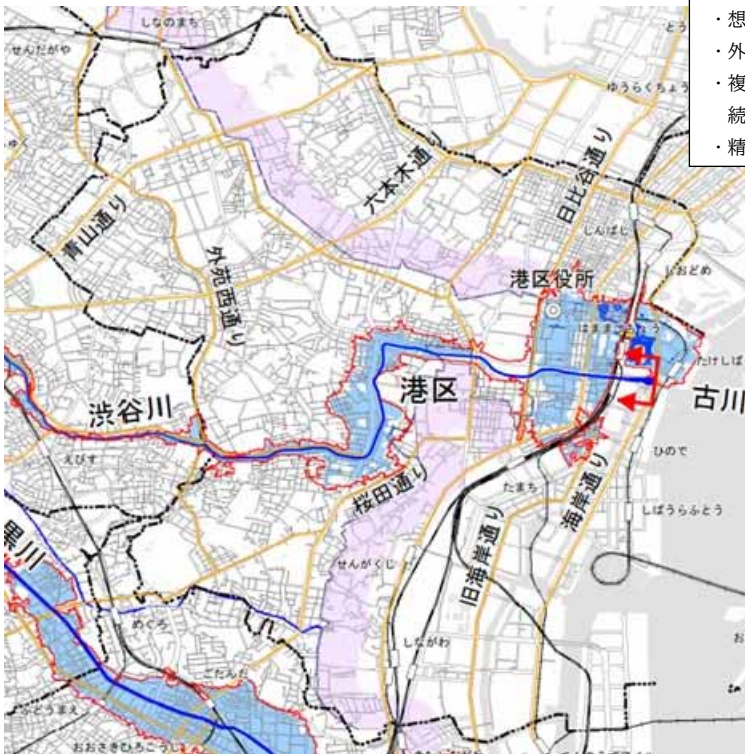
【浸水継続時間とは】

屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 50cm 以上となる時間です。

なお、浸水継続時間は、古川の氾濫による浸水想定区域のみを対象とし、内水による浸水が想定される浸水予測区域は対象としていません。

【想定条件】

- ・ 想定最大規模の降雨（総雨量 690mm，時間最大雨量 153mm）を対象
- ・ 外水（古川）のみ対象で、内水を考慮していない
- ・ 複数の箇所で氾濫した場合をシミュレーションし、その最大浸水継続時間を表示
- ・ 精度は 10m メッシュ



出典：古川水系渋谷川・古川，目黒川水系目黒川，呑川水系呑川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）
（東京都，令和元（2019）年6月）

高潮浸水

浸水深（想定最大規模）

【特徴】

- ・ 想定最大規模（室戸台風級）の高潮浸水予想区域図が公表され、新橋駅や浜松町駅周辺を中心に、概ね日比谷通りより海岸側の広範囲で最大1m以上の浸水が想定され、2階が浸水する程度の浸水深3m以上の区域も、浜松町駅や品川駅周辺に一部みられます。約6.6万人の区民が浸水想定区域内に、そのうち約4.8万人が浸水深0.5m以上（床上浸水する程度）の区域内に居住していると推計されます。

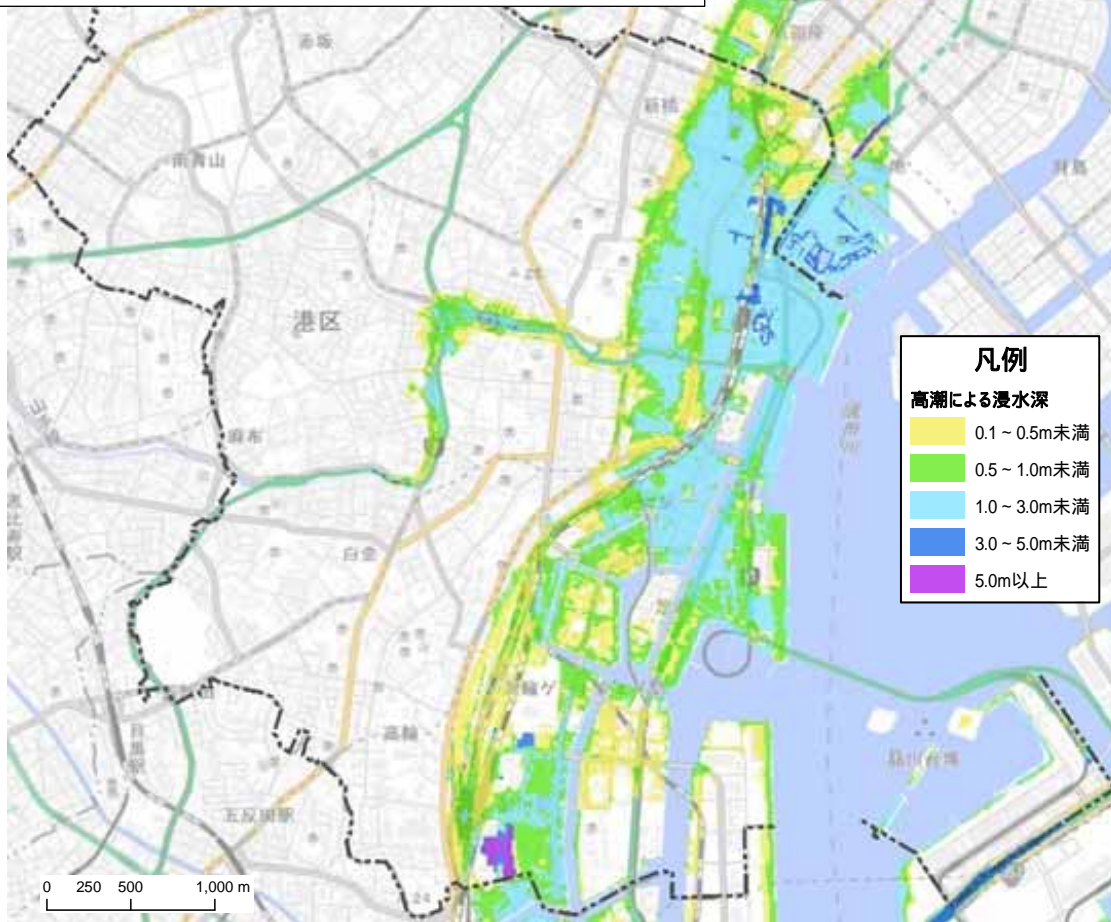
※台風の中心気圧は、日本に上陸した既往最大規模の台風である室戸台風（昭和9（1934）年）を基本とし、910hPaとしています。この台風が東京湾の周辺を通過する確率は、1,000～5,000年に1回と想定されています。また、想定最大規模の高潮と同時に計画規模の洪水が発生することを想定し（内水は想定していない）、堤防等の決壊、停電による排水施設の機能停止を考慮しています。

【課題】

- ・ 想定最大規模の台風により、区東部の低地を中心に浸水のおそれがあります。

【想定条件】

- ・ 想定最大規模の高潮（中心気圧：室戸台風、移動速度：伊勢湾台風）を対象
- ・ 台風の経路を9経路選定し、それぞれシミュレーションのうえ最大浸水深を表示
- ・ 初期潮位は朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）に異常潮位を加えたA.P.+2.24m
- ・ 同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）
- ・ 堤防等は決壊
- ・ 停電による排水施設の機能停止を考慮（自家発電のみによる運転のみ想定）



※「港区高潮浸水ハザードマップ」（港区，令和2（2020）年7月）より作成、背景図は地理院地図

浸水継続時間（想定最大規模）

【特徴】

- ・ 浸水継続時間は 12 時間未満の区域がほとんどですが、浜松町駅周辺、芝浦ふ頭の一部に浸水継続時間が 1 週間以上の区域がみられます。

【課題】

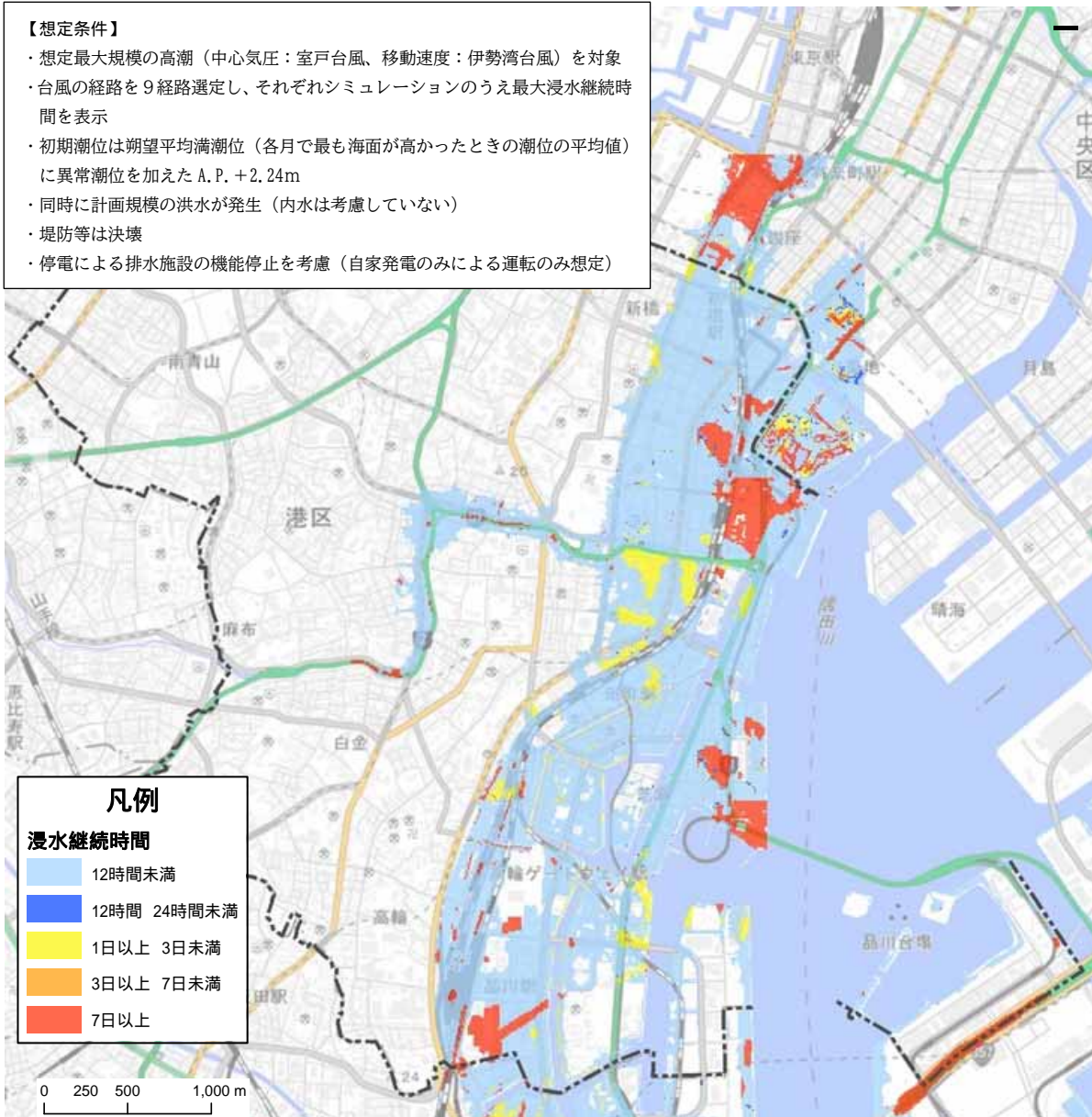
- ・ 浸水が最大 1 週間以上継続する地区があり、その間、浸水建物滞留者が孤立するおそれがあります。

【浸水継続時間とは】

屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 50cm 以上となる時間です。

【想定条件】

- ・ 想定最大規模の高潮（中心気圧：室戸台風、移動速度：伊勢湾台風）を対象
- ・ 台風の経路を 9 経路選定し、それぞれシミュレーションのうえ最大浸水継続時間を表示
- ・ 初期潮位は朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）に異常潮位を加えた A.P. +2.24m
- ・ 同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）
- ・ 堤防等は決壊
- ・ 停電による排水施設の機能停止を考慮（自家発電のみによる運転のみ想定）



※東京都高潮浸水想定区域図【想定最大規模】（浸水継続時間）（東京都，平成 30（2018）年 3 月）より作成
背景図は地理院地図

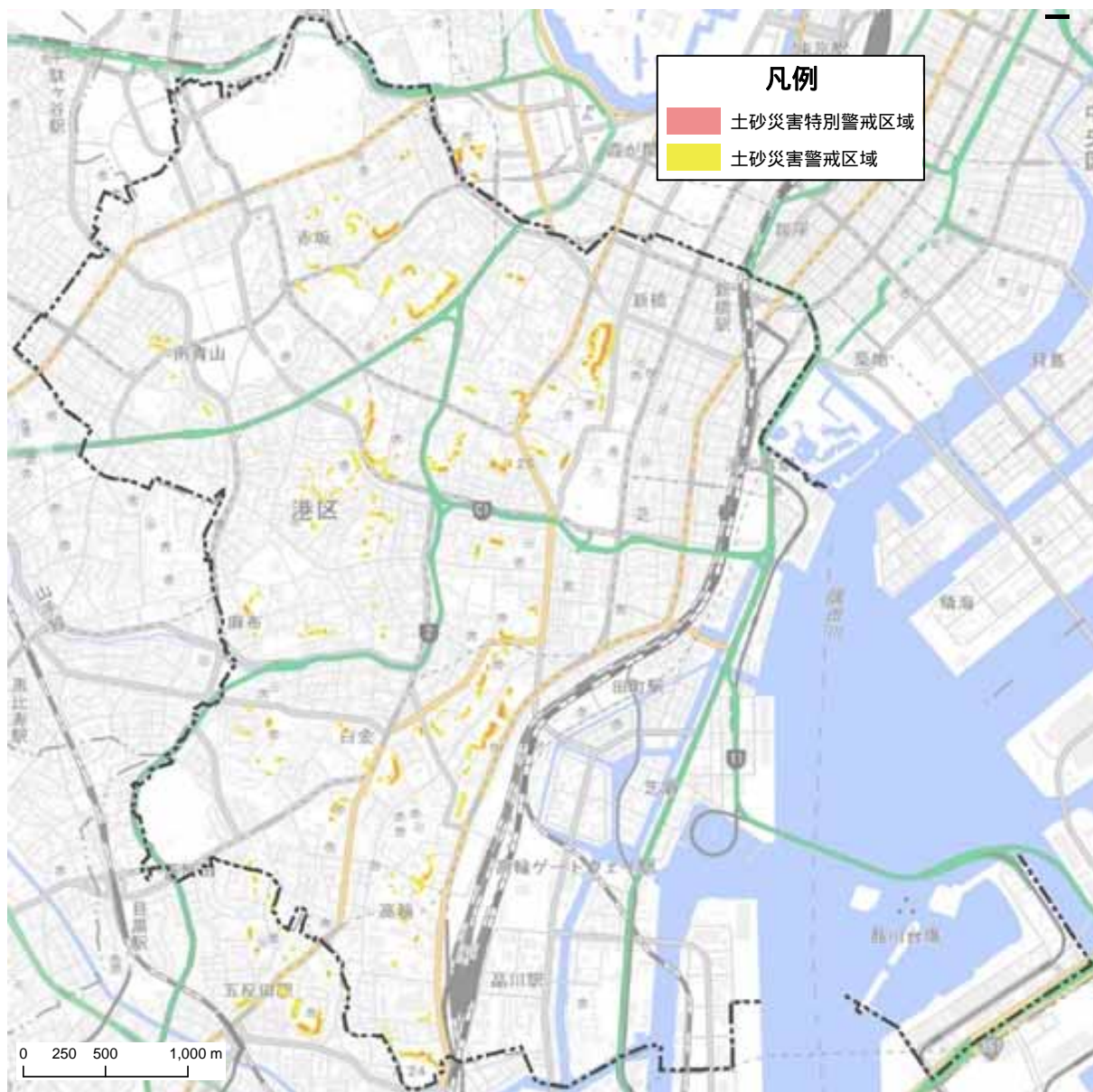
土砂災害警戒区域等

【特徴】

- ・起伏の大きい区西部では、東京都により 23 区内最多の 208 か所の土砂災害警戒区域、141 か所の土砂災害特別警戒区域が指定され、約 1.3 万人の区民が居住していると推計されます。

【課題】

- ・地震や大雨等により、がけ崩れが発生するおそれがあります。



※「港区土砂災害ハザードマップ」(港区, 令和元(2019)年9月)より作成、背景図は地理院地図

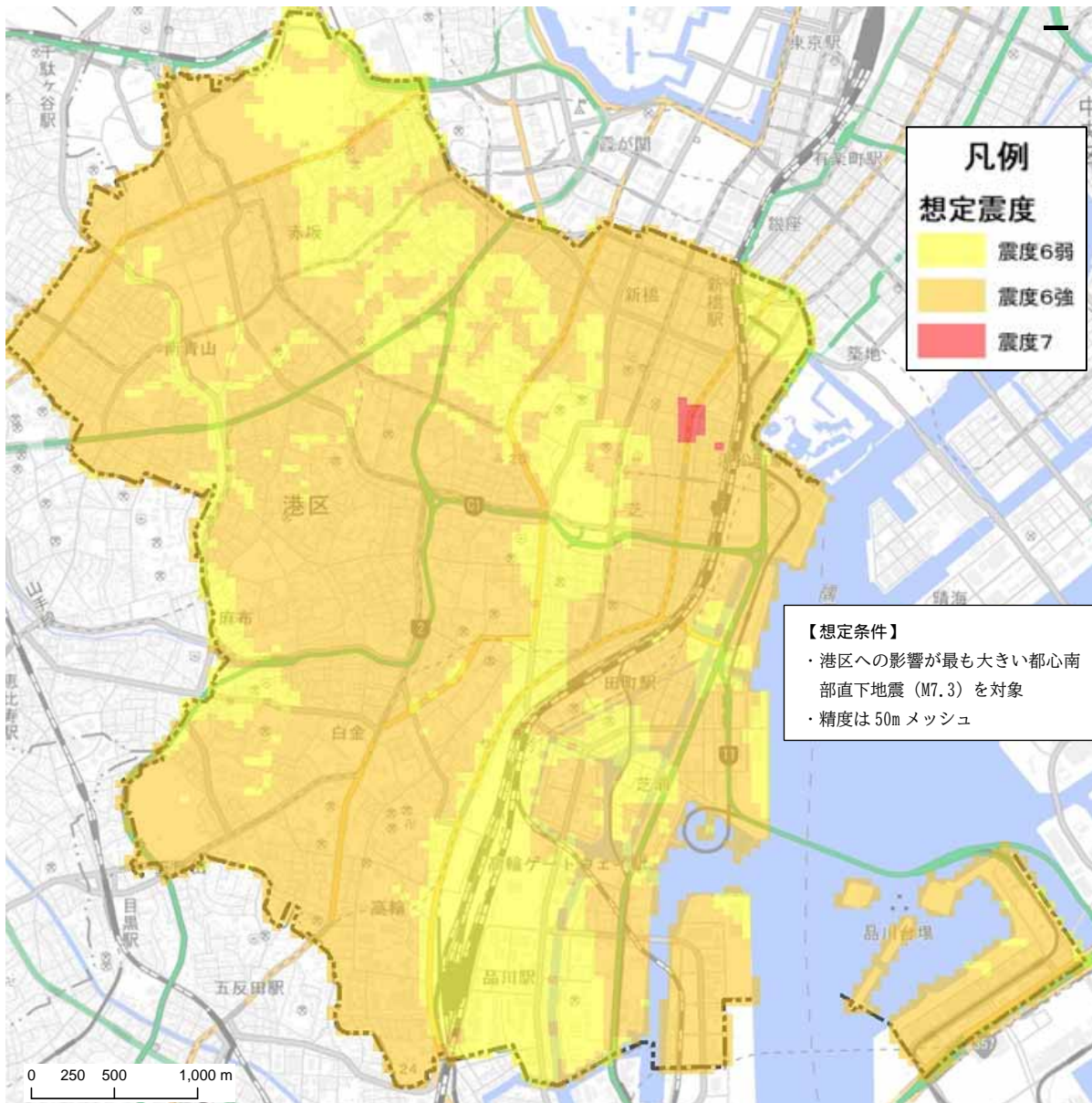
地震（揺れやすさ）

【特徴】

- ・東京都が令和4（2022）年に被害想定を実施した対象地震のなかで、区内の震度が最大となる地震は、都心南部直下地震（M7.3）であり、震度6弱から震度6強（一部では震度7）の揺れが想定されています。なお、建物被害は98%以上、人的被害は80%以上が揺れによるものとなっています。

【課題】

- ・旧耐震基準の建物を中心に、建物の損壊や延焼が発生するおそれがあります。



※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和4（2022）年5月）より作成、背景図は地理院地図

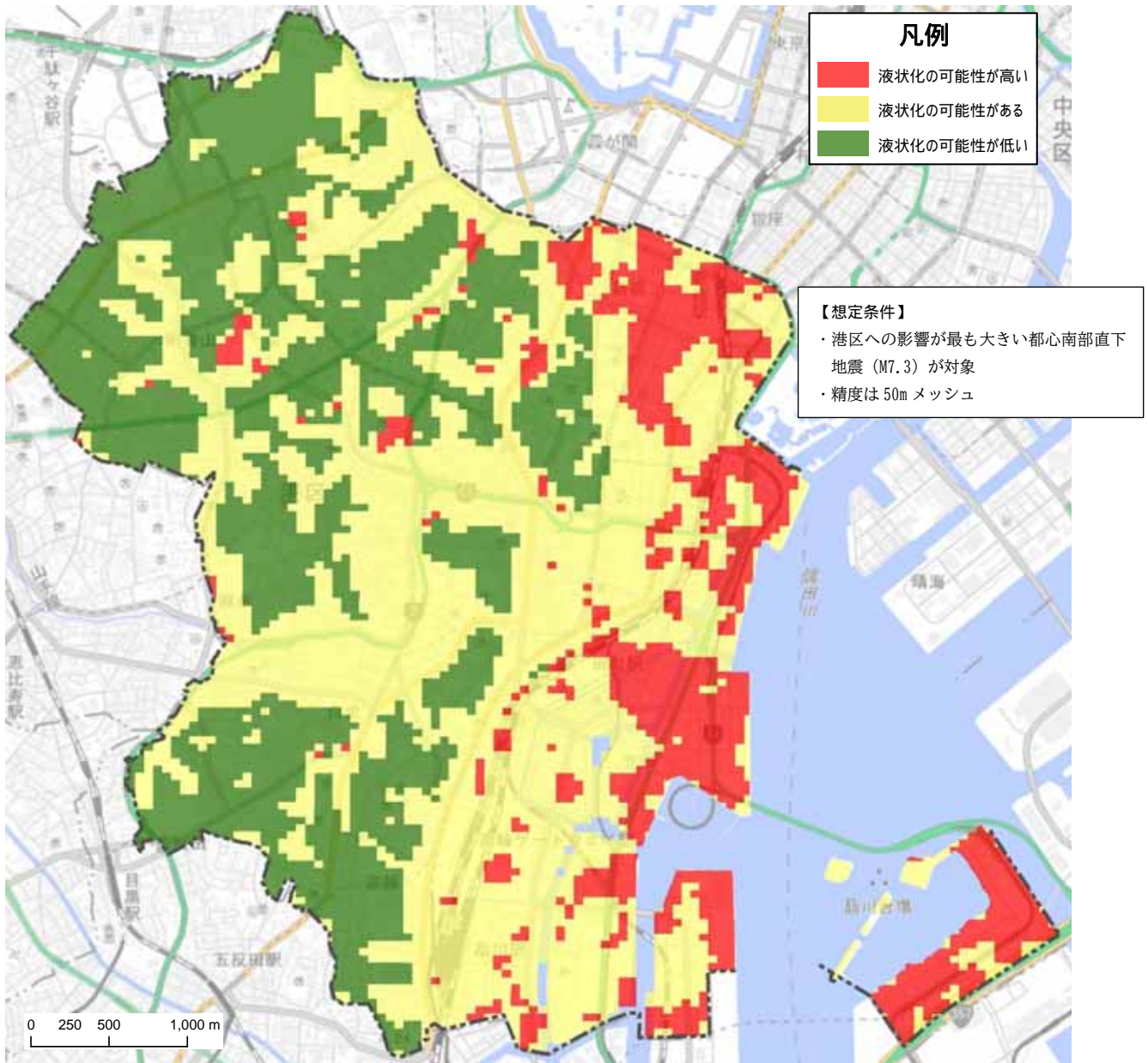
液状化

【特徴】

- ・ 都心南部直下地震（M7.3）が発生した場合、沿岸部や新橋周辺を中心に液状化の可能性が高い地域がみられます。

【課題】

- ・ 液状化が発生した場合、建築物の他、地中に埋設されているライフライン、道路等が被害を受けるおそれがあります。



※「津波・液状化シミュレーション結果」（港区, 令和5（2023）年3月）より作成、背景図は地理院地図

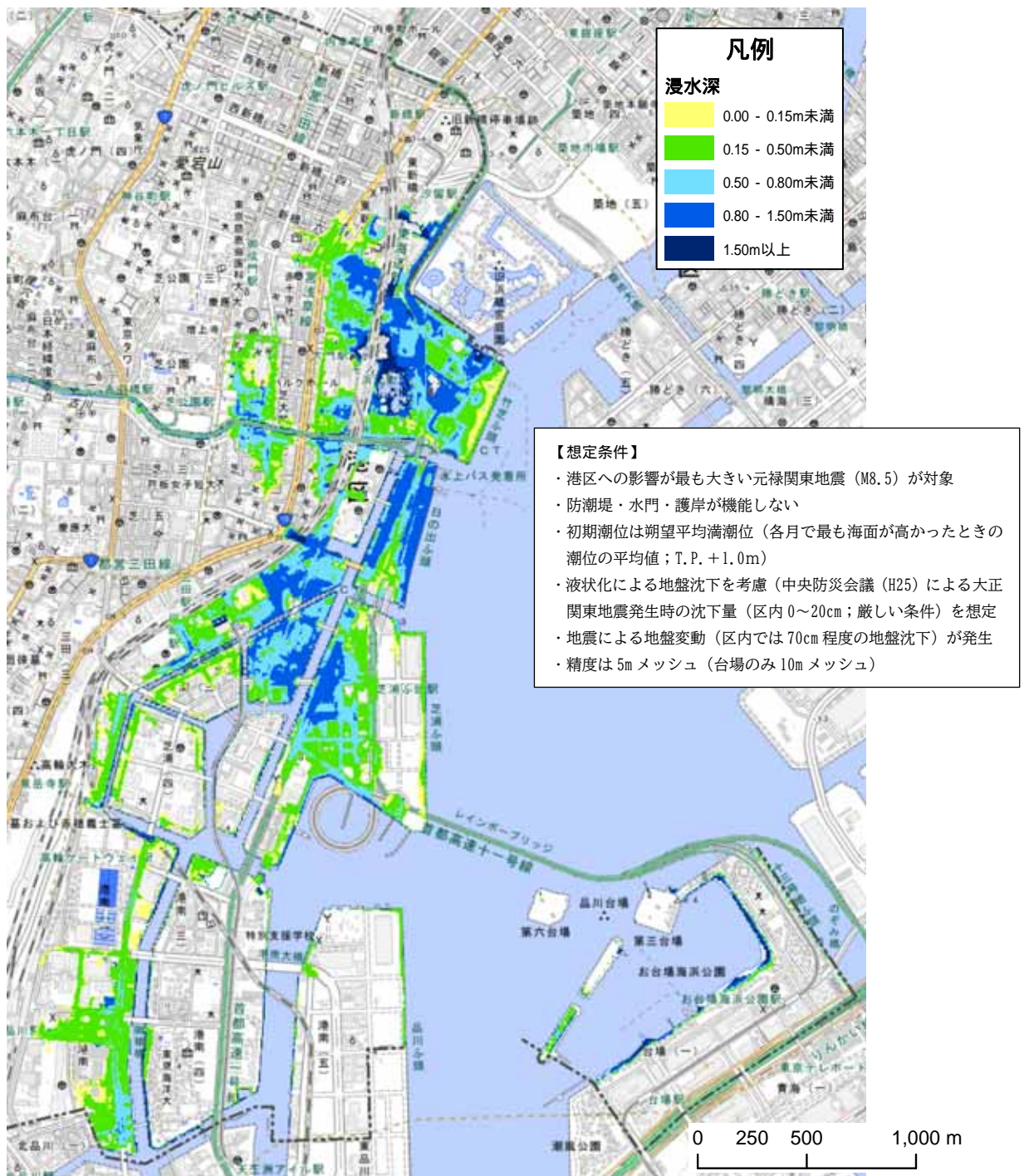
津波

【特徴】

- ・防潮堤・水門・護岸が機能せず、液状化による沈下が発生（厳しい条件）した場合、元禄関東地震（M8.5）相当の地震発生の約70分後に、津波により陸域が浸水し、標高の低い沿岸部のほか、古川を遡上した津波により将監橋周辺でも浸水が想定されています。

【課題】

- ・堅牢な中高層建物への避難が間に合わなかった人が津波に巻き込まれるおそれがあります。また、木造建築物を中心に被害を受けるおそれがあります。



※「津波・液状化シミュレーション結果」（港区，令和5（2023）年3月）より作成、背景図は地理院地図

② 土地利用・人口

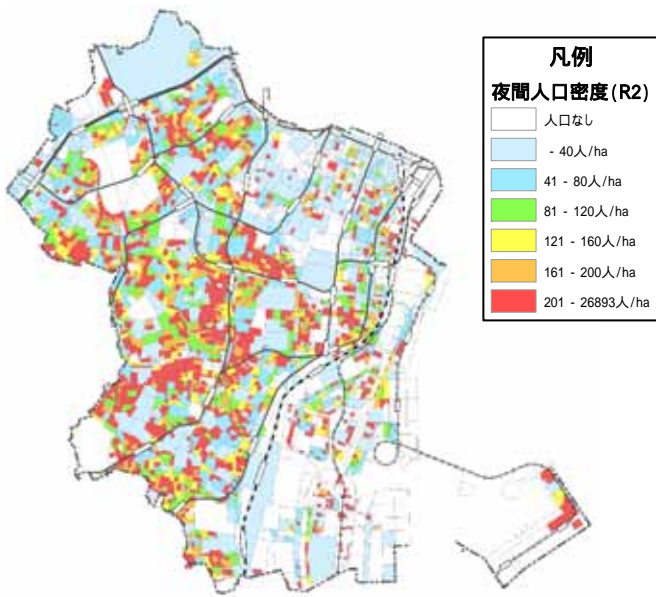
i 人口

【特徴】

- ・古川沿岸を中心に人口密度が 200 人/ha^{※1} と高い地区がみられる一方、新橋・浜松町地区を中心に 40 人/ha 未満^{※2} であり、人口密度の高低がはっきり分かれています。
- ・昼間人口が多く、新橋・浜松町地区を中心に 1,000 人/ha を超えています。
- ・新橋・浜松町地区を中心に人口が増加しています。
- ・高齢化率は、台場周辺地区では 11.7% と区内で最も低くなっている一方、青山周辺地区では 23.7% と最も高くなっています。

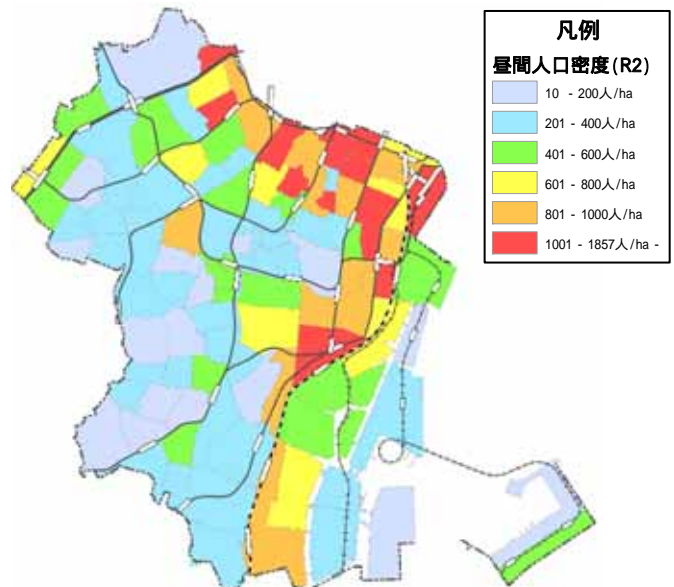
※1 「都市計画運用指針 第 12 版」(国土交通省, 令和 4 (2022) 年 4 月) において、土地の高度利用を図るべき区域で目標とする 100 人/ha の 2 倍の水準

※2 DID (人口集中地区) 基準を下回る人口密度



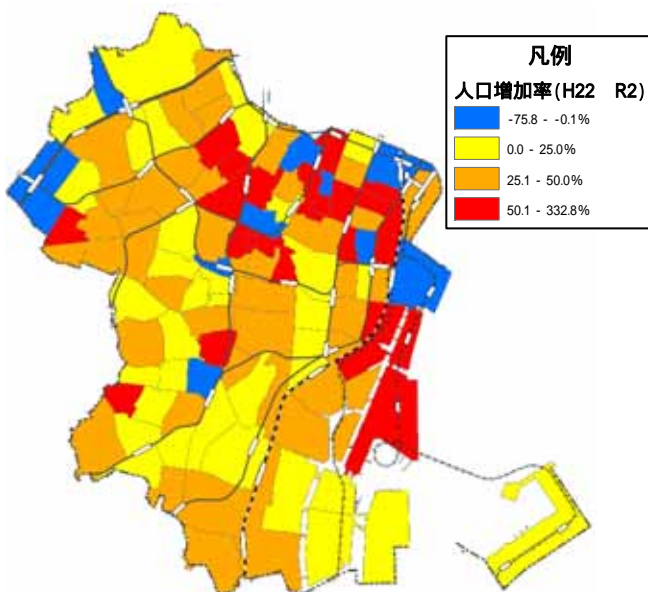
夜間人口密度 (街区別)

※令和 2 年国勢調査小地域集計より作成



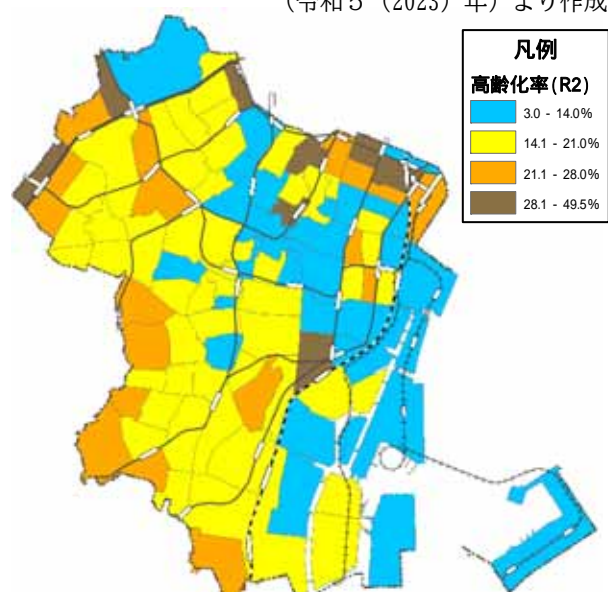
昼間人口密度 (町丁目別)

※東京都 HP 「国勢調査による東京都の昼間人口」(令和 5 (2023) 年) より作成



人口増加率 (H22→R2: 町丁目別)

※平成 22 年、令和 2 年国勢調査小地域集計より作成



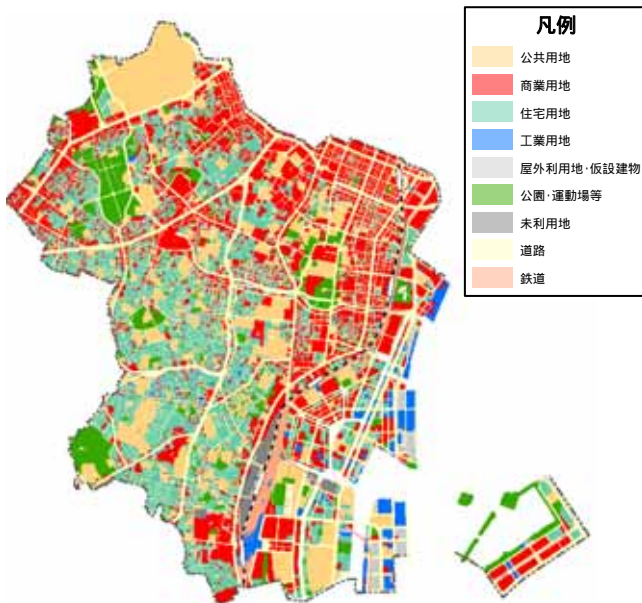
高齢化率 (65 歳以上の人口比率: 町丁目別)

※令和 2 年国勢調査小地域集計より作成

ii 土地利用

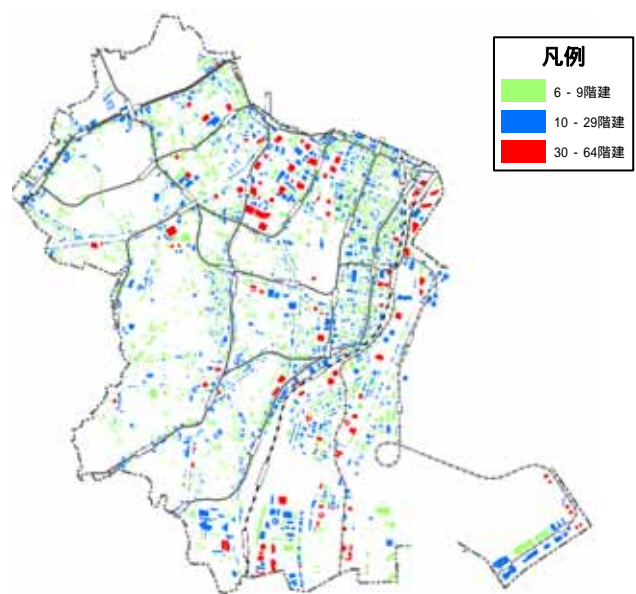
【特徴】

- ・ 芝・赤坂地区では商業、麻布・高輪地区では住宅、芝浦港南地区では住宅、商業、工業の用途が多くあります。商業用地や工業用地では来街者が多いことが考えられます。
- ・ 区内には臨海部を中心に多くの高層建物が立地し、区内の世帯数の76.5%が6階建以上の住宅に居住しています。
- ・ また、赤坂御用地、青山墓地周辺、白金一、三、五丁目、自然教育園周辺、芝浦水処理センター周辺、港南四、五丁目以外の地区では、地階を有する建物が広く分布しています。



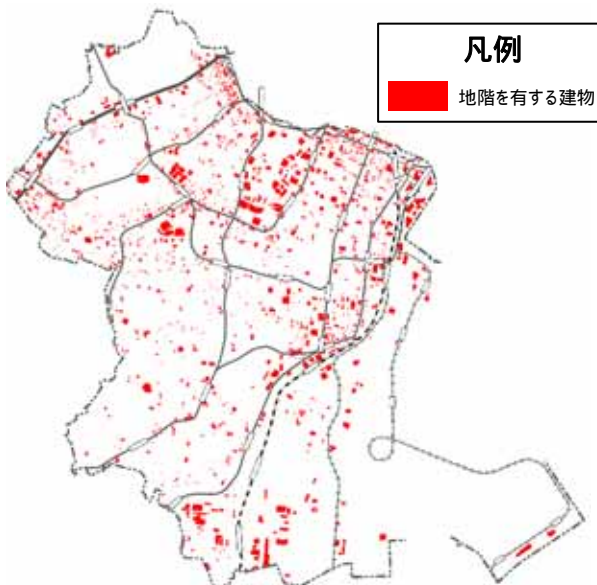
土地利用

※令和4年度土地利用現況調査より作成



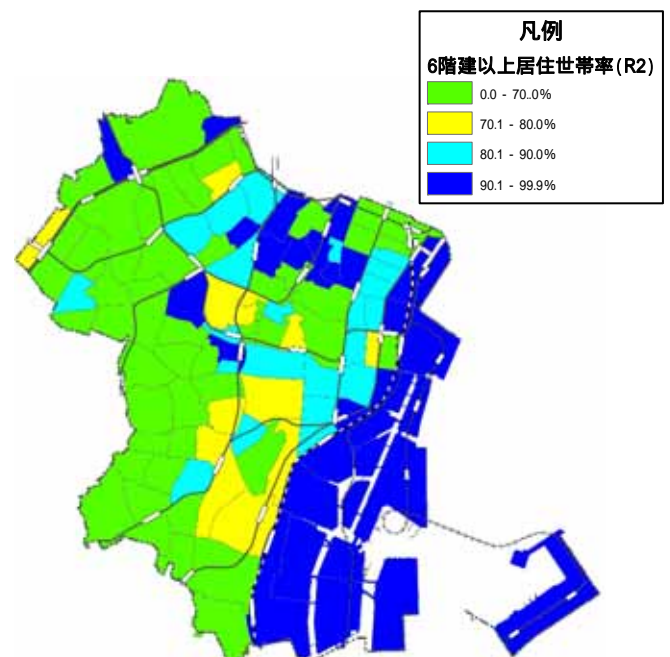
高層建築物の分布

※令和4年度土地利用現況調査より作成



地階を有する建築物の分布

※令和4年度土地利用現況調査より作成



6階建以上居住世帯率

※令和2年国勢調査小地域集計より作成

iii 道路

【特徴】

- 区内に緊急輸送道路が指定されています。特定緊急輸送道路沿道建築物では、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（以下、「条例」という。）により耐震診断が義務付けられています。特定緊急輸送道路のうち、区間到達率*が最も低い箇所は、新橋駅周辺の第一京浜となっています。
- 幅員4m未満の細街路は、芝浦港南地区にはほとんどありませんが、区西部の高台地や新橋駅周辺で見られます。また、区内には未整備の都市計画道路があります。

凡例

- 特定緊急輸送道路(高速道路)
- 特定緊急輸送道路(高速道路以外)
- 一般緊急輸送道路



特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路の分布

※区間到達率：都県境入口からある区間に到達できる確率

【緊急輸送道路とは】

建築物の耐震化の促進に関する法律第5条第3項第3号の規定により、緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路。（「条例」第2条（定義）に基づく）

特定緊急輸送道路：

「条例」第7条に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路。

一般緊急輸送道路：

「条例」第2条第1号に基づく緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外のもの。



区間到達率（特定緊急輸送道路）

※東京都耐震ポータルサイト「緊急輸送道路図」より作成

凡例

- 細街路(幅員4m未満)



細街路（幅員4m未満）の分布

※令和4年度土地利用現況調査を基に現況を反映して作成

凡例

- 都市計画道路(未整備)



未整備の都市計画道路の分布

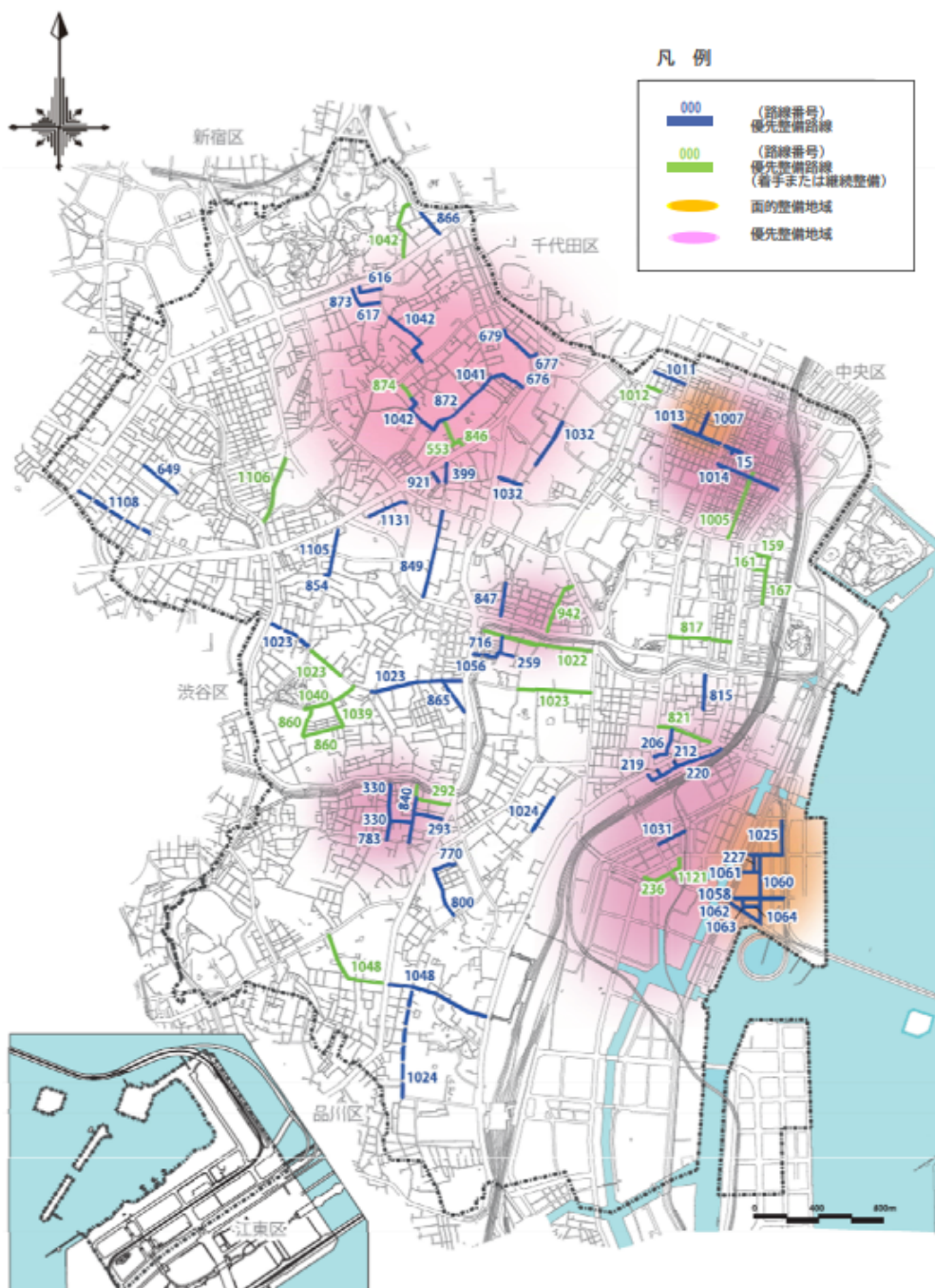
※「港区都市計画施設等図(令和4(2022)年3月現在)」より作成

【特徴】

・区道の延長約 219km のうち約 56km が無電柱化されています。(令和 4 (2022) 年度末時点、無電柱化率約 25%) また、国道、都道、区道を合わせた全体の無電柱化率は約 40% となっています。無電柱化は、地震や台風等の災害時に電柱の倒壊や電線類の被災を軽減する等の都市防災機能の強化にもつながり、区では優先整備地域※1、優先整備路線※2 が設定されています。

※1 優先整備地域：優先的に無電柱化事業を実施する地域

※2 優先整備路線：優先的に無電柱化事業を実施する路線



無電柱化の優先整備地域、優先整備路線の分布

出典：「港区無電柱化推進計画」(令和 4 (2022) 年 3 月)

港区無電柱
化推進計画



iv 避難

【特徴】

- ・ 地区内残留地区^{※1}に約 14 万人（全夜間人口の約 54%）の区民が居住し、昼間人口は約 71 万人（全昼間人口の約 73%）となっています。区内には 6 か所の避難場所^{※2}があり、区外からの避難者を含め約 33 万人の避難が計画（一人当たり避難有効面積は約 4 m²/人、最長避難距離は約 1 km）されています。
- ・ 区では 57 か所の区民避難所（地域防災拠点）^{※3}が指定されています。都の地震被害想定（R4）による想定最大避難者数約 5.8 万人に対し、受入可能数は、一時が約 8.4 万人、長期が約 5.1 万人となっています。また、22 か所の津波避難ビル^{※4}、25 か所の福祉避難所^{※5}が指定されています。なお、福祉避難所の受入可能数は約 1,600 人です。

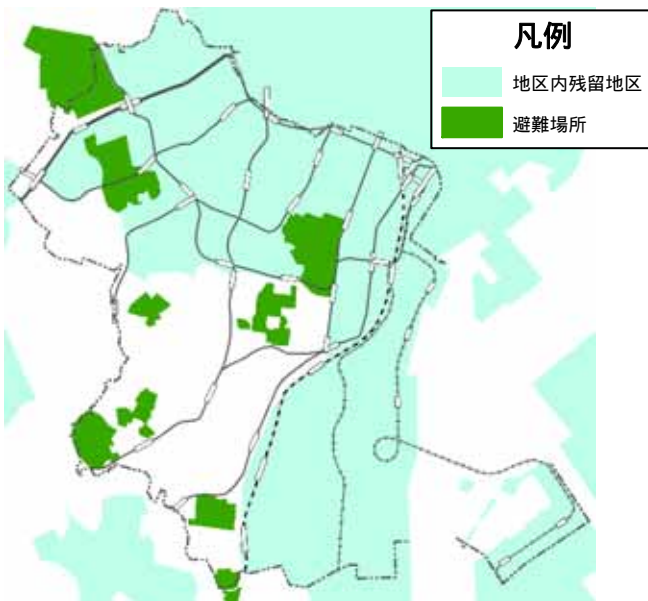
※1 地区内残留地区：不燃化が進んでおり、万が一、火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない地区

※2 避難場所：大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所

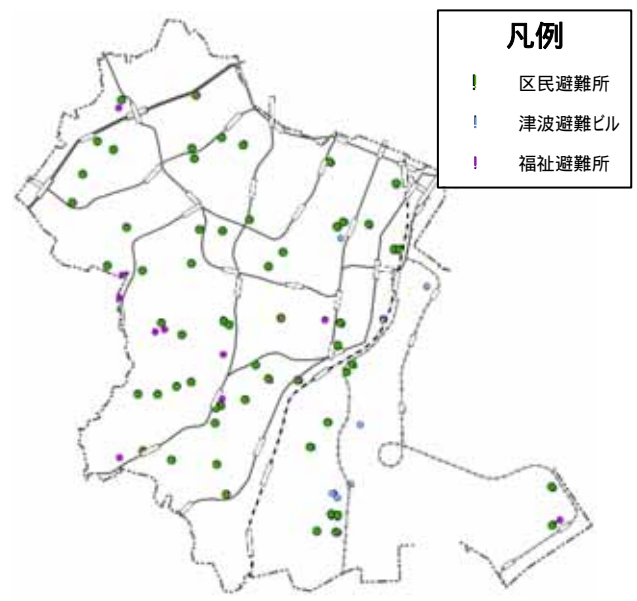
※3 区民避難所：災害による家屋の倒壊・延焼等で被害を受けた区民の一時的な生活場所

※4 津波避難ビル：津波襲来時に一時的な避難・退避等を行うための施設

※5 福祉避難所：在宅や区民避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする区民の一時的な生活場所



地区内残留地区、避難場所の分布



区民避難所等の分布

※「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（第9回見直し）」（東京都，令和4（2022）年7月）より作成

v その他

【特徴】

- ・区内では、T.P.※1+4.0m以上の防潮堤が整備されていますが、堤外地※2があります。
- ・区内では、断水時に飲料水を確保するため給水所等からの給水を計画しており、区全体として飲料水は十分に確保されています。

※1 T.P. : 東京湾の平均海面で標高0mとなる水準

※2 堤外地：防潮堤よりも海側にある土地



防潮堤の位置



給水所等の分布

③ 区民・区内在勤者意識

区民・区内在勤者の防災意識、防災に関する取組の現状、地域の課題等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

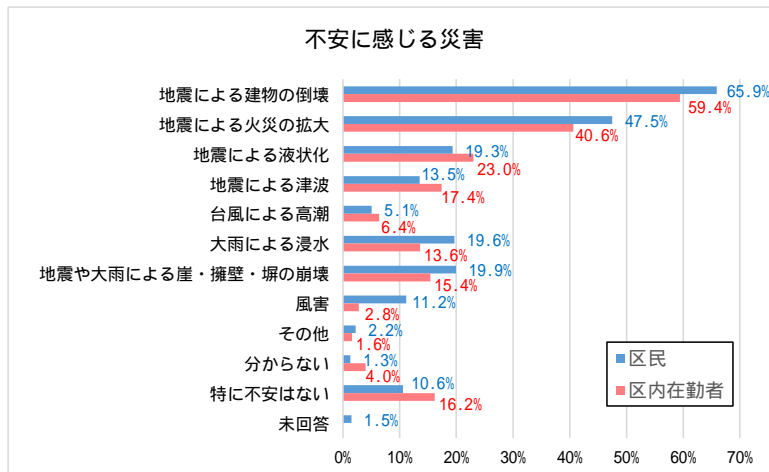
	区民	区内在勤者
調査の対象	住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の区民 2,000 人（外国人を含む）	インターネット調査会社（楽天インサイト株式会社）の登録モニター（港区内在勤者）500 人
調査の方法	郵送配布、郵送回答またはインターネット回答	インターネット調査
調査実施期間	令和 3（2021）年 9 月	令和 3（2021）年 10 月
有効回答率	33.9%	—

結果概要

- 区民、区内在勤者とも自然災害のうち特に「地震による被害」に対して不安を感じています。

【不安を感じる災害（区民：設問 2、区内在勤者：設問 1）】

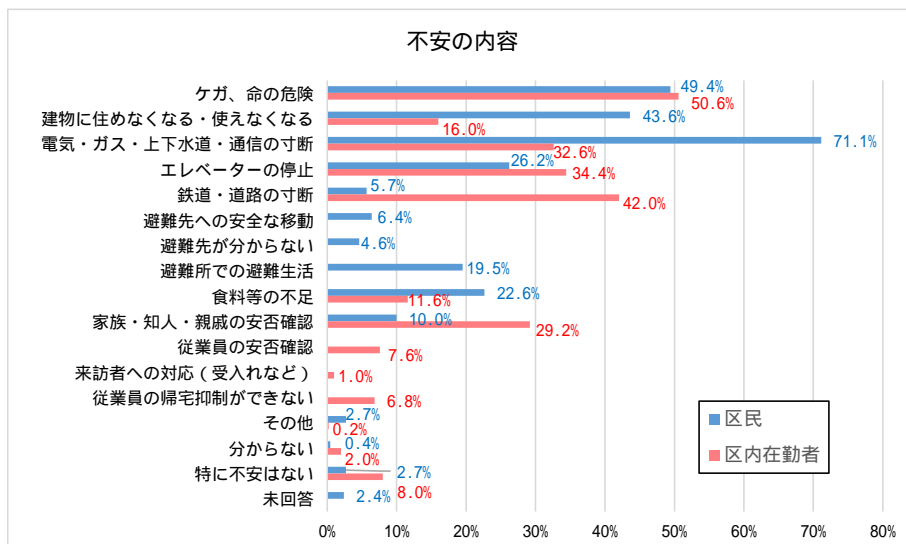
あなたがお住いの場所（お勤めの会社等）では、どの自然災害が不安と感じますか？（当てはまる番号最大 3 つ）



- 自然災害が発生した場合の不安は、区民は特に「ライフラインの寸断」等生活の維持に関わること、区内在勤者は「ケガ、命の危険」、「鉄道・道路の寸断」との回答が多くなっています。

【不安の内容（区民：設問 3、区内在勤者：設問 2）】

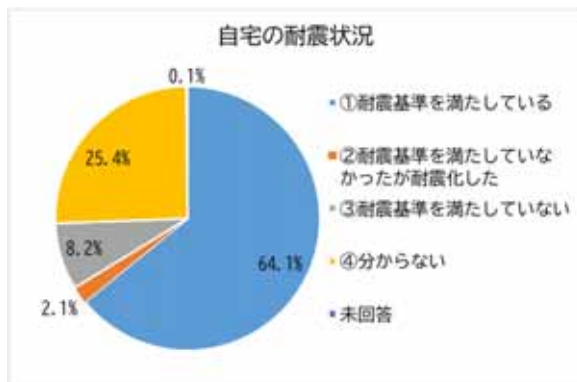
あなたがお住いの場所で（お勤めの会社等で工作中に）自然災害が発生した場合、どのようなことに不安がありますか？（当てはまる番号最大 3 つ）



- 「自宅は耐震基準を満たしている」との回答が 60%以上となっている一方、「分からない」が 25%以上となっています。

【自宅の耐震状況（区民：設問4）】

ご自宅は耐震基準を満たしていますか？（当てはまる番号1つ）



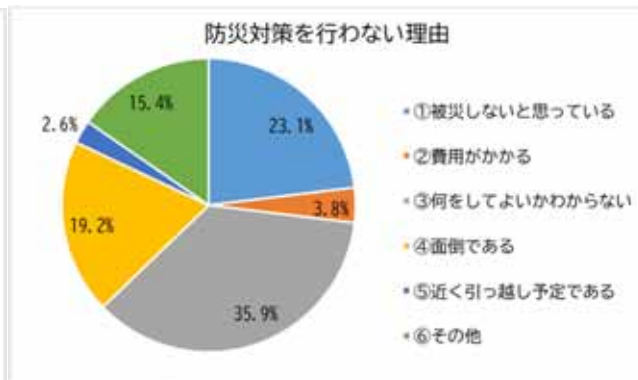
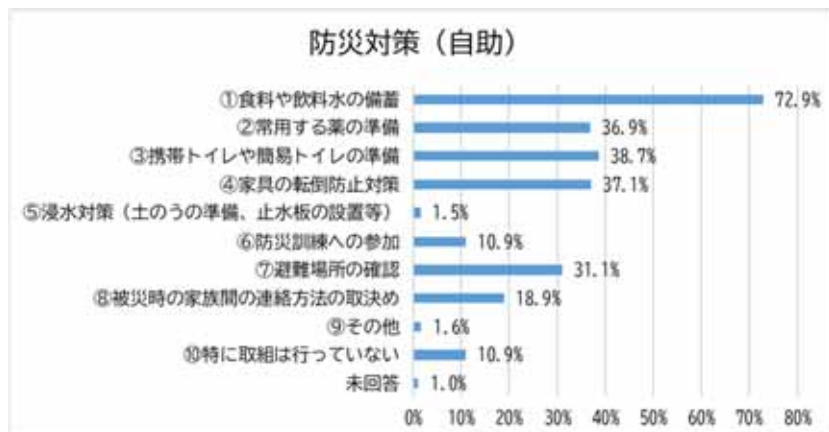
- 区民の食料の備蓄等の対策は進んでいますが、「浸水対策」の実施率が低くなっています。防災対策を行わない理由として、「何をしてもよいか分からない」との回答が多くなっています。

【防災対策（自助）（区民：設問5）】

あなたは、災害時に自分や家族の命を守るために、現在、どのような取組を行っていますか？（当てはまる番号すべて）

【防災対策を行わない理由（区民：設問6）】

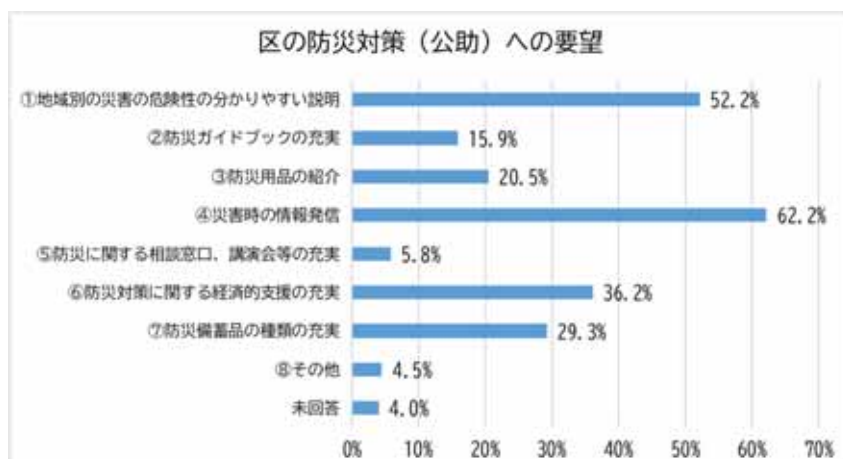
設問5で⑩を選んだ方のみ回答してください。防災に向けた取組を行わない理由は何ですか？（当てはまる番号1つ）



- 区民の区の防災対策（公助）への要望としては、「災害時の情報発信」を最も多く望んでいます。

【区の防災対策（公助）への要望（区民：設問8）】

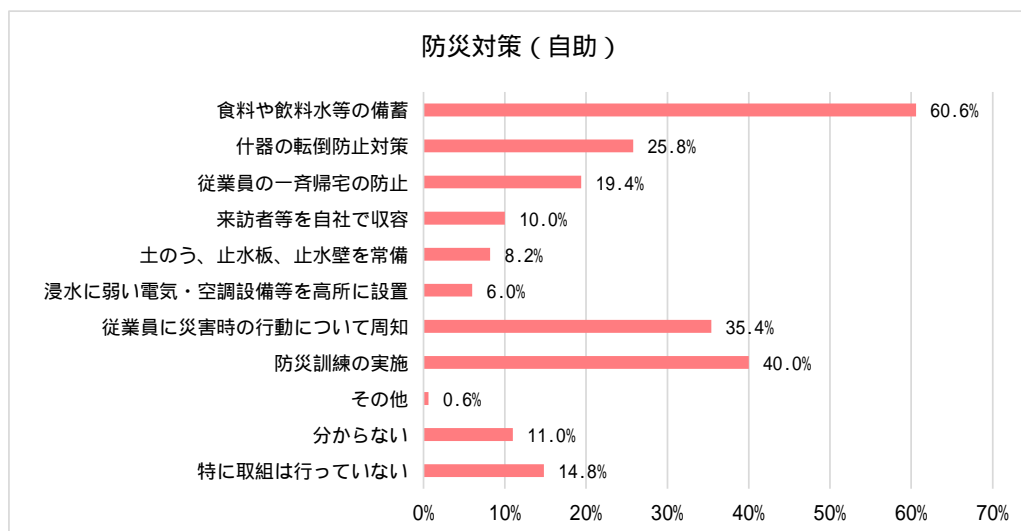
区は、今後どのような防災街づくりに関する取組を特に実施すべきとお考えですか？（当てはまる番号最大3つ）



- 区内在勤者の災害時の自社での取組として、「従業員の一齐帰宅の抑止」、「来訪者等を自社で収容」との回答は10%~20%程度に留まっています。

【防災対策（自助）（区内在勤者：設問4）】

あなたがお勤めの会社等では、災害時に従業員や来訪者等の命を守るために、現在、どのような取組を行っていますか？当てはまるものを【すべて】お答えください。



- 区内在勤者の自社で実施済みの防災活動は、「地域の防災訓練等への参加」との回答が最も多くなっています。

【防災対策（共助）（区内在勤者：設問6）】

あなたがお勤めの会社等での防災活動の実施状況について、それぞれ当てはまるものを【1つ】お答えください。

	実施済	実施可能	実施困難	分からない
1. 周辺住民のための物資の備蓄 (n=500)	13.8	10.4	17.0	58.8
2. 地域の防災訓練等への参加 (n=500)	22.6	19.2	7.8	50.4
3. 町会・自治会との連携 (n=500)	12.0	12.4	9.2	66.4
4. 災害時の帰宅困難者等の受け入れ (n=500)	8.8	14.6	17.8	58.8
5. 災害時における地域住民等への人手の提供 (n=500)	7.2	12.8	15.0	65.0
6. その他：(n=327)	4.0	4.6	2.8	88.7

参考情報【港区における過去の災害】

①地震・津波

過去 200 年間に 2 回、区内で震度 6 程度の揺れが発生しています。

地震名	被害の概要
安政 2 (1855) 年 安政江戸地震 (M7 程度)	震度 5 弱～震度 6 弱と推定
大正 12 (1923) 年 大正関東地震 (M7.9) (関東大震災)	千代田区で震度 6、区内でも大規模火災が発生 芝浦で津波高 0.8m、芝浦・台場周辺で液化発生
平成 23 (2011) 年 東北地方太平洋沖地震 (M9.0) (東日本大震災)	区内で最大震度 5 弱、多数の帰宅困難者が発生 晴海で津波高 1.5m

出典：内閣府 HP、地震調査研究推進本部 HP

関東大震災による区内の被害

	全潰率 (戸数)	半潰率 (戸数)	焼失率 (戸数)
旧芝区	1.51% (384)	1.25% (318)	44.24% (11,227)
旧赤坂区	3.14% (352)	2.11% (236)	11.19% (1,253)
旧麻布区	2.44% (335)	1.09% (149)	0.83% (114)
合計	2.13% (1,071)	1.40% (703)	25.04% (12,594)



関東大震災後の六本木三丁目周辺の惨状

出典：「港区史下巻」(昭和 35 (1960) 年)



関東大震災の延焼域

出典：「災害履歴図」(国土交通省, 平成 23 (2011) 年)、背景図は地理院地図

②河川や内水の氾濫・高潮

昭和 33 (1958) 年の狩野川台風 (洪水) 等で、浸水被害を受けています。



古川の氾濫 (H11, 古川橋)

出典：港区 HP 「高輪今昔物語」



昭和 22 (1947) ～57(1982)年の浸水域

出典：「災害履歴図」(国土交通省, 平成 23 (2011) 年)
背景図は地理院地図

(4) 港区の防災街づくりにおける主な弱み

社会情勢の変化、自然災害の激甚化、港区の現状から、港区の防災街づくりの主な課題として以下のような弱みがあげられます。

弱み① 地震による道路閉塞、建物倒壊、がけ崩れ等の危険性

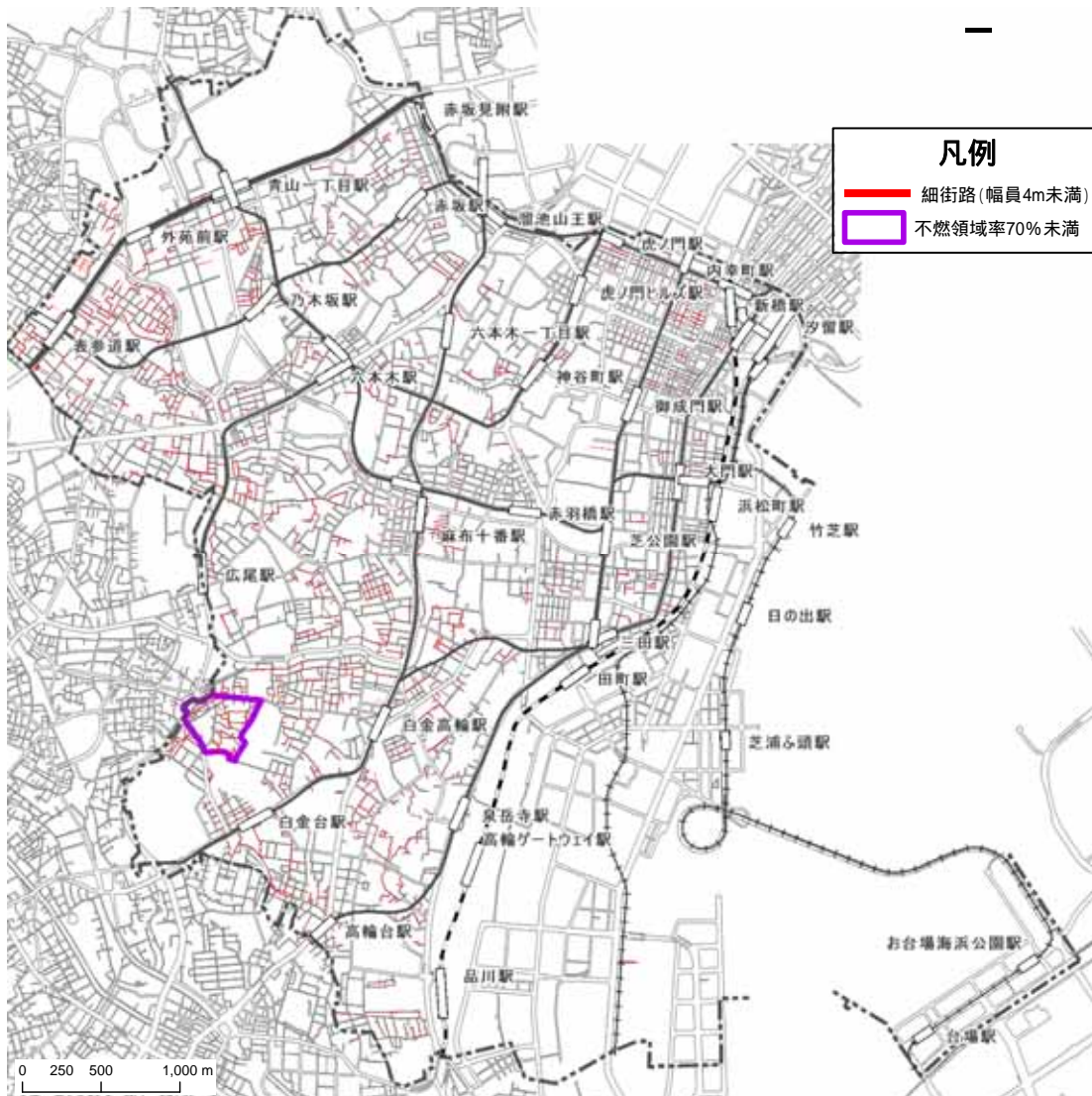
細街路、延焼の危険性がある地域

【現況】

- ・幅員4m未満の細街路が、区西部の高台地や新橋駅周辺を中心にみられます。また、白金六丁目では、火災による延焼が発生する可能性があるとする不燃領域率70%未満となっています。なお、東京都による「地震に関する地域危険度測定調査」では、区内に火災危険度（単位面積当たりの全焼棟数を相対評価）が5段階中3以上の地域はありません。

【課題】

- ・基盤整備、建替えにより、細街路、老朽木造建築物は減少していますが、依然として道路閉塞や火災の発生、焼失のおそれがあります。



※令和4年度土地利用現況調査を基に現況を反映して作成

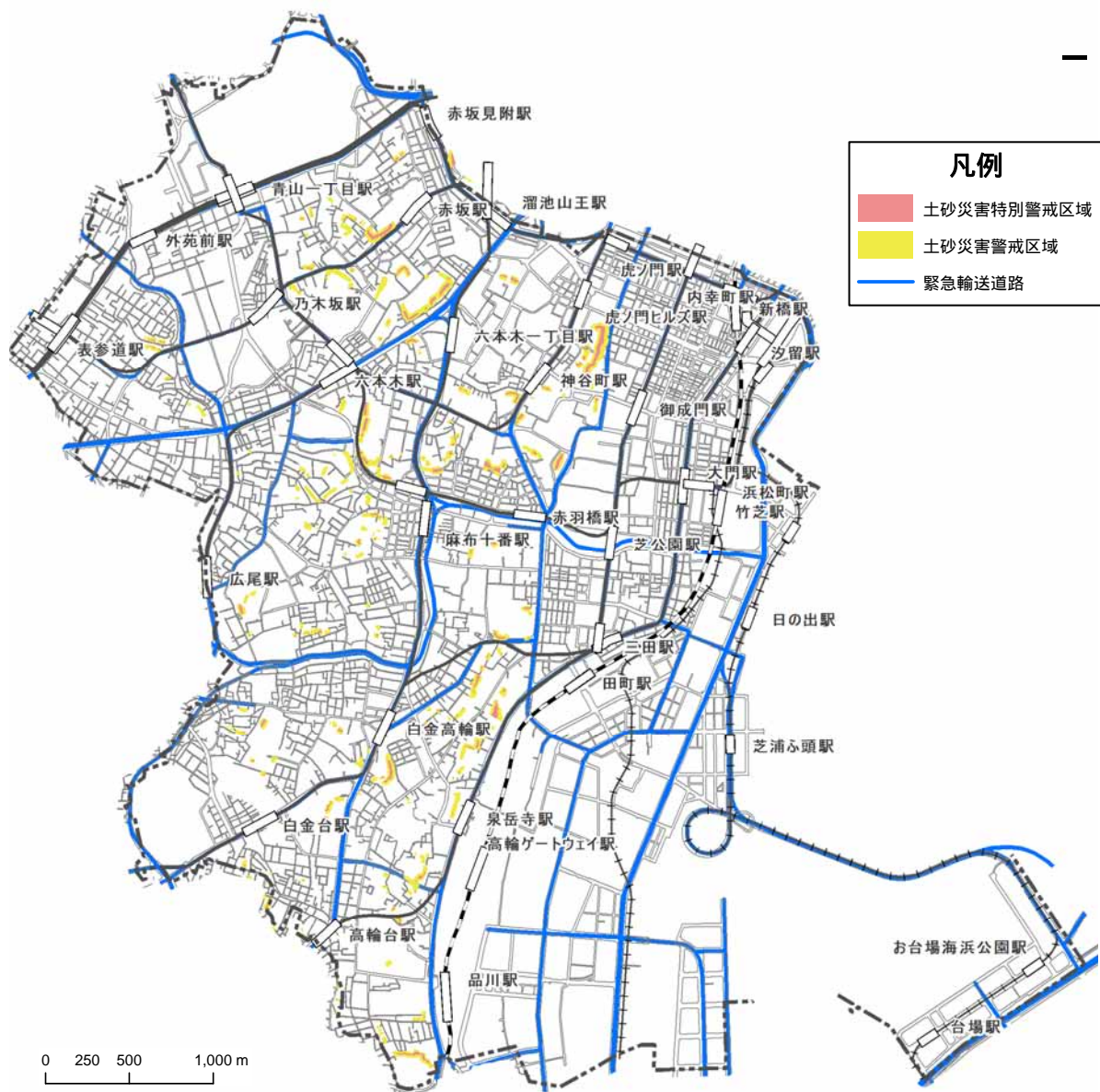
がけ・擁壁・ブロック塀

【現況】

- ・起伏の大きい区西部では、東京都により 23 区内最多の 208 か所の土砂災害警戒区域、141 か所の土砂災害特別警戒区域が指定され、一部は緊急輸送道路が区域内に含まれます。その他、多くの 5 m 未満のがけ・擁壁やブロック塀が多くあることが見込まれます。

【課題】

- ・安全性の確認や必要な改修が行われないことで、がけ・擁壁・ブロック塀の老朽化等による安全性の低下が懸念されます。これらが倒壊した場合、人的・建物被害のほか、道路閉塞による避難や物資輸送に支障をきたすおそれがあります。



※「港区土砂災害ハザードマップ」(港区, 令和元(2019)年9月)等より作成

耐震基準を満たしていない建築物

【現況】

- ・令和3（2021）年3月末時点の区内の住宅の耐震化率は戸数ベースで91.8%となり、全体の8.2%にあたる約12,000戸の住宅が必要な耐震性を満たしていないと見込まれています。
- ・分譲マンションについて棟数ベースで見ると、昭和56（1981）年5月以前の旧耐震基準で建築確認を受け建築された分譲マンションは約540棟と全体の約38%となっており、特に赤坂地区で比率が高くなっています。そのうち一部のマンションでは、必要な耐震性を満たしていないと考えられます。

【課題】

- ・耐震化が進み、揺れによる想定被害は減少していますが、一部のマンション等では、所有者の高齢化が進行し、耐震化に関する関係者の合意形成が難しいことから、老朽化したままで大規模修繕が行われておらず、地震時に被害を受けるおそれがあります。また、耐震化された建物でも、家具転倒や看板の落下等により、人的被害が発生するおそれがあります。

(単位：戸)

住宅の種類	建築の時期	1970年以前	1971～80年	1981～90年	1991～00年	2001～10年	2011～15年	2016～18年9月	有効数	建築年不詳	全体
一戸建て		760	880	880	1,570	870	520	130	5,610	1,200	6,810
長屋建て		90	60	210	190	410	150	20	1,130	330	1,460
共同住宅 1～2階建		290	290	130	130	120	190	30	1,100	630	1,810
共同住宅 3～5階建		1,300	4,930	2,260	2,570	3,940	3,270	520	18,790	5,190	23,980
共同住宅 6階建以上		2,610	12,890	4,240	14,460	36,040	15,250	3,100	88,590	13,120	101,710
その他		90	150	200	70	50	90	150	800	260	1,060
合計		5,140	19,200	7,920	18,990	41,430	19,470	3,950	116,100	20,730	136,830

区内の建築の時期（完成の時期）・住宅の種類別住宅数

※「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省、令和元（2019）年9月）より作成

(単位：棟)

竣工年別棟数 地区別	1971年以前	1972～1981年	1982～1991年	1992～2001年	2002～2011年	2012年以降	有効数	不明	全体
芝	10 4.4%	59 26.0%	30 13.2%	37 16.3%	60 26.4%	31 13.7%	227 100.0%	26 -	253 -
麻布	42 9.8%	126 29.3%	65 15.1%	95 22.1%	70 16.3%	32 7.4%	430 100.0%	54 -	484 -
赤坂	48 16.8%	93 32.6%	39 13.7%	50 17.5%	33 11.6%	22 7.7%	285 100.0%	45 -	330 -
高輪	48 12.1%	98 24.7%	55 13.9%	93 23.5%	80 20.2%	22 5.6%	396 100.0%	34 -	430 -
芝浦港南	1 1.1%	19 21.1%	11 12.2%	17 18.9%	31 34.3%	11 12.2%	90 100.0%	19 -	109 -
全体	149 10.4%	395 27.7%	200 14.0%	292 20.4%	274 19.2%	118 8.3%	1,428 100.0%	178 -	1,606 -

分譲マンションにおける建築時期別棟数

出典：「港区分譲マンション実態調査報告書」（港区、平成28（2016）年11月）

弱み② 激甚化する水害による浸水被害や土砂災害の危険性

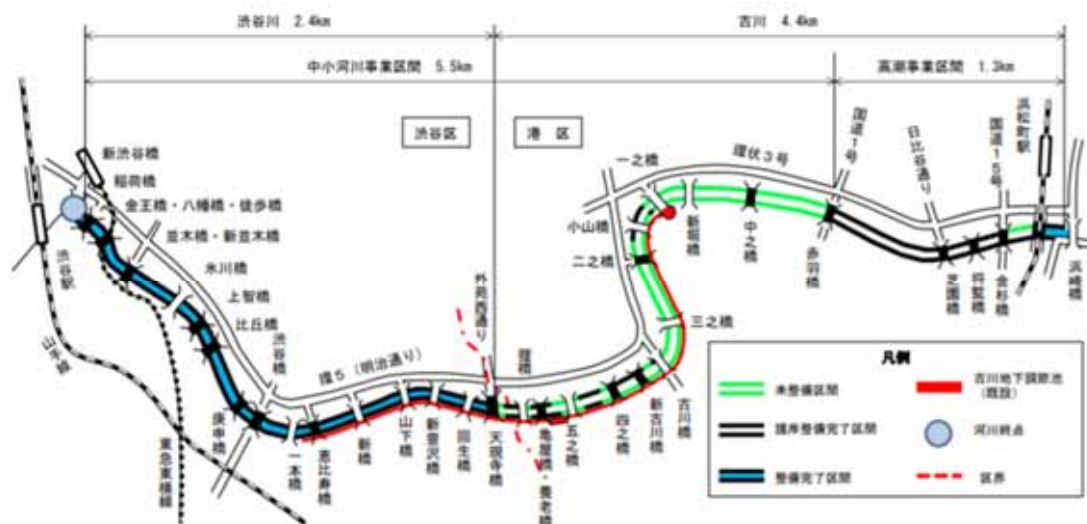
河川や内水の氾濫・高潮による浸水

【現況】

- 区内では、大雨や高潮による浸水想定区域があり、新橋駅、浜松町駅周辺や古川沿岸を中心に最大1 m以上の浸水が想定され、2階が浸水する程度の浸水深3 m以上の区域も、浜松町駅、品川駅周辺に一部みられます。また、浜松町駅周辺、芝浦ふ頭の一部に高潮による浸水継続時間が1週間以上の区域がみられます。

【課題】

- 古川の地下調節池の整備等、自然災害の激甚化に対応する基盤の強化は進められていますが、未整備の護岸があり、想定最大規模の降雨により広く浸水するおそれがあります。



古川の護岸整備状況 (平成 29 (2017) 年度末時点)

出典:「渋谷川・古川 河川整備計画」(東京都, 平成 31 (2019) 年 4 月)

弱み③ ヒトやモノが多く集積することによる被害拡大

帰宅困難者の発生

【現況】

- ・都の地震被害想定（R4）によると大規模な地震発生時には約 53.1 万人の交通途絶による帰宅困難者（徒歩での帰宅が困難な滞留者）の発生が想定されています。

【課題】

- ・土地利用の高度利用化により多くの都市機能が集積しているがゆえに、ひとたび停電や断水等、ライフラインの寸断が発生すると大きな被害や混乱が生じるおそれがあります。
- ・一部の地域では一時滞在施設が不足しているため、帰宅困難者の誘導に際し、混乱が発生するおそれがあります。

従業員等の一斉帰宅

【現況】

- ・区内在勤者向けアンケートの結果、災害時の自社での取組として、「従業員の一斉帰宅の抑止」、「来訪者等を自社で収容」との回答は 10%～20%程度に留まり、企業の一斉帰宅の防止が徹底されていない状況がみられます。

【課題】

- ・従業員の一斉帰宅等を抑止できないおそれがあります。

高層住宅

【現況】

- ・区内には約 6,000 棟の高層建築物（6 階建て以上）が立地しています。

【課題】

- ・高層マンションでは、マンション特有の上層階での揺れの増幅、エレベーターの停止、ライフラインの停止等の被害が発生するおそれがあります。

外国人

【現況】

- ・区内には多くの外国人が居住しており、総人口に占める外国人の割合は各地区において約5～12%となっています。

【課題】

- ・外国人は言葉や文化等の違いから、円滑に避難できないおそれがあります。

	総人口	外国人数	総人口に対する 外国人数の割合
芝地区	42,514	3,143	7.4%
麻布地区	60,851	7,170	11.8%
赤坂地区	38,193	2,921	7.6%
高輪地区	64,810	3,487	5.4%
芝浦港南地区	59,614	4,359	7.3%
港区全体	265,982	21,080	7.9%

地区別の外国人数

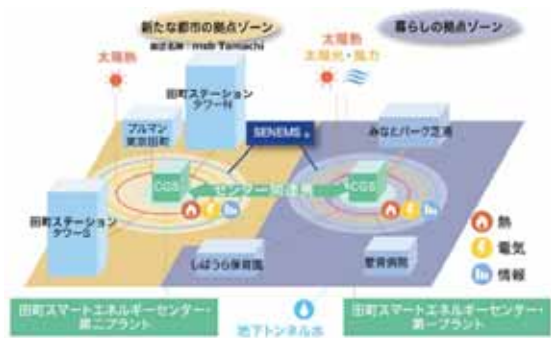
※「港区世帯人口調査表 R5.10.1 現在」より作成

(5) 港区の防災街づくりにおける主な強み

防災街づくりの課題を抱えている一方で、港区の現状から、以下のような強みも見られます。課題の解決にあたっては、これらの強みを活かしていくことが重要です。

強み① 災害に強い基盤や建物の整備が進んでいる

- ・区内の多くの地域では、道路整備や無電柱化、地下調節池等、都市基盤の整備が進んでおり、港区の都市計画道路の完成率、無電柱化率は23区平均よりも高くなっています。また、区内では今後も様々な大規模開発が想定され、それらを契機に避難スペースや備蓄、自家発電等の確保を誘導することで、周辺地域を含めた防災力を高めることが可能です。
- ・開発諸制度を活用する大規模な開発計画等を契機に、停電時にもエネルギー利用が可能なコージェネレーションシステム（コジェネ）や地域冷暖房（DHC）を導入する地区がみられます。
- ・田町駅東口北地区では、EMS（エネルギーマネジメントシステム）を活用して、街区をまたいでエネルギーの利用と供給を最適化するとともに、熱や電気の融通を可能にするバックアップ体制を構築しています。



田町駅東口北地区の取組とスマートエネルギーネットワークの概念

出典：「港区低炭素まちづくり計画」（港区、令和3（2021）年6月）



都市計画による街づくり地区

※令和4年度土地利用現況調査を基に現況を反映して作成



コージェネレーションシステムの導入地区

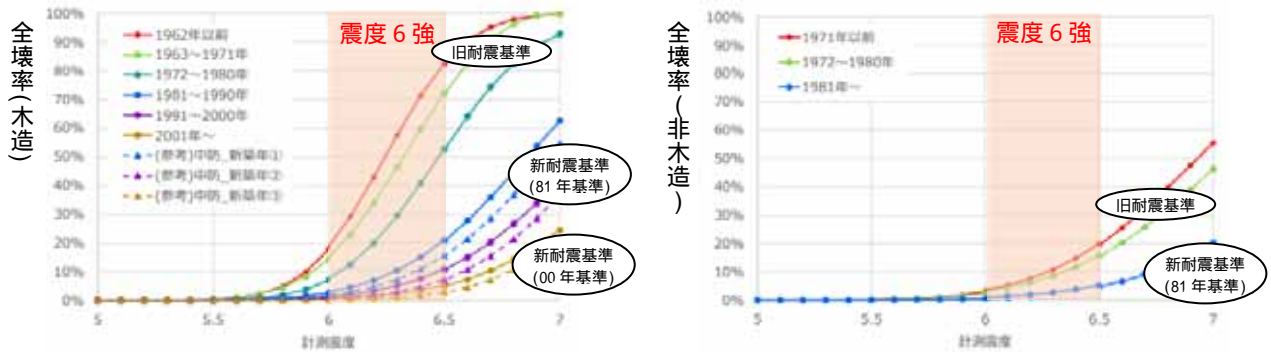
※各事業所 HP より作成（都市開発諸制度及び都市再生特別地区を活用する地区内等にコージェネ・DHCを導入している施設がある地区を表示）



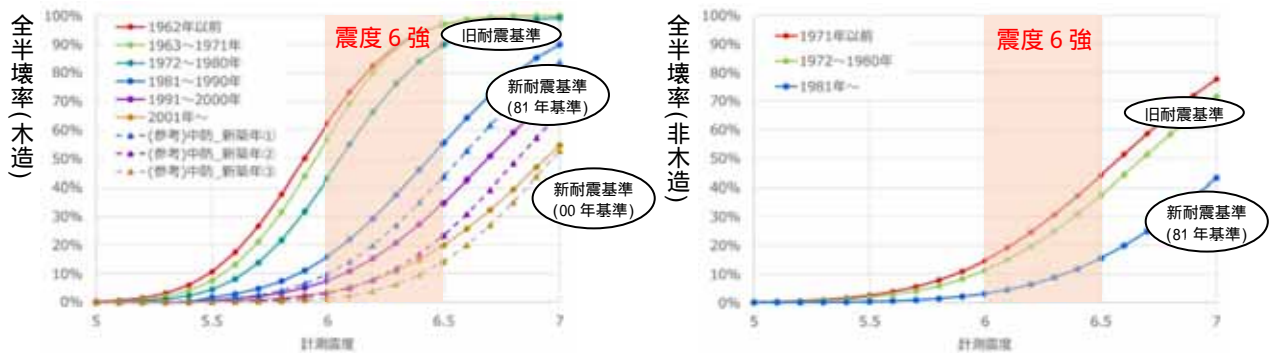
地域冷暖房（DHC）の導入地区

背景図は地理院地図

- ・建物の耐震化や不燃化率も比較的高く、個々の建替えや大規模開発等により防災力の向上が図られてきました。
- ・区民の約9割はマンションに居住しています。一般に非木造構造であるマンションは耐震性が高く、昭和56（1981）年6月以降に建築確認を受け、新耐震基準を満たしていれば、震度6強でも全壊率は0～5%程度と想定され、倒壊のおそれはほとんどないとされています。大規模地震発生後でも、十分な準備をして自宅に住み続けられるのであれば、避難所への避難の必要は必ずしもなく、在宅避難が可能です。

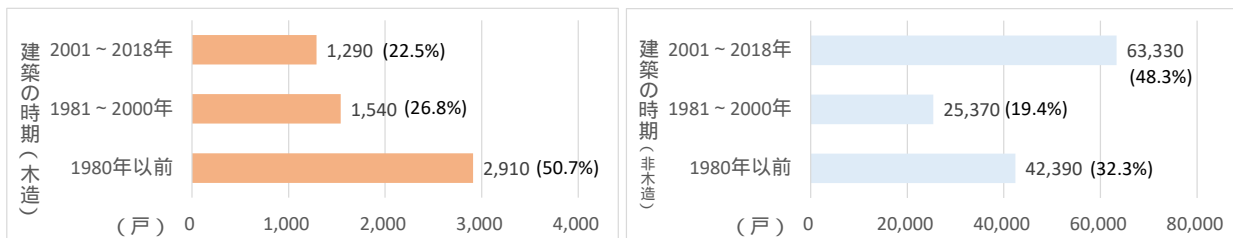


揺れによる全壊率曲線（左図：木造、右図：非木造）



揺れによる全半壊率曲線（左図：木造、右図：非木造）

※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和4（2022）年5月）より作成
 ※全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
 ※半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの



区内の建築の時期・構造別住宅戸数

※「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省，令和元（2019）年）より作成

強み② 東京23区内のなかでも災害に強い

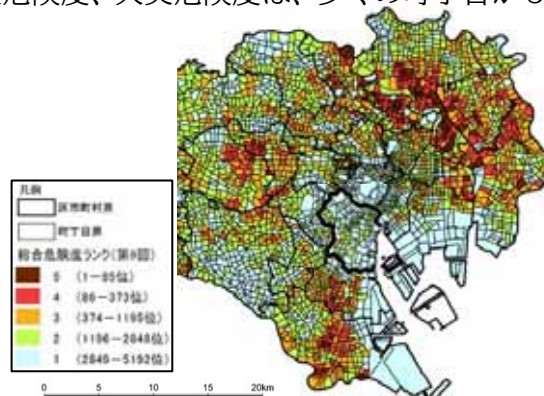
【地震】

- ・区内の人口の半数程度が「地区内残留地区」（大規模な延焼火災の恐れがなく、火災からの避難を要しない区域）に居住し、火災からの避難を要する地区においても、区内には緑地・空地が多く、避難距離が短く十分な収容人数を確保した避難場所があります。
- ・区内に「木造住宅密集地域」（震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域）はありません。また、建替え等による耐震化・不燃化の促進、細街路の拡幅事業等の進行、都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成等により、東京都による「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」では区内の建物倒壊危険度、火災危険度は、多くの町丁目が5段階中最も低い「1」となっています。



平成 29（2017）年延焼遮断帯の形成状況

出典：「防災都市づくり推進計画」（東京都，令和 2（2020）年 3 月）



総合危険度（広域）



建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

地域危険度	1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	74	34	8	1	0
火災危険度	103	14	0	0	0
総合危険度	78	35	4	0	0

各危険度の区内の町丁目数

各危険度の概要

	概要
建物倒壊危険度	建物倒壊の危険性（単位面積当たりの建物倒壊棟数を相対評価）
火災危険度	火災の発生による延焼の危険性（単位面積当たりの全焼棟数を相対評価）
総合危険度	上記3指標を総合化し相対評価

危険度ランクのイメージ



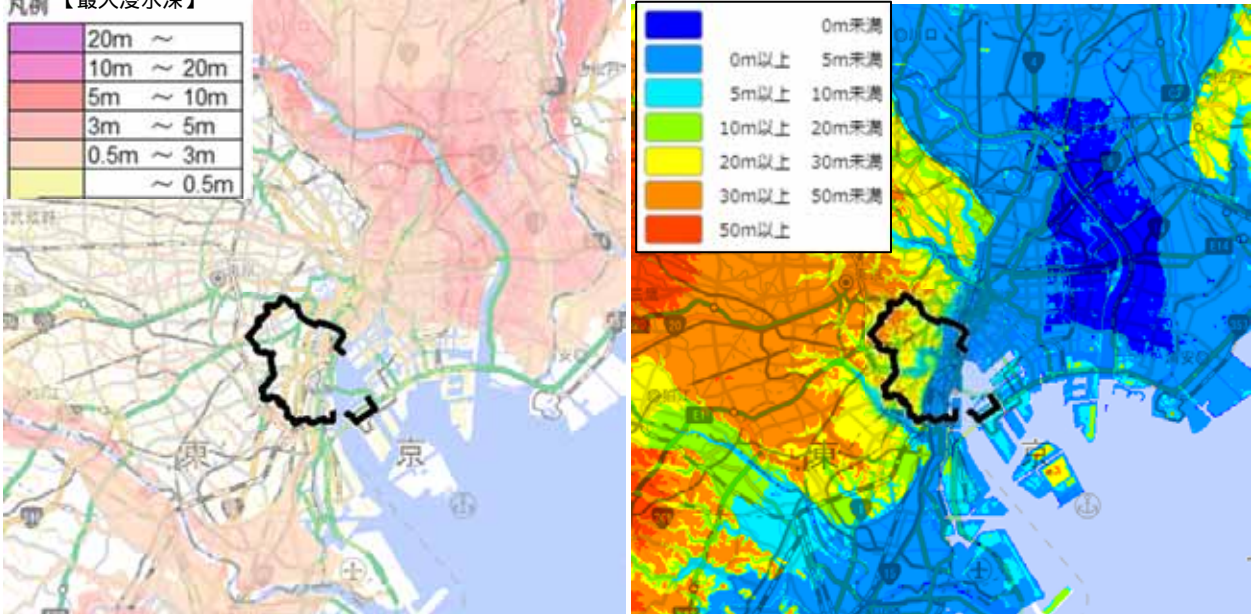
〔注〕危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合があります。

※「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都，令和 4（2022）年 9 月）より作成

【風水害】

- 区内には、河川や内水の氾濫、高潮により浸水が想定されている区域がありますが、浸水深は大部分で3m未満（概ね1階のみ浸水）であること、多くの高層建物が広く分布し垂直避難が可能であることから、水平避難の必要性は低いと考えられます。また、区内にゼロメートル地帯はなく、浸水継続時間は大部分で24時間未満であり、長期にわたる孤立は想定されていません。
- 区内では、最大75mm/hの降雨を対象にした河川堤防、下水道整備等が行われており、主要な施設として古川地下調節池が整備されています。

凡例【最大浸水深】



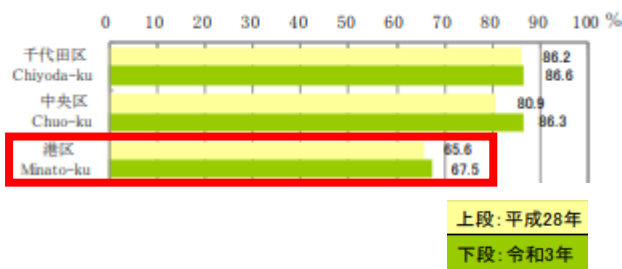
洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：国土交通省ハザードマップポータル

標高

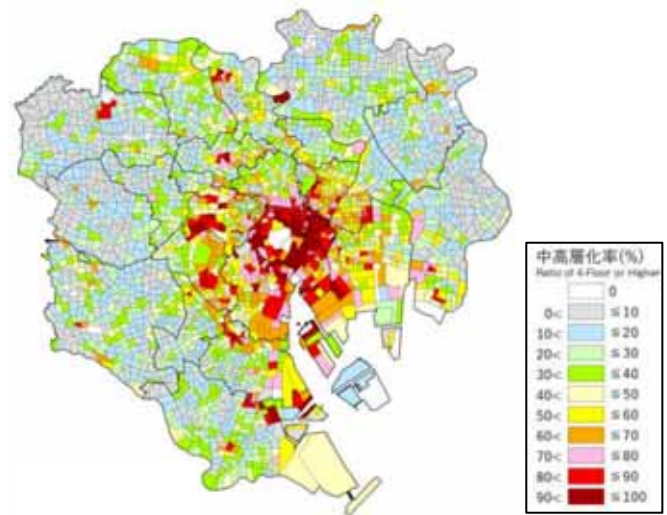
出典：国土地理院 HP「地理院地図」標高

中高層化率(区別)



中高層化比率*が高い上位3区

※中高層化比率：全建物に対する4階以上の階を有する建物の割合（建築面積ベース）



中高層化率図

出典：「東京の土地利用」（東京都，令和5（2023）年3月）

強み③ 多様な施設や企業と連携した防災力強化が期待できる

- ・区内の都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」内では、避難スペースや備蓄、自家発電の確保等を定めた「都市再生安全確保計画」が作成され、民間においても積極的な防災対策推進の気運が醸成されています。
- ・区内では複数のエリアマネジメント団体が活動し、災害時でも都市機能を維持・継続するため、DXを活用した被害情報、混雑情報等の情報共有、帰宅困難者向けの情報発信等を進めている事例がみられます。
- ・区内には、病院、大学等災害活動への貢献が期待できる施設が数多く立地しています。一部の施設では災害時の協力について区と協定を締結しています。
- ・国内の大使館の約半数が港区にあり、多くのグローバル企業や先端企業が立地しており、防災性の高さも優れているほか、それぞれの持つ先端技術との連携にも期待できます。
- ・このように多様な主体と連携しながら、将来を見据えた防災街づくりに取り組んでいくことができます。



都市再生安全確保計画を作成している3地区

※区内の各都市再生安全確保計画より作成
(単位:百万円/人、%、件)



病院の分布図

※国土数値情報「医療機関」(令和2(2020)年度)より作成
(単位:%)

ビジネスの活力				
順位	労働生産性	創業比率	特許取得件数	
1位	千代田区 31.9	渋谷区 14.9	千代田区 372,235	
2位	中央区 18.5	港区 9.2	港区 346,680	
3位	港区 15.3	新宿区 9.0	中央区 129,485	
4位	渋谷区 13.1	中央区 7.9	大田区 119,287	
5位	品川区 12.9	豊島区 7.3	新宿区 94,633	
6位	新宿区 11.7	品川区 6.8	品川区 75,072	
7位	目黒区 10.6	千代田区 6.6	渋谷区 56,632	
8位	江東区 10.2	目黒区 6.3	江東区 46,045	
9位	中野区 10.1	江東区 6.1	台東区 28,478	
10位	文京区 9.9	世田谷区 6.1	板橋区 18,268	

人材の多様性				
順位	女性就業者割合	外国人就業者割合	高齢者就業者割合	
1位	渋谷区 46.9	新宿区 6.2	台東区 17.5	
2位	中央区 46.5	港区 4.8	足立区 15.8	
3位	目黒区 46.5	荒川区 4.6	荒川区 15.1	
4位	文京区 46.3	豊島区 4.4	北区 14.9	
5位	杉並区 46.0	台東区 4.2	千代田区 14.7	
6位	世田谷区 45.7	北区 3.0	葛飾区 14.6	
7位	港区 45.7	江東区 3.0	墨田区 14.5	
8位	新宿区 45.2	渋谷区 2.5	新宿区 13.4	
9位	品川区 45.0	江戸川区 2.5	港区 13.0	
10位	板橋区 44.6	足立区 2.4	渋谷区 13.0	

※労働生産性 : 各民営事業所における従業員一人当たりの付加価値額(企業が事業活動によって生み出した価値を数値で表したものを)を表したもの

※創業比率 : ある特定の期間において、「新設事業所(又は企業)を年平均にならした数」の「期首において既に存在していた事業所(又は企業)」に対する割合

東京23区における各産業指標ランキング

出典: 港区「第4次港区産業振興プラン」(令和3(2021)年3月)

区内の都市再生安全確保計画

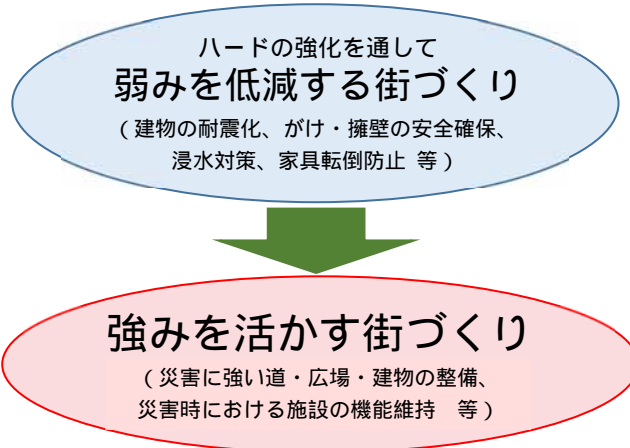


3. 防災街づくりにおける新たな視点

現状と課題を踏まえ、3つの策定の視点を示します。

(1) 「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりへ

従来の指針では、「弱み」（耐震性の低い建物等）を低減して「強い」街を形成する（マイナスをゼロに近づける）ことに重点をおいていました。新たな指針では、さらに「強み」（災害に強い基盤等）を強化・拡大することで、港区ならではのプラスの資源を活かした防災街づくりを展開します。



(2) 安全につながる防災資源の充実と地域への貢献

普段の日常生活や建物の更新時（大規模な開発や個別建物の建替え）等に、安全につながる防災資源（施設、設備、物資、組織等）をできるだけ充実させることが重要です。さらに、これらの防災資源が地域に貢献されることで、災害時でも自立し、回復力の高い街の実現を目指します。



防災資源のイメージ

安全につながる防災資源の充実と地域への貢献のイメージ

【災害に強い道・広場・建物等】

細街路の解消、避難可能な広場の整備、老朽建築物の更新により、周辺地区も安全性が向上。



赤坂九丁目北地区
(開発前)

赤坂九丁目北地区
(開発後)



細街路拡幅前

細街路拡幅後

【情報】

災害時に必要な情報（地域の被害情報、避難先に関する情報、鉄道運行情報、ライフライン被害情報等）が入手可能。



デジタルサイネージ
(虎ノ門ヒルズビジネスタワー前)

【生活必需品（電気）】

停電時でも、避難所や福祉施設等の照明、エアコン、携帯電話等に電気が供給されることで、生活や業務の継続が可能。



電気の提供

出典：「災害時における電動車の活用促進マニュアル」
(経済産業省等，令和4（2022）年）

【生活必需品（トイレ・水・食料等）】

トイレ・水・食料等を備蓄、提供されることで、生活や業務の継続が可能。



防災備蓄品

出典：「平成22年度広報誌 ぼうさい9月号（第59号）」
(内閣府，平成22（2010）年9月）

【つながり・安全な場所】

災害時に困っている人に手助けするとともに、誰もが安心して過ごすことのできる「居場所」を提供。



要配慮者への支援

出典：港区 HP



空きスペースの提供

(3) 防災街づくりを加速させる、新たな社会ニーズ

防災を単独領域としてではなく、日常の取組、他の地域課題と合わせて総合的に考えることで、防災の持続性を高め、結果的に防災の取組を促進させることが重要です。このため、社会情勢の変化や上位・関連計画を踏まえ、脱炭素・持続可能・DX等、新たな社会ニーズを盛り込み、防災の守備範囲を広げ、防災街づくりを加速させます。

持続可能な街づくり

～SDGsでも掲げられている経済と環境が両立した「持続可能な社会」の実現に向けた街づくり～



出典：環境省 HP

脱炭素街づくり

～2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す街づくり～



出典：環境省 HP（脱炭素ポータル）

DXを活用する街づくり

～ICTを活用して、人々の生活のあらゆる面がより良い方向に向かう街づくり～



出典：国土交通省 HP（PLATEAU）

新たな生活様式

～日常生活と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を両立する生活様式～



出典：厚生労働省 HP

エリアマネジメント

～地域の良好な環境や価値を維持・向上させるための、区民・事業主・地権者等による主体的な取組～



出典：国土交通省「民間空地等の多様な利活用に関する事例集」

※各種施策と（1）～（3）の各視点との関係はP118「施策と新たな視点、基本方針との関係」を参照

4. 防災街づくりの基本理念

防災街づくりの現状と課題、防災街づくりにおける新たな視点等を踏まえ、基本理念は次のとおりとします。

みんなであつろう！

災害を乗り越えることができるまち、港区

港区は、多くの区民の生活の場であるとともに、首都東京の中核機能の一翼を担うため、大規模な災害が発生しても、被害を最小限にとどめる災害に「強い」街、都市機能を継続・早期復旧することができる「回復力のある」街を形成することが不可欠です。

そのために、区は、区民、事業者の方とともに、区民等の生命・財産を守る防災対策は着実に進めながら、災害時でも都市機能、生活機能を維持するための対策を進めることで、災害時でも支え合いながら誰もが自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まちを形成していきます。そして、災害時でも人々の多様性に配慮して、誰もが優しくされ、人とのつながりを保ちつつ、できるだけ不安のない生活が送れるよう、協力して災害を乗り越えることができるまちを目指します。

5. 防災街づくりの基本方針・施策

(1) 防災街づくりの基本方針

基本理念に沿って、「災害を乗り越えることができるまち」を実現するため、以下のとおり3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 被害を軽減し、区民等の生命・財産を守ることで、住み続けられる強い街を形成

防災街づくりの基礎となる取組として、自然の多様な機能を活用するグリーンインフラも取り入れ、頻発化・激甚化する災害にも対応できる道路や公園等の住み続けるための都市基盤の整備や維持管理、建物の耐震化等の施策を強化し、誰もがより安心できる災害に「強い」街の形成を推進します。

また、都市機能が高度に集積し、高層建築物や地下空間が多く存在する港区特有の課題への対応も図ります。

さらに、被災した区民等が安心して避難生活を送ることができるよう、避難関連施設の安全確保や機能向上を図ります。

施策の方向性

- 1 地震、風水害時に被害を低減する都市基盤の強化
- 2 地震、風水害時に被害を低減する建物の整備促進
- 3 安全な避難関連施設の確保と機能向上

基本方針2 災害後も都市活動を継続・早期復旧できる回復力のある街を形成

被害を軽減し、最小限にとどめながら（基本方針1）、災害が発生しても区民や事業者が混乱することなく、また、人々の多様性に配慮し、誰もが優しくされ、できるだけ不安のない生活を守れることが重要です。そのため、多様な施設や企業等との連携といった港区の強みを活かし、様々な都市の機能を継続・早期復旧することのできる「回復力のある」街を目指し、「災害時でも支え合うことで誰もが自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まち」の形成を推進します。

災害時にも都市機能・生活機能を維持して自立するため、生活必需品（トイレ、水、食料、電気等）や情報システム等が確保され、地域の助け合いを促進するとともに、脱炭素社会を目指した持続可能なまちづくりに向け、防災にも役立つ取組を推進します。

施策の方向性

- 1 在宅避難の促進
- 2 事業継続への支援
- 3 地域と企業等が一体となったエリア防災の促進

基本方針3 街や建物の更新を契機とした防災力の高い街を形成

平常時の街や建物の更新の機会をとらえ、地域の防災力を向上する取組を推進します。

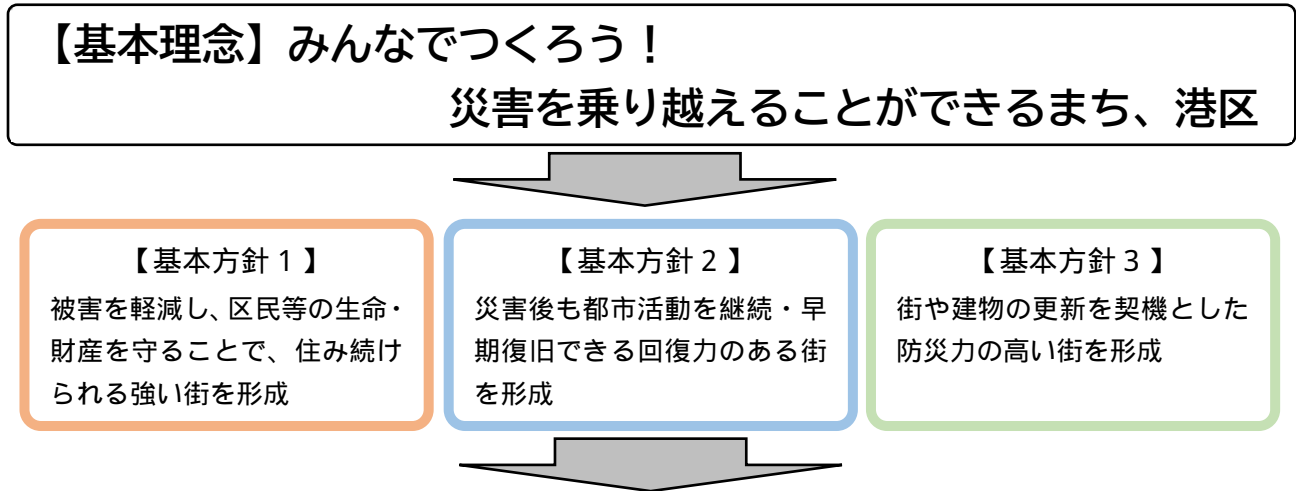
また、大規模な事業者が中心となり、災害時でも生活必需品（トイレ、水、食料、電気等）、エネルギー、情報、オープンスペース、人手等が確保でき、周辺地域にも貢献できる「防災拠点」の形成を促進します。さらに、事業者や地域が周辺住民や帰宅困難者等にこれらを提供できるよう、安全につながる防災資源の充実を促進します。

施策の方向性

- 1 民間活力による地域防災力の向上
- 2 防災拠点の形成
- 3 安全につながる防災資源の充実

(2) 防災街づくりの施策

基本理念や3つの基本方針を踏まえ、施策の具体的な内容を示します。なお、前回指針（平成25（2013）年3月）公表後の新たな施策については【新規】と表示します。



施策の分類	
地震対策	道路機能の確保   方針1 方針2 方針3
	延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備  方針1 方針2 方針3
	建築物の耐震化・不燃化   方針1 方針2 方針3
	高層建築物等の防災対策    方針1 方針2 方針3
	在宅避難の促進  方針1 方針2 方針3
	帰宅困難者対策   方針2 方針3
風水害対策	堤防・防潮堤・下水道施設等の整備   方針1
	雨水浸透・貯留施設設置等の推進  方針1 方針2 方針3
	浸水対策   方針1 方針2 方針3
共通	がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保  方針1 方針3
	施設・エリアの機能維持   方針1 方針2 方針3
	避難関連施設の安全確保・機能維持   方針1 方針2 方針3
	共助の推進   方針2 方針3
	災害時の情報収集・提供   方針1 方針2 方針3

●地震対策



道路機能の確保

【背景】

道路は、通行機能のほかインフラ施設の収容空間、災害時の避難・延焼防止・救護活動の空間及び都市景観を創造する環境空間等、多様な機能を担っています。災害時に道路機能を発揮するためには、道路本体の計画的な整備、保全はもとより、電線類の地中化や沿道建築物の耐震化により倒壊を防止することで、道路閉塞を発生させないことが重要です。

また、細街路（道路幅員が4 m未満の狭い道路）では、災害時の避難、延焼防止、救急活動を行う上で十分な幅員がないことから、拡幅整備を継続して推進していくことが重要です。

ア 避難や人命救助、物資輸送等の災害時応急対策を円滑に実施できるよう、未整備の都市計画道路の整備を推進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 平時から道路の空洞調査等を実施し、安全確保を図るとともに、アプリを用いた道路通報システムやAIによる道路損傷検出システムを導入し、道路の維持管理の強化を図ります。

[方針1](#) [方針2](#) 【新規】

ウ 建物倒壊による道路閉塞を防止し、災害時にも通行機能を確保するため、緊急輸送道路沿道建物の耐震化を重点的に促進します。[方針1](#) [方針2](#)

エ 落橋等による通行障害を防ぐため、橋りょうについて、落橋防止装置のほか、老朽化した橋りょうの架替えや耐震補強工事を計画的に行います。[方針1](#) [方針2](#)

オ 電柱倒壊による通行障害や電線切断による電気・通信の途絶を防ぐため、無電柱化の優先整備地域及び優先整備路線を中心に無電柱化を推進します。[方針1](#) [方針2](#)

カ 円滑な災害応急対応や延焼防止のための細街路の解消について、建替えの機を捉えて促進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)

キ 大規模開発事業の際は、老朽建物の更新等と合わせ、道路・公園等の公共施設の整備、都市機能の導入等一体的な再編整備を誘導します。[方針3](#)



無電柱化した事例（浜松町二丁目）

出典：港区 HP「白金高輪駅東部地区まちづくり構想」



建物倒壊による道路閉塞のイメージ

出典：東京都 HP「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」

関連計画等

港区道路施設維持管理計画 イ・エ

港区耐震改修促進計画 ウ

港区無電柱化推進計画 オ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備

【背景】

大規模な延焼防止のため、都市計画道路を中心として、河川、鉄道等からなる延焼遮断帯の形成が必要です。また、災害時の円滑な避難や応急活動、延焼防止等のため、事業者と連携して大規模開発等の機を捉え、オープンスペースの確保が重要です。

- ア 地震による大規模火災の拡大を防止するため、都市計画道路の整備や沿道建築物の不燃化・耐震化等により、引き続き延焼遮断帯の形成を推進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)
- イ 避難や救援、復旧・復興活動の場となる公園等を整備・拡充し、防災機能の強化を図ります。[方針1](#)
- ウ 大規模開発の際に、オープンスペースの整備を誘導します。[方針3](#)



延焼遮断帯の整備イメージ

出典：「防災都市づくり推進計画」（東京都，令和2（2020）年3月）



再開発に伴うオープンスペースの整備

出典：森ビル株式会社 HP 「逃げ出す街」から「逃げ込める街」へ 森ビルの総合震災対策」

関連計画等

港区緑と水の総合計画 イ・ウ

港区低炭素まちづくり計画 イ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



【背景】

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災による直接的な犠牲者の約9割が住宅・建築物の倒壊等であった教訓を踏まえ、同年に「耐震改修促進法」が制定され、区も建築物の耐震化に取り組んできました。区有施設の耐震化率は100%に達していますが、住宅をはじめ民間施設の耐震化率は90%程度となっていることから、引き続き建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する必要があります。また、個別の建替えや再開発等を契機に不燃化を促進していくことが重要です。

ア 区民の生命・財産を守り、地震発生後も建物機能の維持を図るため、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断や改修工事の助成により建築物の耐震化を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 昭和56（1981）年基準以前の建築物に対する耐震診断や改修工事等への助成に加え、より被害を少なくするため平成12（2000）年以前の木造建築物の耐震診断や改修工事へも助成します。[方針1](#) [方針2](#) 【新規】

ウ 建物が耐震化されても、家具転倒や看板の落下、窓ガラスの飛散による被害が考えられるため、これらへの対策を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

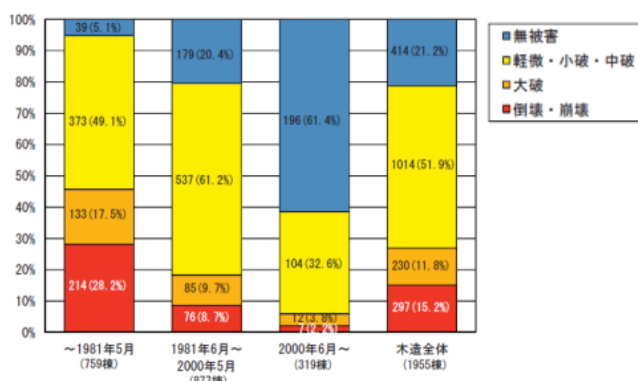
エ 液状化の可能性が高い地域において、建物新築時等の液状化対策を促進します。

[方針1](#) [方針2](#)

オ 円滑な初期消火の促進のため、消火用水槽の設置を推進します。[方針1](#) [方針3](#)



耐震化のイメージ



熊本地震における木造住宅の被害状況

出典：東京都「ビル・マンションの耐震化読本」

出典：「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書」

昭和25（1950）年 建築基準法制定	昭和56（1981）年 建築基準法改正	平成12（2000）年 建築基準法改正
旧耐震基準の住宅 耐震性に乏しく大地震時（震度6程度）の危険性が高い	新耐震基準の住宅 新耐震基準であるが、平成12（2000）年新基準を満たしていない要素がある	現行耐震基準の住宅 基礎形状、壁の配置バランス規定、柱の引き抜き対策等もなされている
大地震で倒壊する危険性が高い	要注意	おおむね安心

耐震基準（木造）の概要

関連計画等	
港区耐震改修促進計画 ア・イ・ウ・エ	港区住宅基本計画 ア・イ・ウ
※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	





【背景】

高層建築物は都心部や臨海部に集中し、区内にも多く建っています。高層建築物では地震等の災害が発生した場合、建物は倒壊しなくても揺れが増幅されやすく大きく揺れることから、ライフラインやエレベーターの損傷や停止、家具類の転倒等、高層建築物特有の様々な問題が生じることが予想されるため、高層建築物等の防災対策が重要です。

ア 災害時においても建物機能の確保を図るため、新築時等に開発業者に対して、備蓄用倉庫の設置、できるだけ広い共用スペースの確保、オープンスペースの確保、消火設備、照明等に関する非常用電源の設置や日常の点検、受水槽の活用、エレベーターの安全確保等を促進します。[方針2](#) [方針3](#)

イ エレベーターの安全性を向上するため「港区エレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱」に基づき、安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、耐震対策）の改修工事費用を助成します。[方針2](#)【新規】

ウ 高層住宅内（6階以上かつ住戸数20戸以上）の防災設備が充実できるよう、共同住宅防災組織に対して防災資機材を助成します。[方針2](#)

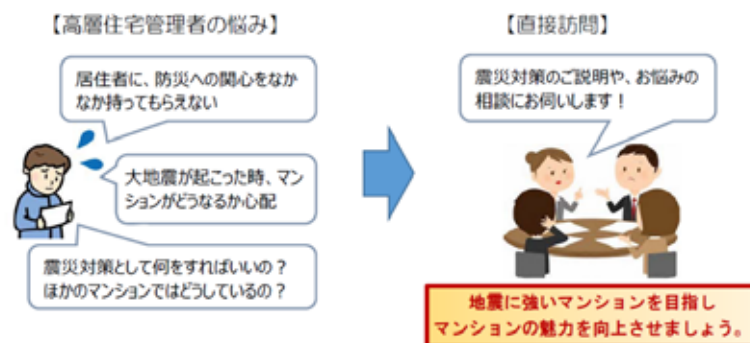
エ 共同住宅における自主防災組織の結成や防災計画策定、防災知識の普及啓発のための講演会等を実施したい場合、防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。[方針2](#)【新規】

オ 港区マンション管理適正化推進計画に基づき、管理組合の運営、修繕、防災対策の実施等の基準を満たすマンションを「みなと認定マンション」等に認定します。[方針1](#) [方針2](#)【新規】

カ 国や都の長周期地震動対策に関する研究動向を注視し、高層建築物利用者の安全を図るため、区民や民間事業者により家具転倒防止や窓ガラスの飛散防止、制震装置の設置、建物構造の安全確認体制の確保、屋外退去も想定した地上への避難方法の検討等を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

【具体的な高層建築物特有の課題への対応】

- ・水・食料・携帯トイレ等生活必需品の備蓄
- ・家具転倒防止
- ・自家発電の設置、受水槽・高架水槽の活用
- ・エレベーター内での閉じ込め対策



高層住宅の直接訪問のイメージ

出典：港区 HP

関連計画等

港区耐震改修促進計画 イ・カ

港区マンション管理適正化推進計画 オ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。





【背景】

不燃化が進み、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区内残留地区は、区内で大半を占めています。また、一般に非木造構造であるマンションは、耐震性が高いため大地震発生時でも倒壊のおそれがほとんどありません。そのため、耐震性のある住宅を中心に、在宅避難が可能な区民については、日頃から防災に対する十分な備えをしたうえで、住み慣れた自宅で生活を継続し、ライフライン等の復旧を待つことが重要です。

ア 「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の周知等により、耐震化や家具転倒防止のほか、水・食料・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄、マンション内の協力体制の確立等を進め、災害時でも自宅生活をする在宅避難を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 災害時の電源として活用できる蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）、EV（電気自動車）の普及を促進するとともに、V2L外部給電器やV2H充放電設備についても導入を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

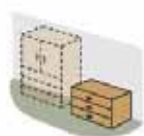
※備蓄については、各家庭で備蓄するかマンションの共用部分で備蓄するか、マンションにより考え方が異なるため、マンションの状況に応じて柔軟に決める必要があります。

- 【命を守るため】

大型家具を置かない
または固定
- 【自宅で生活するため】

飲料水、食料品、
携帯トイレの備蓄
- 【マンションを守るため】

トイレに
水を流さない



在宅避難のイメージ



非常時等における EV からの電源確保

出典：（一社）次世代自動車振興センターHP



エネファームのイメージ

出典：（一社）日本ガス協会 HP

関連計画等	
港区低炭素まちづくり計画 イ	
※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	

【背景】

港区は都心に位置し、中枢機能が集中するとともに幹線道路や鉄道が広域に張り巡らされ、昼間人口は約 97.3 万人（令和 2（2020）年時点）に達しています。東日本大震災では、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、道路、避難所で大きな混乱が生じました。このため、地域特性を踏まえながら区内の主要な駅を中心に、事業者が主体となった組織づくり、活動への支援等が重要です。

- ア 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保を促進します。[方針 2](#) [方針 3](#)
- イ 都市再生安全確保計画や駅前滞留者対策推進協議会が対象とする地域において、事業者等（鉄道事業者を含む）が連携した帰宅困難者対策の実動訓練を促進するとともに、今後の街づくりへのフィードバックを検討します。[方針 2](#) [方針 3](#)
- ウ ICT を活用し、受入可能な一時滞在施設の情報をスマートフォンやまちなかに設置されたデジタルサイネージ等で確認できる仕組みづくりを促進します。[方針 2](#) [方針 3](#)【新規】
- エ 一斉帰宅による混乱防止のため、事業所の従業員等が自社待機できる環境整備を促進します。[方針 2](#)



六本木ヒルズの備蓄倉庫 東日本大震災時の備蓄品配布の様子

出典：森ビル株式会社 HP 「「逃げ出す街」から「逃げ込める街」へ森ビルの総合震災対策」



緊急情報と飲料を提供できる
デジタルサイネージ付き自動販売機

出典：港区 HP 「デジタルサイネージ」



港区滞留者対策協議会連絡アプリ

一時滞在施設の場所、
受入れ可能人数等の情報
を駅前滞留者対策推進協議会内で共有

●風水害対策

堤防・防潮堤・下水道施設等の整備



【背景】

港区は過去に集中豪雨や台風により浸水被害が発生しています。港区の東部には東京湾や運河に面する地域があり、また、東西に流れる古川もあることから、津波や高潮、集中豪雨にも耐え得る水害対策施設の整備が重要です。

ア 河川や内水の氾濫、高潮等による浸水被害を低減するため、都が実施する河川改修や堤防・防潮堤・下水道施設の整備を促進します。**方針1**

イ 集中豪雨時の事故防止、危険防止のため、下水の逆流によるマンホールの蓋開き防止対策を促進します。**方針1**【新規】



古川の護岸整備状況（古川橋上流側）
出典：東京都 HP「古川整備工事（その9）」



古川地下調節池
出典：「渋谷川・古川河川整備計画」（東京都，平成31（2019）年4月）



下水道の浸水対策

出典：東京都下水道局 HP「浸水ゼロ・安全・快適！下水道」



天王洲水門

出典：東京港湾事務所 HP「水門・排水機場」



マンホールからの吹き上がり

出典：北見市 HP「北見市の浸水対策（第61回下水道の日）」



マンホールの蓋開き防止対策

出典：国土交通省「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト事例集」



雨水浸透・貯留施設設置等の推進

【背景】

近年は市街化の進展に伴い地表がコンクリート等で覆われることで、雨水の地下浸透が低下し、排水能力を超える大量の雨水が下水道や河川に直接流れ込むことで都市型水害の発生がみられます。堤防・防潮堤・下水道施設等の整備だけでなく、グリーンインフラとしてそれぞれの宅地においても雨水の流出を抑制する流域治水が重要です。

ア 浸水被害を低減するため、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」をもとに、一定規模以上の開発に当たっては雨水浸透・貯留を促進します。[方針1](#) [方針3](#)

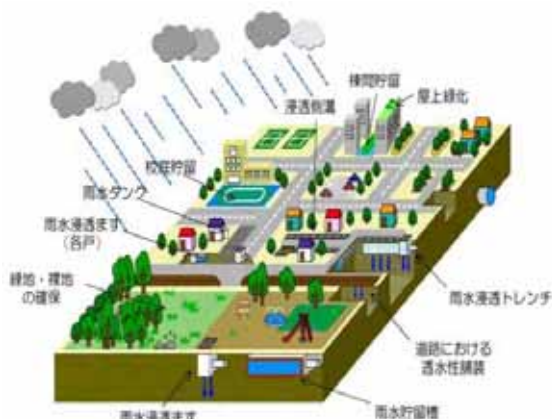
イ 貯留水について、災害時に生活用水として再利用する取組を促進します。[方針2](#)

ウ 道路・公園等の公共施設を整備する際、透水性舗装や雨水浸透ますの整備を進めます。

[方針1](#)

エ 緑化計画書の提出制度に基づき、敷地面積が一定規模以上の建築計画に対して、緑化整備を指導します。[方針1](#) [方針3](#)

オ 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得られるグリーンインフラの整備を促進します。[方針1](#) [方針3](#)【新規】



雨水浸透対策のイメージ

出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」
（東京都，平成26（2014）年6月）



区立芝公園の地下に設置された雨水貯水槽



グリーンインフラ

出典：「港区緑と水の総合計画」（港区，令和3（2021）年2月）



レインガーデン（雨水浸透緑地帯）

出典：東京ポータルシティ竹芝 HP

関連計画等

港区低炭素まちづくり計画 ア・エ

港区環境基本計画 ア・エ

港区緑と水の総合計画 イ・ウ・エ・オ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。





【背景】

浸水想定区域内にある建築物について、災害時も機能を維持する必要がある施設を中心に浸水対策の実施が重要です。また、区内には地下室のある建築物、地下通路や地下街等の地下空間も多くあることから、浸水対策が重要です。

ア 想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）等を対象として、区有施設の浸水対策（止水板の設置、重要設備の高所配置、逆流防止弁の設置等）を推進します。

方針1 方針2

イ 民間施設においても、想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）等を対象として、災害時の施設機能維持の必要性、過去の浸水状況等を勘案し、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」（国土交通省、令和2（2020）年）等を参考に、施設ごとの浸水対策を促進します。方針1 方針2

ウ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の管理者等は、「避難確保計画・浸水対策計画」の作成が義務付けられていることから、浸水対策に向けこれらの計画の作成義務や報告等について周知します。方針1 方針2

エ 「みなとパーク芝浦」や竹芝地区のように、1階が浸水しても、2階以上の階層で機能を維持し、デッキで他の建物や駅等とつながるような、浸水に強い街の形成を推進します。

方針1 方針2 方針3 【新規】

オ アンダーパス等の浸水しやすい箇所での浸水状況の把握、浸水時の危険情報の提供を行います。方針2



重要設備の高所配置

出典：国土交通省 HP「浸水被害防止に向けた取り組み事例集」



浸水しても施設機能維持可能なみなとパーク芝浦

出典：港区 HP



止水板（港区役所）



止水プレート

●共通

がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保

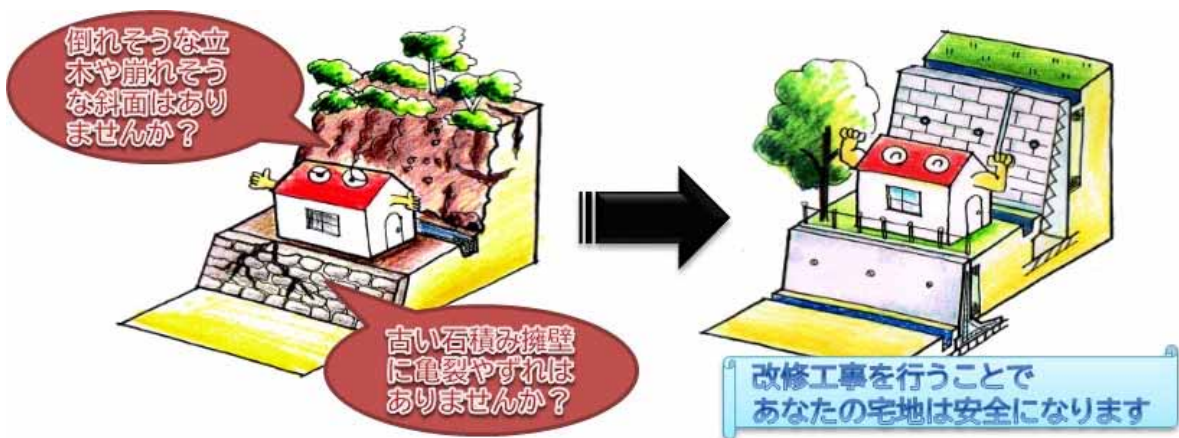


【背景】

東京都による土砂災害防止法に基づく調査の結果、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定され、23区で最多（警戒区域：208か所、特別警戒区域：141か所）となっています。これらの区域や、5m未満のがけや擁壁等のある民有地について、がけ等の安全性の判断や改善方法等に関する基礎知識の向上、これらへの支援対策等が重要です。また、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、安全点検等を行うことが重要です。

- ア がけ・擁壁の改修やブロック塀等の除却について、耐震アドバイザーの派遣や助成制度等により促進します。 方針1
- イ 「港区がけ・擁壁の安全ハンドブック」等により、定期的な点検と、危険な場合の改修について意識啓発をします。 方針1
- ウ 区が管理するがけ・擁壁・ブロック塀についても、定期的な点検と、危険な場合の改修を推進します。 方針1
- エ 土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所においては、がけ・擁壁の改修により、区域の指定解除を促進します。 方針1 方針3 **【新規】**

港区がけ・擁壁の安全ハンドブック



がけ・擁壁の改修

出典：港区 HP「がけ・擁壁改修工事等支援事業」

関連計画等			
港区緑と水の総合計画	ア	港区耐震改修促進計画	ア
港区環境基本計画	ア・イ	港区道路施設維持管理計画	ウ
※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。			



施設・エリアの機能維持



【背景】

施設機能を維持するためには、地震については停電や断水、家具・什器の散乱を防止し、水害については浸水を防止することが重要です。区有施設は、利用者が不特定多数で公共用途のため、全施設の機能を維持することが重要です。また、民間施設では、それぞれBCP等の防災計画に応じて機能維持の必要性を判断することが重要です。

- ア 災害時にも民間施設の機能維持を図るため、家具転倒防止の取付のほか、非常用電源の設置や受水槽の活用等を促進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)
- イ 災害時のエリアの機能維持を図るため、大規模開発事業等の際に整備される民間の防災拠点において、自立分散型エネルギー（コージェネレーションシステム、地域冷暖房等）の導入により、停電時の周辺地域への電気等の提供を促進します。[方針3](#)
- ウ 民間の防災拠点では、災害時に防災機能が有効に発揮できるよう、平常時から地域への情報発信や防災訓練の実施を行うよう促します。[方針3](#)
- エ 区有施設に配備される車両について、災害対応力の向上が期待できるEV（電気自動車）を導入するとともに、災害時の活用を検討します。[方針2](#)【新規】
- オ 災害時に特に電気を必要とする施設に電気を供給するため、区内事業者等と災害時のEV貸与に関する協定の締結を推進します。[方針2](#)【新規】
- カ 停電時に電気を確保できるよう、民間施設におけるEVの充電設備の設置を促進します。また、EVによる電力供給側と避難所等電気を必要とする側との給電のマッチング等について検討します。[方針2](#) [方針3](#)【新規】
- キ 上下水道・電気・ガス・通信等のライフライン途絶防止に向けた取組を促進します。[方針2](#)
- ク 災害時に電気が限られる中でも、都市機能・生活を継続するために、換気、採光等普段から省エネルギー化（低炭素）を促進します。[方針2](#) [方針3](#)【新規】
- ケ 企業活動の早期再開を目指し、企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。[方針2](#)【新規】



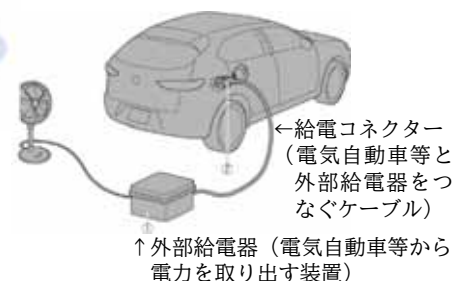
災害時のエネルギー等供給イメージ
(商用電力停止時)

出典：「都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区）都市計画（素案）の概要」（森ビル株式会社）



災害時の電気自動車の貸与

出典：「港区環境基本計画」
(港区, 令和3(2021)年3月)



電気自動車の外部給電機能

※マツダ株式会社の著作物利用合意に基づき作成。他への転載、転用を一切禁じます。

関連計画等	
港区耐震改修促進計画	ア 港区低炭素まちづくり計画 イ・カ・ク
港区環境基本計画	オ・ク
※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	





【背景】

安全な避難生活を維持するため、避難関連施設（区民避難所、福祉避難所、津波避難ビル、一時滞在施設、公園等）の整備や防災機能を向上することが重要です。

- ア 区民避難所の浸水対策を推進します。[方針1](#)
- イ 非常食料や毛布等の生活必需品・医療防疫用資機材等を区内の防災備蓄倉庫等に備蓄します。また、避難生活の維持に資する設備（自家発電等）を導入します。[方針2](#)
- ウ 災害時の区民の利便性を図るため、公園等にマンホールトイレやかまどベンチ等を導入します。[方針1](#) [方針2](#)
- エ 津波による影響がある区域で開発を行う際は、津波避難ビルとしての役割を担うことのできるビルの整備を促進します。[方針3](#)【新規】
- オ 船着き場を活用して、物資輸送を検討します。[方針2](#)
- カ 区民避難所等における1人当たりの避難スペースを拡大します。また、避難を必要とする人を確実に受け入れられるように、都立施設や民間施設の活用による新たな避難所の確保に取り組みます。[方針1](#)【新規】



区内で民間初の津波避難ビル
(東京ポートシティ竹芝オフィスタワー)

出典：東京ポートシティ竹芝 HP

関連計画等

港区緑と水の総合計画 ウ・オ

港区総合交通計画 オ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



【背景】

災害時は、地域の方々が互いに支え合い、力を結集して直面した課題に取り組むことが不可欠です。そのためには、近隣、建物内、同じ階層等で、日頃から挨拶をする等顔見知りになり、結束力を高めるような地域コミュニティの醸成が重要です。

ア コミュニティ形成に寄与するオープンスペースの整備や活用等を促進し、建物内あるいは近隣で、人手の提供、避難者・帰宅困難者等の受入れ、生活必需品の提供等それぞれが得意なもので協力できるような環境の形成を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

イ 大規模震災等の防災対策を、ハード・ソフト両面で推進するため、都市の再生と防災機能を確保するための「都市再生安全確保計画」の策定を推進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

ウ 災害時でも自立できる建物が増えるよう、地区防災計画作成の支援等に努め、ビル単位や街区単位での防災対策の取組や、事業者間が連携した取組を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

エ 地域の防災力を向上するため、防災アドバイザー派遣等を通して、地域・マンション等の防災のキーパーソンを育成するとともに、地域と事業者が連携した防災活動の実施を促進します。[方針2](#)



虎ノ門地区における都市再生安全確保計画の意義

出典：「虎ノ門地区都市再生安全確保計画」（東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会，平成31（2019）年2月）

関連計画等	
港区住宅基本計画 ア	港区低炭素まちづくり計画 イ
※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認ください。	





【背景】

災害が発生したときに、区内の被災状況、区有施設の被害状況、安否確認状況、避難誘導状況等を速やかに収集し、適切に情報提供することは、区民等が適切な災害対応をする上で重要です。

ア 区民や事業者等が適切な災害対応を行えるよう、国や東京都のデジタル化の取組と連携しながら、区 HP、SNS、防災行政無線、防災ラジオ、防災情報メール、デジタルサイネージ、防災 web ポータル等を使って、確実に情報（避難情報、交通情報等）提供を行います。[方針2](#) [方針3](#)【新規】

イ SNS 上に投稿されている災害情報について、信ぴょう性等を AI が分析して発生場所の地図や画像に示す情報収集システムを活用し、災害対策における迅速で的確な判断・対応に繋がります。[方針2](#)【新規】

ウ 災害時のリアルタイム状況の把握や情報発信、救急医療活動等にも期待される（高速大容量通信の）5G（第5世代移動通信システム）の普及拡大を見据え、災害時に帰宅困難者等多くの人の集積が見込まれる公園を中心に新たな基地局設置場所の確保を促進します。[方針2](#)【新規】

エ 地域防災協議会やエリアマネジメント団体が連携して実施する地域の災害情報（浸水状況、被災状況、停電・断水状況、安否確認、避難誘導等）の発信を促進します。

[方針2](#) [方針3](#)【新規】

オ 平常時のみならず災害時にも、区民等に対し、より分かりやすく防災情報を提供するため、「港区都市計画情報提供サービス」を活用し、6種類のハザード情報（液状化、揺れやすさ、津波、浸水、高潮浸水、土砂災害）を一括して検索できるようにします。また、国土交通省が主導する「PLATEAU」を活用し、各種ハザード情報を3D都市モデルとして閲覧できるようにします。[方針1](#) [方針2](#)【新規】



3D 都市モデルの活用による災害リスクの可視化

出典：国土交通省 HP「PLATEAU」

関連計画等

港区情報化推進計画 ア・ウ

※関連計画計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

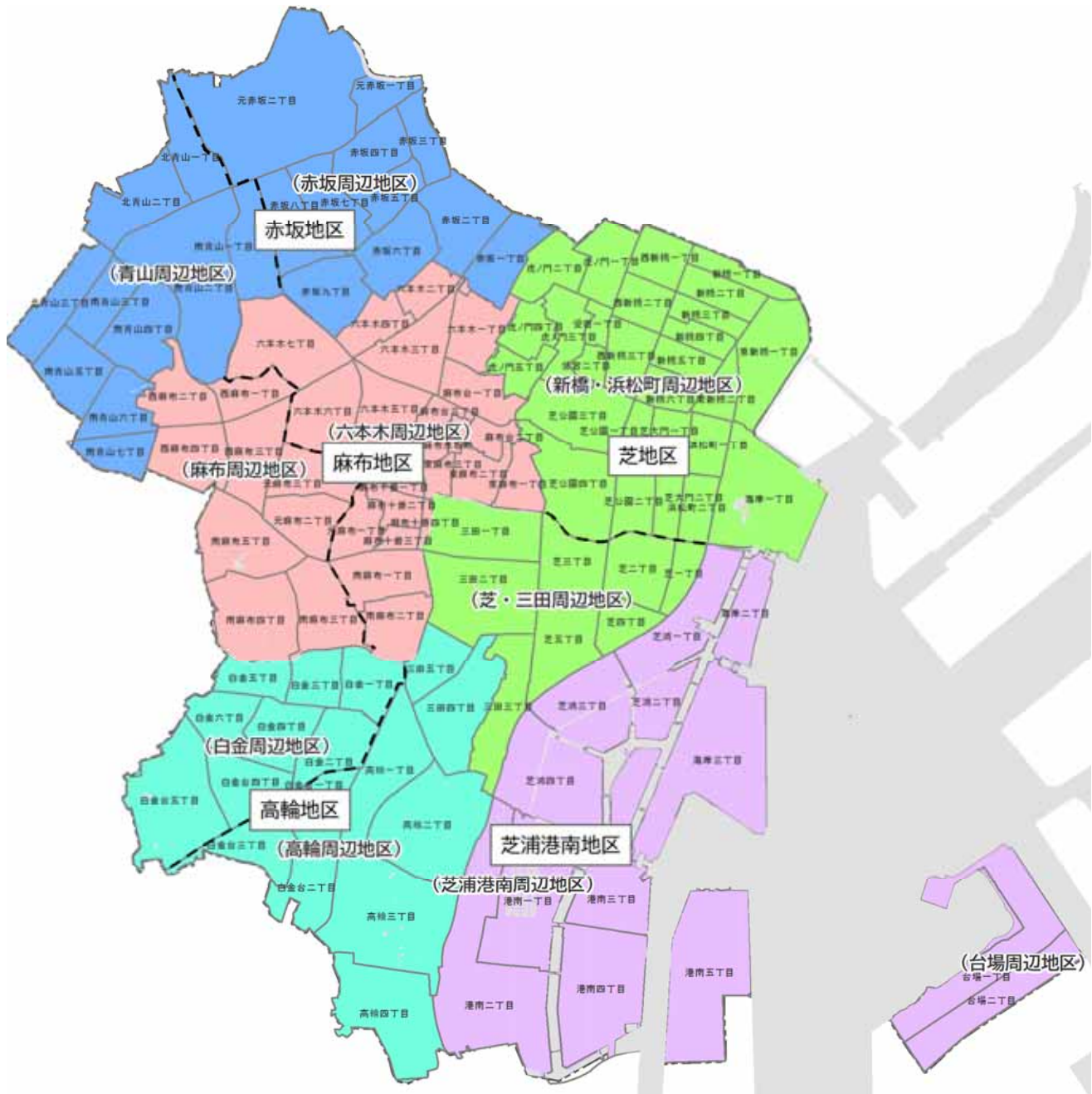


6. 防災街づくりの地区別構想

港区は、災害の危険性、強み、土地利用・人口、都市の弱み等が、地域によって異なります。防災街づくりの推進にあたっては、地区ごとの特性に応じた施策を着実に進める必要があります。

そのため、これらのデータを地図上で重ね合わせ、各地区の防災街づくりの強み、地震・津波・水害に関する課題を抽出したうえで、各地区の目標と施策を示します。

地区区分は「港区まちづくりマスタープラン」と同様に5つの総合支所の区域に区分し、地区別構想を示します。ただし、地区内でも、地域特性、街づくりの活動区域を踏まえ、下図のように各地区を2分割して課題や施策を示します。

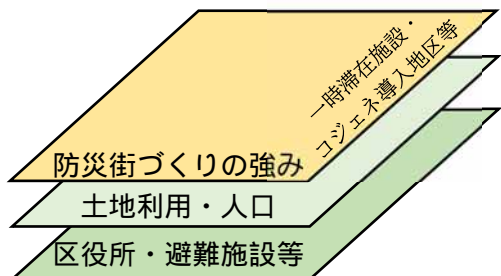


10 周辺地区の区分

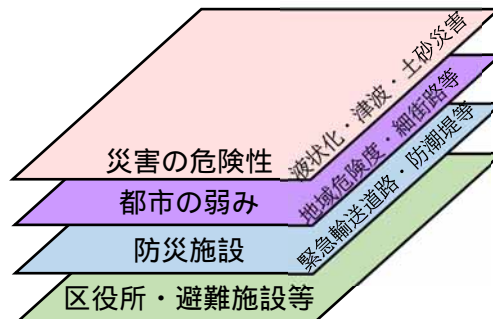
地区別構想の構成

防災街づくりに関するデータを地図上で次のように重ね合わせ、10の周辺地区ごとに4種の地図を示します。

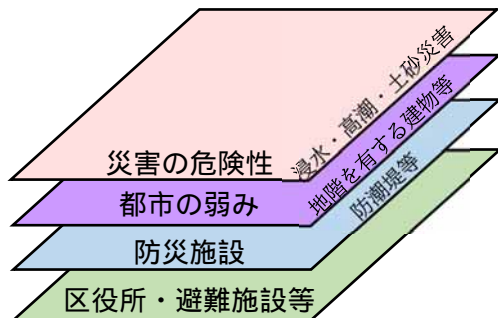
1) 周辺地区の概要



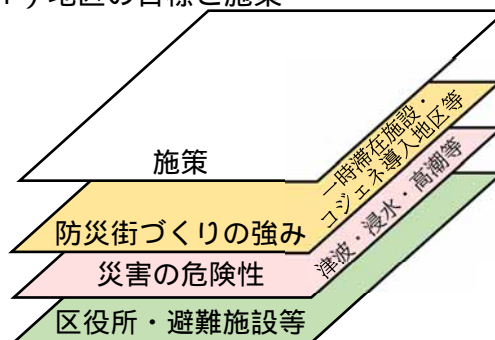
2) 地震・津波に関する課題



3) 水害に関する課題



4) 地区の目標と施策



※背景図は、「東京都縮尺 1/2,500 地形図」（令和3（2021）年）を使用しています。

(1) 芝地区(芝・三田周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・芝四、五丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上となっています。
- ・芝五丁目では高齢化率が35.3%と高い一方、芝一～四丁目では高齢化率が14%未満と低くなっています。
- ・商業系の土地利用が多くなっていますが、街区内部では低層中心の住宅地も広がっています。また、桜田通りより西側では、大学や病院が立地しています。
- ・高層建築物が第一京浜沿道を中心に多く存在しています。

防災街づくりの強み

概ね日比谷通りより東側の芝一、二、四丁目は、大規模な延焼火災のおそれがなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

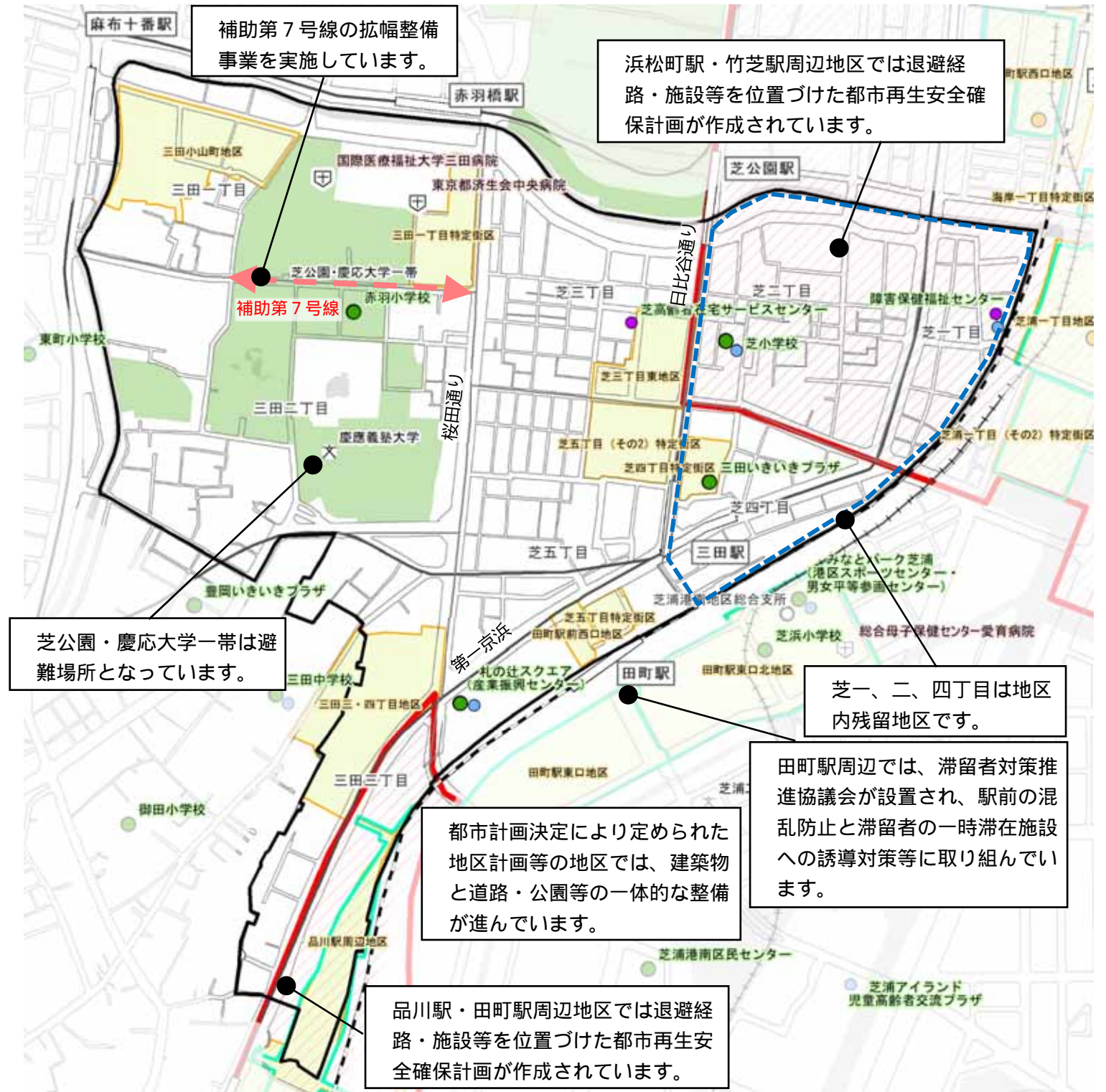
芝公園・慶応大学一帯は避難場所になっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。

品川駅・田町駅周辺、浜松町駅・竹芝駅周辺が特定都市再生緊急整備地域に指定され、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。

田町駅周辺滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

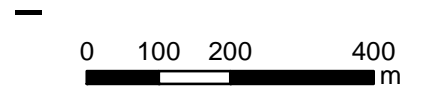
都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

補助第7号線の拡幅整備事業を実施しています。



凡例	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)
■	都市再生安全確保計画の対象範囲
□	コジェネ・地域冷暖房導入地区
■	都市計画による街づくり地区
□	地区内残留地区
f	病院
X	大学
↔	都市計画道路(事業決定)
〃	給水所等
!	区民避難所
!	津波避難ビル
!	福祉避難所
R	港区役所
!	総合支所
■	避難場所

名称の凡例	
■	施設名 避難所等の名称
■	施設名 病院の名称
■	地区名 街づくり地区の名称



2) 地震・津波に関する課題



三田二丁目を中心に細街路が多いため、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。

芝一、二丁目を中心に、津波による浸水により、建物被害、地下空間の浸水、道路通行の支障等の可能性があります。

液状化の可能性が高い地域では、建築物、ライフライン、道路等が被害を受ける可能性があります。

芝四、五丁目を中心に昼間人口が多く、多くの帰宅困難者が田町駅等に集中する可能性があります。

高層建築物では、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

芝・三田周辺地区の地震・津波に関する課題

【多くの帰宅困難者の発生】
芝四、五丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には田町駅周辺を中心に、多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

【避難や救助・物資輸送への支障】
建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路が多く存在している三田二丁目を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【高層建築物特有の被害】
高層建築物が第一京浜沿道を中心に多く存在しており、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

【液状化】
芝一、四丁目を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【津波による浸水】
元禄関東地震相当の地震が発生すると、最悪の場合、芝一、二丁目を中心に浸水が想定され、木造建築物を中心とした被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。陸域の浸水は地震発生から最短約70分後と想定されています。

【がけ・擁壁の崩壊】
桜田通り沿いの三田二丁目や第一京浜沿いの三田三丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	津波浸水予測区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害特別警戒区域		区民避難所
	土砂災害警戒区域		津波避難ビル
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		港区役所
	都市計画道路(未整備)		総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
	防潮堤		施設名 避難所等の名称
	水門		

液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題



概ね日比谷通りより東側や古川沿岸では河川や内水の氾濫、高潮による浸水が想定されています。

JR線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

地下鉄駅など地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例	
浸水深(洪水・高潮)	
0.1~0.5m未満	0.5~1.0m未満
1.0~3.0m未満	3.0~5.0m未満
5.0m以上	
浸水継続3日以上	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
地階を有する建物	
アンダーパス	区民避難所
	福祉避難所
	区役所
	総合支所
施設名	避難所等の名称

上図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水と高潮による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)
下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)

【高潮】対象台風：想定し得る最大規模の高潮(中心気圧910hPa; 室戸台風級)
初期潮位: A.P.+2.24m(朔望平均満潮位(大潮満潮位)に異常潮位を加えた値)
同時に計画規模の洪水が発生(内水は考慮していない)、堤防等は決壊と想定

注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

芝・三田周辺地区の水害に関する課題

【河川や内水の氾濫・高潮による浸水】

概ね日比谷通りより東側(標高3m以下の区域)や古川沿岸では河川や内水の氾濫、高潮による浸水が想定されています。

【地下空間の浸水】

浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【アンダーパスの浸水】

JR線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

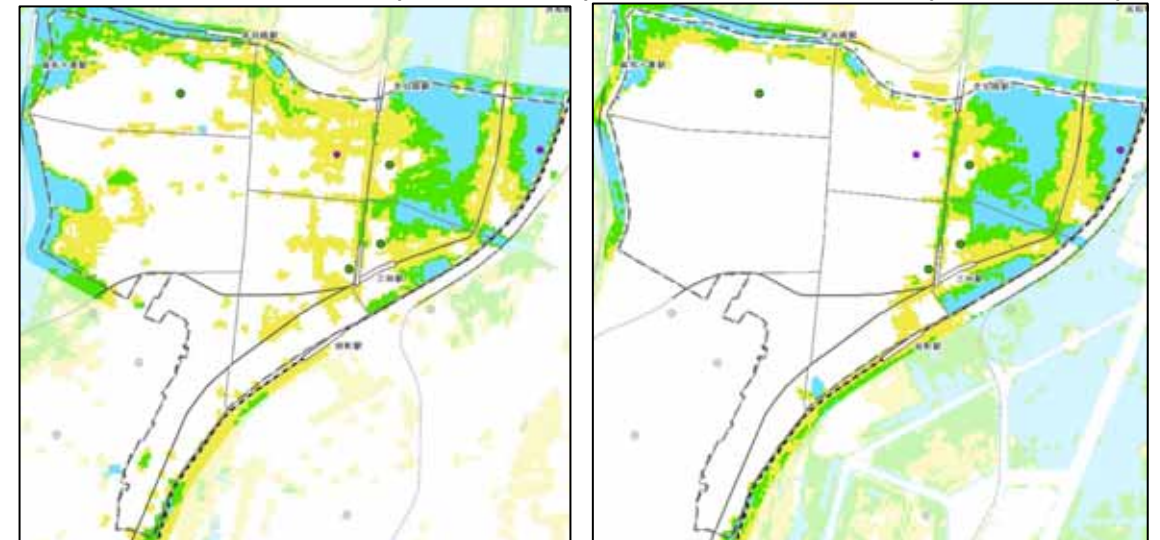
【がけ・擁壁の崩壊】

桜田通り沿いの三田二丁目や第一京浜沿いの三田三丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

標高の凡例	
0~1m	2~3m
4~5m	6~7m
8~9m	10~14m
15~19m	20~24m
25~29m	30m~

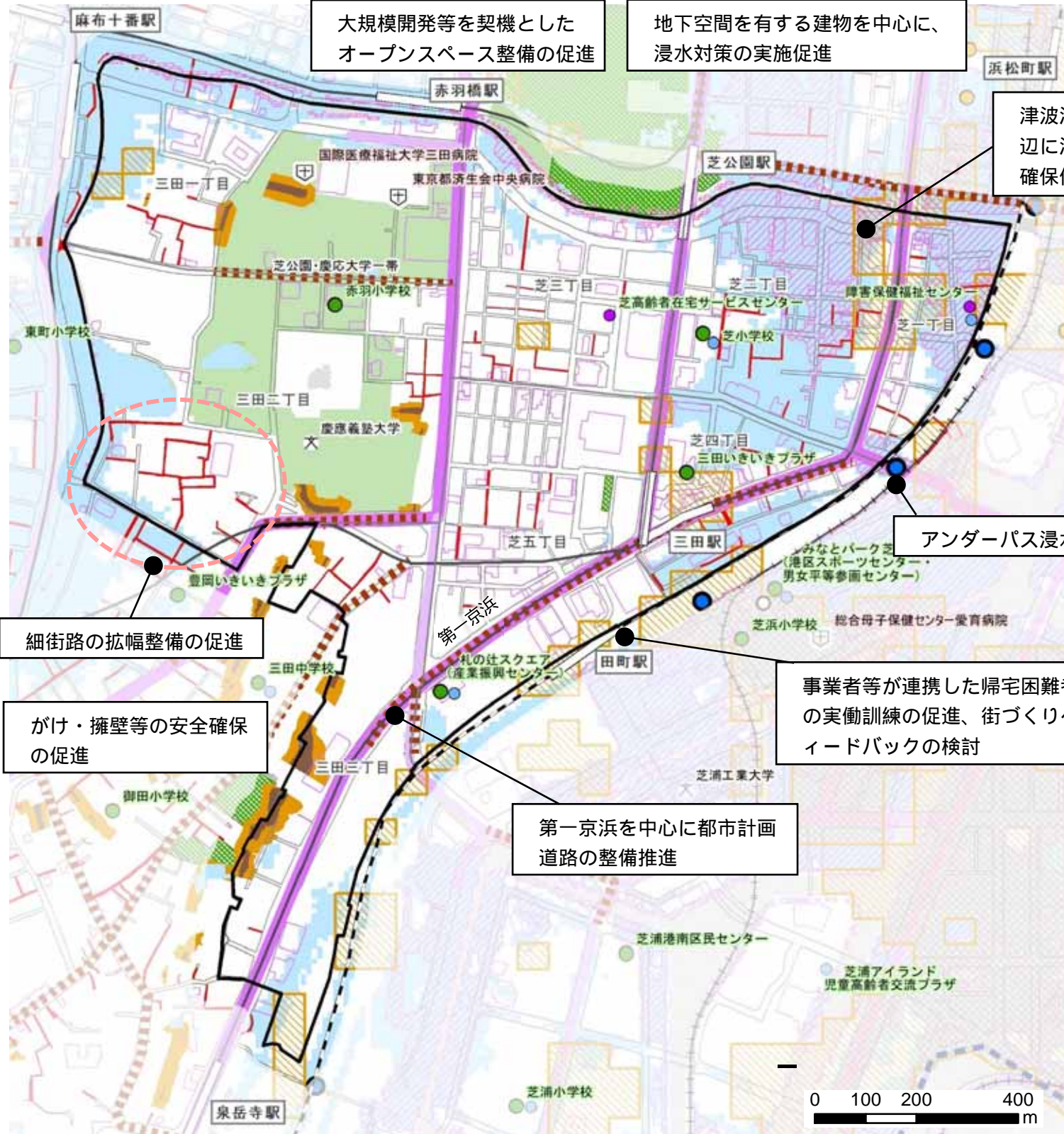


洪水・内水による浸水想定区域(想定最大規模) 高潮による浸水想定区域(想定最大規模)



土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
特別警戒区域：危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道(雨水等が集中し冠水しやすい)

4) 地区の目標と施策



目標：事業者が連携して地震時の帰宅困難者対策を促進するとともに浸水対策を図ります。

- #### 芝・三田周辺地区の主な施策一覧
- ##### 帰宅困難者対策
- 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進 **強みをいかす**
 - 都市再生安全確保計画や田町駅周辺滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
- ##### 建築物の耐震化等
- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - 大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - 地区内残留地区を中心に在宅避難の促進 **強みをいかす**
 - 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- ##### 津波対策
- 津波避難ビル等の整備の促進
- ##### 浸水対策
- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
 - アンダーパス浸水情報の発信
- ##### 道路の整備
- 緊急輸送道路である第一京浜を中心に都市計画道路の整備の推進
 - 細街路の拡幅整備の促進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- ##### 工作物の崩壊等対策
- 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進

凡例			
	液状化の可能性が高い		給水所等
	津波浸水予測区域		特定緊急輸送道路(高速道路以外)
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)		一般緊急輸送道路
	土砂災害特別警戒区域		都市計画道路(未整備)
	土砂災害警戒区域		細街路(幅員4m未満)
	一時滞在施設(安確計画)		防潮堤
	病院		水門
	大学		アンダーパス
	浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		地階を有する建物
			都市計画公園(開設済)
			1000㎡以上の児童遊園
			区民避難所
			津波避難ビル
			福祉避難所
			港区役所
			総合支所
			避難場所

名称の凡例	
	施設名 避難所等の名称
	施設名 病院の名称

(2) 芝地区(新橋・浜松町周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・新橋、虎ノ門を中心に昼間人口密度が1,000人/ha以上と区内で最も昼間人口が多い(24.3万人)地区となっています。
- ・夜間人口は少ないものの、10地区のなかで最も人口増加率が高く、今後も人口増加と高齢化率の低下が予測されています。
- ・商業系の土地利用が多くなっています。

防災街づくりの強み

環状第2号線の開通や虎ノ門ヒルズなどの開発、新駅設置により、街の更新が進み、地区内のほぼ全域が、大規模な延焼火災のおそれなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

地区の全域が特定都市再生緊急整備地域に指定され、浜松町駅・竹芝駅周辺地区、虎ノ門地区では、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。

新橋駅周辺、浜松町駅周辺、虎ノ門地域の各滞留者対策推進協議会が設置され、駅前等の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

竹芝ふ頭は、海上輸送基地(他道府県等からの緊急物資等の受入れ等を行う海上輸送の拠点)となっています。

災害時の活用も期待できる区内最大の給水拠点「芝給水所」(飲用給水量26,600トン)があります。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

コージェネレーションシステムや地域冷暖房を導入している地区では、平常時の効率的なエネルギー利用とともに、災害時には業務継続できる自立性の高い街となっています。

放射第21号線(愛宕下通り)の拡幅整備事業が実施されています。



放射第21号線(愛宕下通り)の拡幅整備事業が実施されています。

虎ノ門地区では退避経路・施設等を位置づけた都市再生安全確保計画が作成されています。

環状第2号線の開通や虎ノ門ヒルズなど街区再編や新駅設置により、街の更新が進んでいます。

新橋駅周辺、浜松町駅周辺では、滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

地区内のほぼ全域が地区内残留地区です。

災害時の活用も期待できる区内最大の給水拠点「芝給水所」があります。

浜松町駅・竹芝駅周辺地区では退避経路・施設等を位置づけた都市再生安全確保計画が作成されています。

竹芝ふ頭は、海上輸送基地となっています。

都市計画決定により定められた地区計画等の地区では、建築物と道路・公園等の一体的整備、コージェネレーションシステム・地域冷暖房の導入等が進んでいます。

凡例	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)
■	都市再生安全確保計画の対象範囲
■	コージェネ・地域冷暖房導入地区
■	都市計画による街づくり地区
f	病院
X	大学
↔	都市計画道路(事業決定)
■	給水所等
!	区民避難所
!	津波避難ビル
!	福祉避難所
R	港区役所
!	総合支所
■	避難場所

名称の凡例	
■	施設名 避難所等の名称
■	施設名 病院の名称
■	地区名 街づくり地区の名称

2) 地震・津波に関する課題

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

新橋を中心に細街路が多いため、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。

新橋三丁目では老朽建物が多く、建物倒壊危険度が「4」と区内で最も高くなっています。

新橋、虎ノ門を中心に昼間人口、昼夜間人口比ともに区内最大であり、地震発生時には多くの帰宅困難者が新橋駅等に集中する可能性があります。

新橋・浜松町周辺地区の地震・津波に関する課題

【多くの帰宅困難者の発生】

新橋、虎ノ門を中心に昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には多くの帰宅困難者が発生し、新橋駅や浜松町駅等に集中する可能性があります。

【避難や救助・物資輸送への支障】

新橋を中心に老朽化した建物や細街路が多く存在し、建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。特に、新橋三丁目では建物倒壊危険度が「4」と区内で最も高くなっています。また、第一京浜沿道の耐震化が進んでいないため、区内で区間到達率（都県境入口からある区間に到達できる確率）が60%未満と最も低い箇所があります。

【高層建築物特有の被害】

高層建築物棟数率が区内最大であり、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

【液状化】

液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【看板の落下等】

商業施設が多く、看板等の落下や自動販売機の転倒の可能性があります。

【津波による浸水】

元禄関東地震相当の地震が発生すると、最悪の場合、竹芝ふ頭から浜松町駅周辺、芝公園周辺まで浸水が想定され、木造建築物を中心とした被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。陸域の浸水は地震発生から最短約70分後と想定されています。

【がけ・擁壁の崩壊】

愛宕山などでは、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。



区内で区間到達率（都県境入口から到達できる確率）が60%未満と区内で最も低くなっています。

商業施設が多く、看板等の落下や自動販売機の転倒の可能性があります。

液状化の可能性が高い地域では、建築物、ライフライン、道路等が被害を受ける可能性があります。

竹芝ふ頭から浜松町駅周辺、芝公園周辺まで津波による浸水により、建物被害、地下空間の浸水、道路通行の支障等の可能性があります。

高層建築物では、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

- 建物倒壊危険度** : 「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都、令和4（2022）年9月）による建物倒壊の危険性（単位面積当たりの建物倒壊棟数を相対評価）
- 液状化の可能性が高い** : 港区津波・液状化シミュレーション結果（港区、令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」
- 土砂災害警戒区域、特別警戒区域** : 東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
- 緊急輸送道路** : 東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路
- 都市計画道路** : 都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
- 細街路** : 「土地利用現況調査」（港区、令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園（開設済）
	津波浸水予測区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害特別警戒区域		区民避難所
	土砂災害警戒区域		津波避難ビル
	特定緊急輸送道路（高速道路以外）		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		R 港区役所
	都市計画道路（未整備）		！ 総合支所
	細街路（幅員4m未満）		避難場所
	防潮堤		施設名 避難所等の名称
	水門		

3) 水害に関する課題

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

概ね日比谷通りより東側では河川や内水の氾濫、高潮による浸水が想定されています。

新橋駅東口の大規模な地下街への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

新橋・浜松町周辺地区の水害に関する課題

【河川や内水の氾濫・高潮による浸水】

概ね日比谷通りより東側（標高3m以下の区域）や古川沿岸では河川や内水の氾濫、高潮による浸水が想定され、この区域に地区内人口の約8割が居住しています。浜松町駅周辺では浸水深3m以上（浸水継続時間3日間以上）と浸水の危険性が高くなっています。

【地下空間の浸水】

浸水想定区域内に、新橋駅東口の大規模な地下街や地下鉄駅をはじめ10地区中最多となる多くの地下空間があり、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【アンダーパスの浸水】

JR線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

【堤外地の浸水】

堤外地では、比較的規模の小さい高潮でも浸水の危険性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

愛宕山などで危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

JR線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

浜松町駅周辺では、洪水・高潮により浸水深3m以上（浸水継続時間3日間以上）と浸水の危険性が高くなっています。

堤外地では、比較的規模の小さい高潮でも浸水の危険性があります。

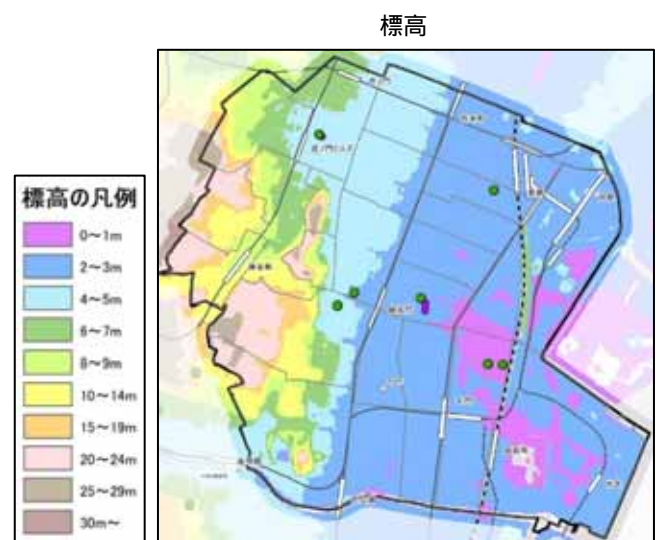
地下鉄駅への浸水により、被害が拡大する可能性があります。



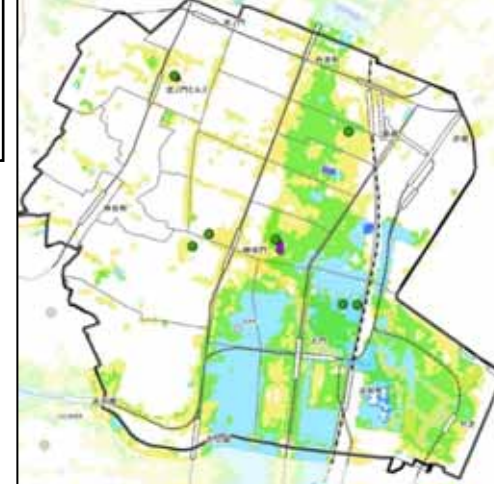
凡例	
浸水深(洪水・高潮)	
0.1~0.5m未満	0.5~1.0m未満
1.0~3.0m未満	3.0~5.0m未満
5.0m以上	浸水継続3日以上
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
地階を有する建物	アンダーパス
防潮堤	水門
区民避難所	福祉避難所
区役所	総合支所
施設名	避難所等の名称

上図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水と高潮による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

- 【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）
下流端水位（海水位）：A.P.+4.6m（伊勢湾台風級の高潮を想定）
 - 【高潮】対象台風：想定し得る最大規模の高潮（中心気圧910hPa；室戸台風級）
初期潮位：A.P.+2.24m（朔望平均満潮位（大潮満潮位）に異常潮位を加えた値）
同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）、堤防等は決壊と想定
- 注）A.P.（荒川工事基準面）とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.（標高）-1.1344m

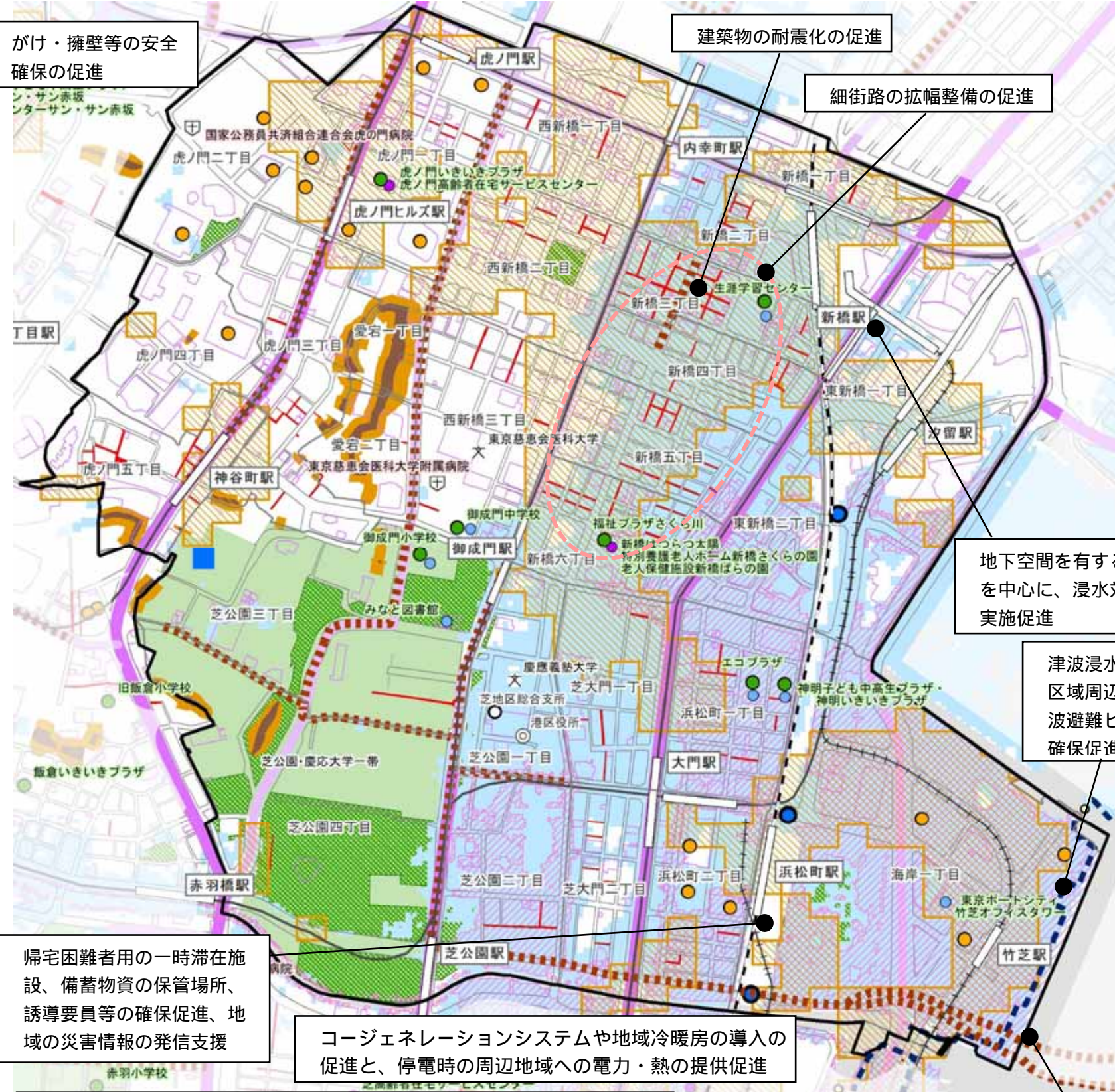


洪水・内水による浸水想定区域（想定最大規模） 高潮による浸水想定区域（想定最大規模）



土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道（雨水等が集中し冠水しやすい）

4) 地区の目標と施策

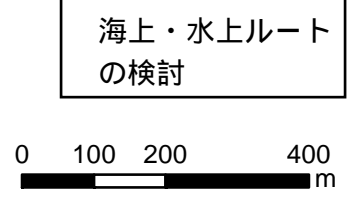


帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保促進、地域の災害情報の発信支援

コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進

凡例			
	液状化の可能性が高い		給水所等
	津波浸水予測区域		特定緊急輸送道路(高速道路以外)
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)		一般緊急輸送道路
	土砂災害特別警戒区域		都市計画道路(未整備)
	土砂災害警戒区域		細街路(幅員4m未満)
	一時滞在施設(安確計画)		防潮堤
	病院		水門
	大学		アンダーパス
	浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		地階を有する建物
			都市計画公園(開設済)
			1000㎡以上の児童遊園
			区民避難所
			津波避難ビル
			福祉避難所
			港区役所
			総合支所
			避難場所

名称の凡例
施設名 避難所等の名称
施設名 病院の名称



目標：デジタル技術を活用した帰宅困難者対策と地下空間等の浸水対策を図ります。

- #### 新橋・浜松町周辺地区の主な施策一覧
- ##### 帰宅困難者対策
- 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進、及び地域の災害情報の発信の支援 **強みをいかにす**
 - 都市再生安全確保計画や新橋駅周辺、浜松町駅周辺、虎ノ門地域の各滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかにす**
 - 船着き場を活用した物資輸送の検討(竹芝ふ頭等) **強みをいかにす**
- ##### 建築物の耐震化等
- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - 大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかにす**
 - 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - 高層建築物の防災対策の促進(家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保)
 - 在宅避難の促進 **強みをいかにす**
 - 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- ##### 津波対策
- 津波避難ビル等の確保の促進
- ##### 浸水対策
- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進(特に地下空間を有する建物、区民避難所等)
 - アンダーパス浸水情報の発信
- ##### 道路の整備
- 都市計画道路の整備の推進
 - 細街路の拡幅整備の促進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- ##### 工作物の崩壊等対策
- 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進
- ##### 都市機能の維持
- コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進 **強みをいかにす**

(3) 麻布地区 (麻布周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。
- ・戸建て居住世帯の比率が15.8%と10地区中で最も高くなっています。一方、6階建以上高層住宅世帯数の比率は50.0%と10地区中で最も低くなっています。
- ・夜間人口に占める外国人人口の比率が11.5%（令和4（2022）年4月1日現在）と10地区中で最も高くなっています。
- ・昼間人口が比較的少なく、商業系の土地利用についても比較的少なくなっています。

防災街づくりの強み

西麻布一、三丁目、元麻布三丁目は、大規模な延焼火災のおそれなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

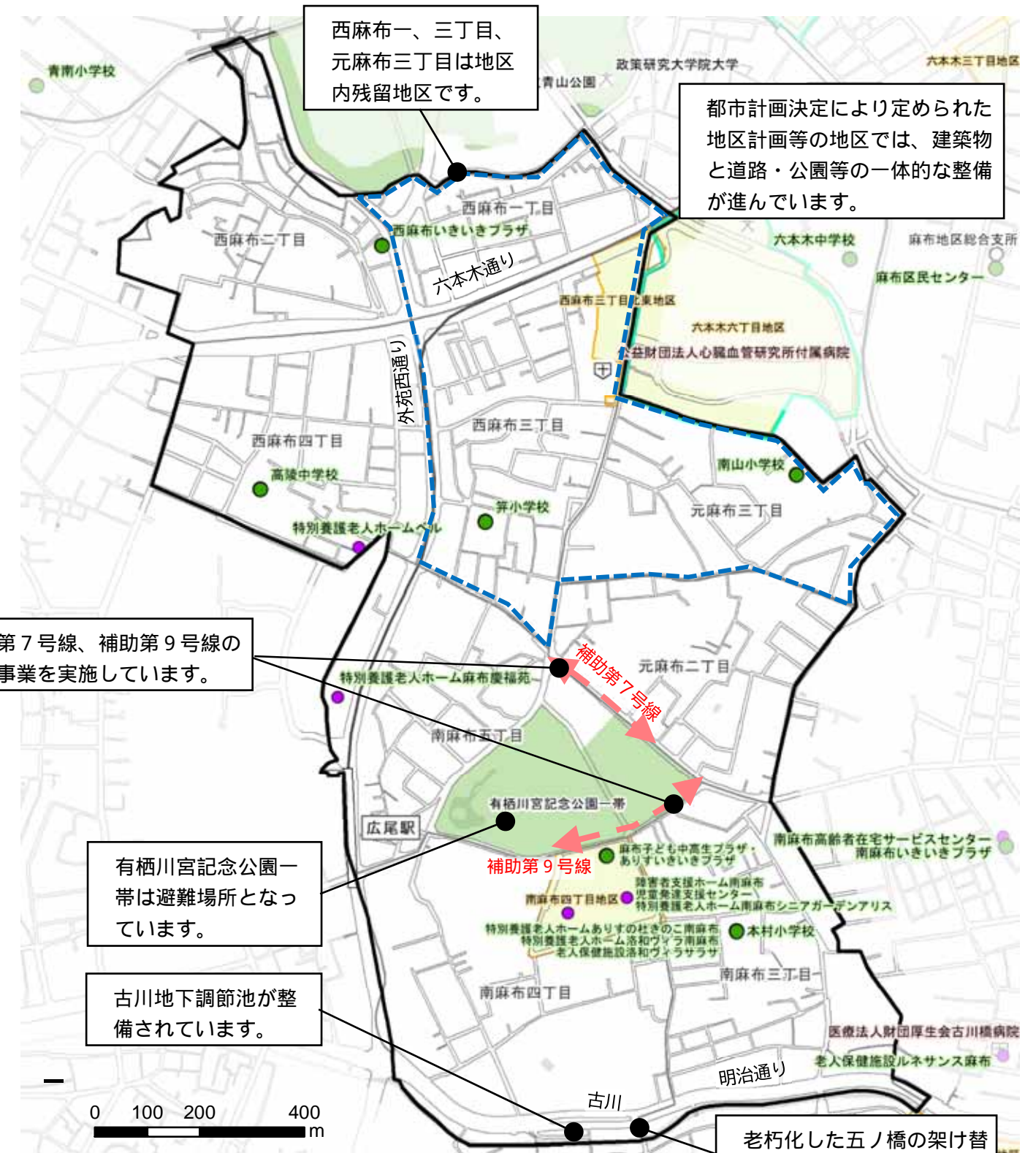
有栖川宮記念公園一帯は避難場所となっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

古川の治水安全度向上のため、河川下を活用した地下トンネル式古川地下調節池が整備されています。

補助第7号線、補助第9号線の整備事業を実施しています。

老朽化した五ノ橋の架け替え工事を行っています。



凡例			
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)	"	給水所等
■	都市再生安全確保計画の対象範囲	!	区民避難所
■	コジェネ・地域冷暖房導入地区	!	津波避難ビル
■	都市計画による街づくり地区	!	福祉避難所
■	地区内残留地区	R	港区役所
f	病院	!	総合支所
X	大学	■	避難場所
↔	都市計画道路(事業決定)		

名称の凡例	
施設名	避難所等の名称
施設名	病院の名称
地区名	街づくり地区の名称

2) 地震・津波に関する課題



麻布周辺地区の地震・津波に関する課題

【避難や救助・物資輸送への支障】

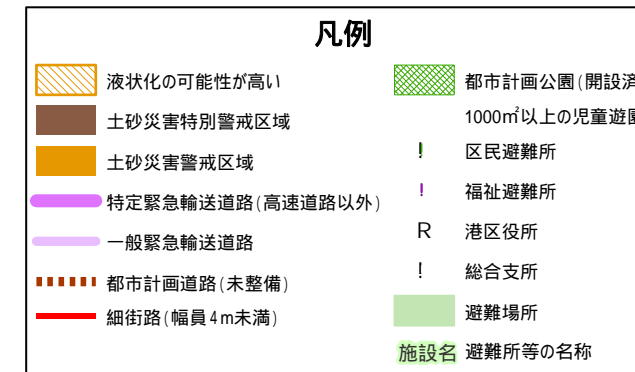
建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【液状化】

西麻布一、二丁目、南麻布四丁目の液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

元麻布二、三丁目、南麻布三、四丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。



液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

0 100 200 400 m

3) 水害に関する課題



麻布周辺地区の水害に関する課題

【河川や内水の氾濫】

古川沿岸や外苑西通り周辺を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

【地下空間の浸水】

浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

元麻布二、三丁目、南麻布三、四丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

左図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。

また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)

下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)

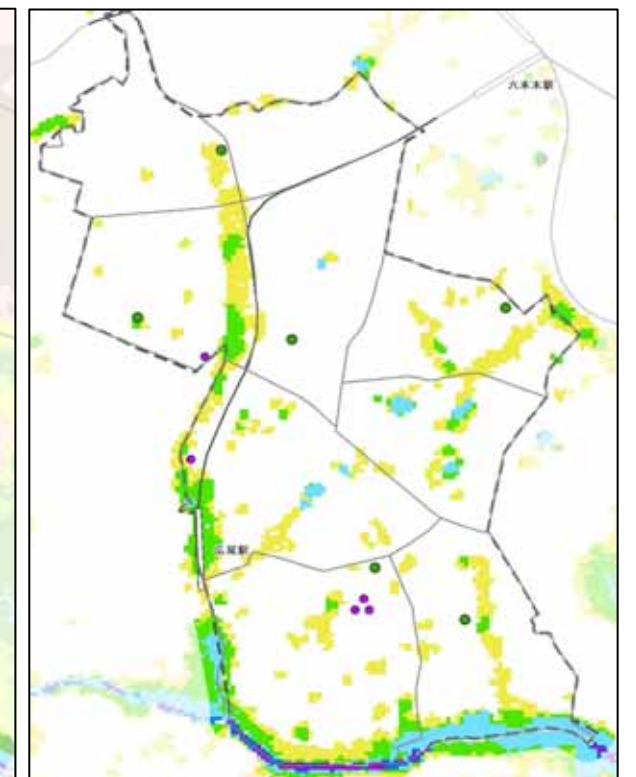
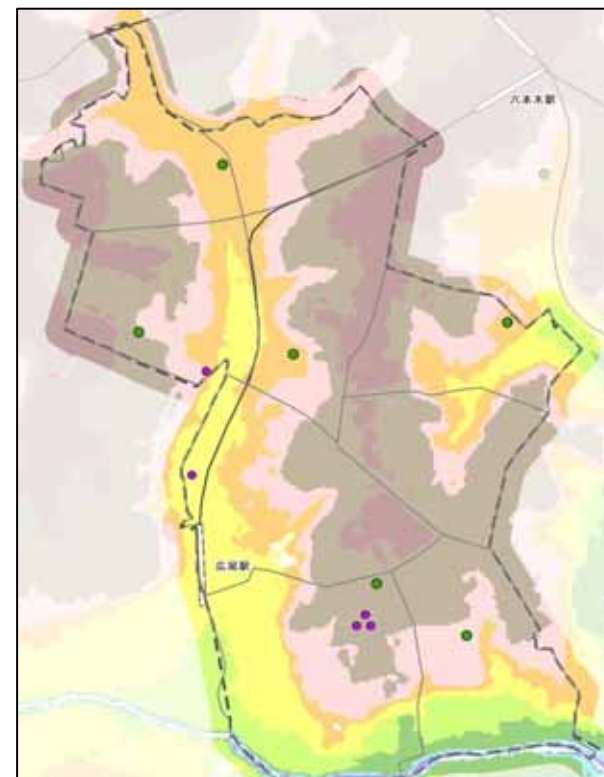
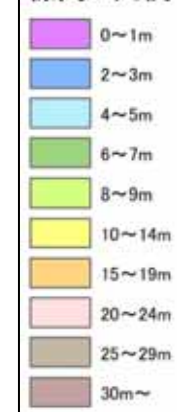
注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
 アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道(雨水等が集中し冠水しやすい)

標高

洪水・内水による浸水想定区域(想定最大規模)

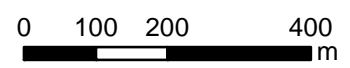
標高の凡例



4) 地区の目標と施策



地下空間を有する建物を中心に、
浸水対策の実施促進



目標：都市計画道路の整備や細街路の拡幅を進め、避難時等の安全確保を図ります。

- 麻布周辺地区の主な施策一覧
- 建築物の耐震化等
- ・助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - ・大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - ・助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - ・高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - ・地区内残留地区を中心に在宅避難の促進 **強みをいかす**
 - ・新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- 浸水対策
- ・止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
- 道路の整備
- ・避難場所（有栖川宮記念公園一帯）へのアクセス路である補助7号線、補助9号線を中心に都市計画道路の整備の推進
 - ・五之橋の架け替えの推進
 - ・細街路の拡幅整備の促進
 - ・優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- 工作物の崩壊等対策
- ・助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - ・危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進

凡例		
液状化の可能性が高い	給水所等	地階を有する建物
浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)	特定緊急輸送道路(高速道路以外)	都市計画公園(開設済)
土砂災害特別警戒区域	一般緊急輸送道路	1000㎡以上の児童遊園
土砂災害警戒区域	都市計画道路(未整備)	区民避難所
一時滞在施設(安確計画)	細街路(幅員4m未満)	福祉避難所
病院	アンダーパス	港区役所
大学		総合支所
浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		
		避難場所

名称の凡例
施設名 避難所等の名称
施設名 病院の名称

(4) 麻布地区(六本木周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。
- ・平成22(2010)年から令和2(2020)年の間に人口が40%以上増加しています。
- ・高齢化率が14.4%と台場、芝浦港南周辺地区に次いで低くなっています。

防災街づくりの強み

六本木ヒルズなど、開発によって整備された災害に強く自立性の高い大規模な施設があります。

麻布十番大通りより北側は、大規模な延焼火災のおそれがなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

青山墓地一帯は避難場所となっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。六本木駅周辺滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

災害時の活用も期待できる区内で2番目の規模の給水拠点「都立青山公園」(飲用給水量1,500トン)があります。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

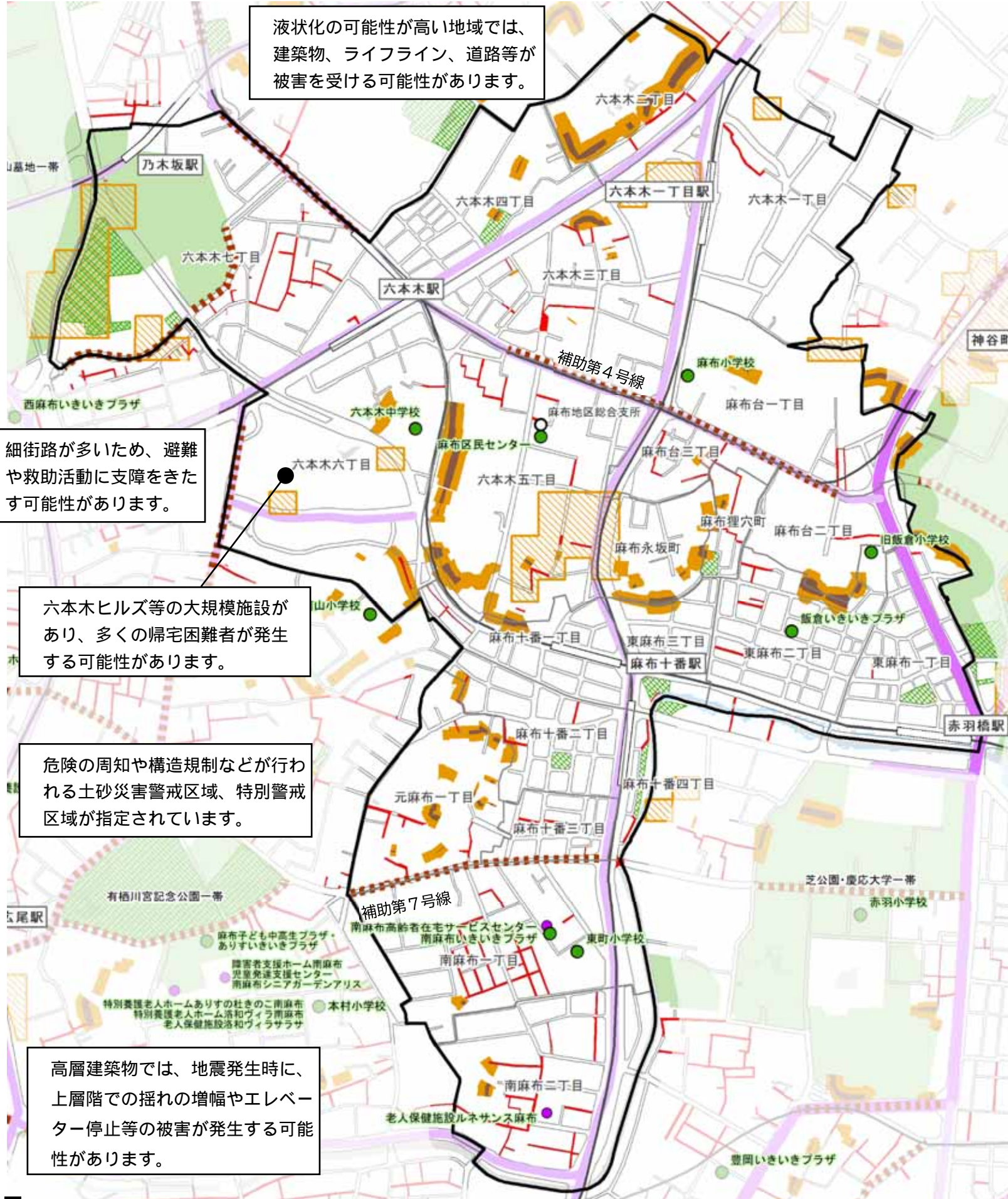
コージェネレーションシステムや地域冷暖房を導入している地区では、平常時の効率的なエネルギー利用とともに、災害時には業務継続できる自立性の高い街となっています。古川の治水安全度向上のため、河川下を活用した地下トンネル式古川地下調節池が整備されています。

補助第7号線の拡幅整備事業を実施しています。また、外苑東通りの拡幅整備事業が実施されています。

小山橋の架け替え工事を行っています。



2) 地震・津波に関する課題



六本木周辺地区の地震・津波に関する課題

【多くの帰宅困難者の発生】
大規模開発等が進められ、区を代表する観光客の集中があることから、地震発生時に多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

【避難や救助・物資輸送への支障】
建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【高層建築物特有の被害】
高層建築物が多く存在しており、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

【液状化】
六本木五、七丁目を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】
六本木二～五丁目、麻布永坂町、元麻布一丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	土砂災害特別警戒区域		1000m以上の児童遊園
	土砂災害警戒区域		区民避難所
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		港区役所
	都市計画道路(未整備)		総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
			施設名 避難所等の名称

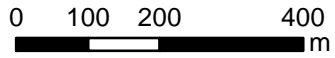
液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

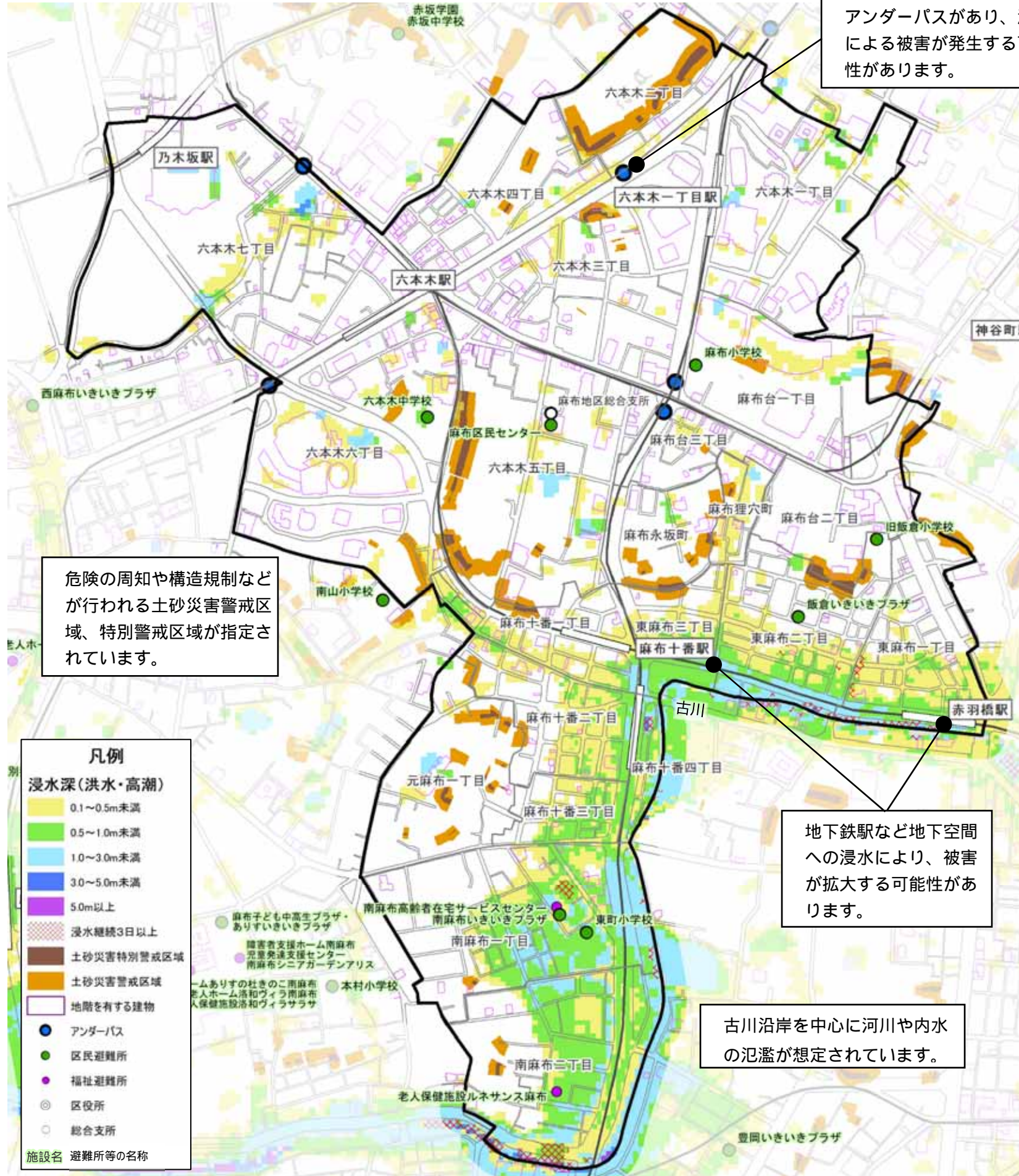
緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成



3) 水害に関する課題



アンダーパスがあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

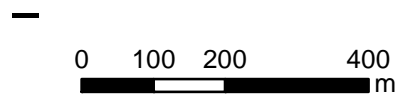
地下鉄駅など地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

- 凡例**
- 浸水深(洪水・高潮)**
- 0.1~0.5m未満
 - 0.5~1.0m未満
 - 1.0~3.0m未満
 - 3.0~5.0m未満
 - 5.0m以上
 - 浸水継続3日以上
- 土砂災害警戒区域**
- 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
- 地階を有する建物**
- アンダーパス
 - 区民避難所
 - 福祉避難所
 - 区役所
 - 総合支所
- 施設名 避難所等の名称

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道（雨水等が集中し冠水しやすい）



六本木周辺地区の水害に関する課題

【河川や内水の氾濫・高潮による浸水】
古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫、高潮による浸水が想定されています。

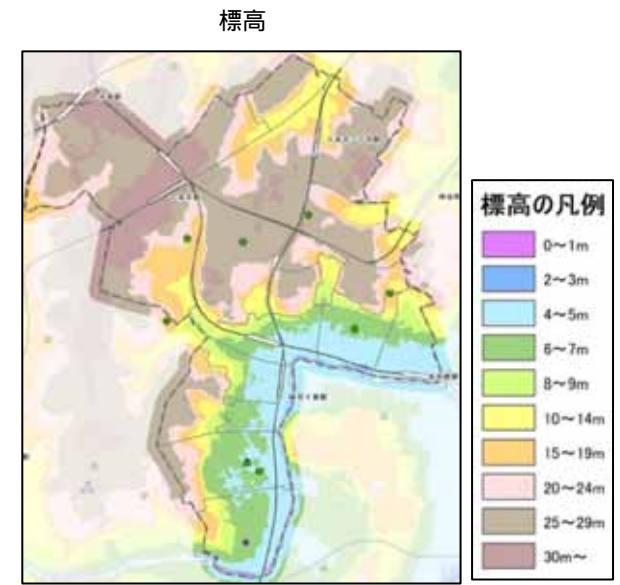
【地下空間の浸水】
浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【アンダーパスの浸水】
アンダーパスがあり、浸水時の通行が困難になります。

【がけ・擁壁の崩壊】
六本木二～五丁目、麻布永坂町、元麻布一丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

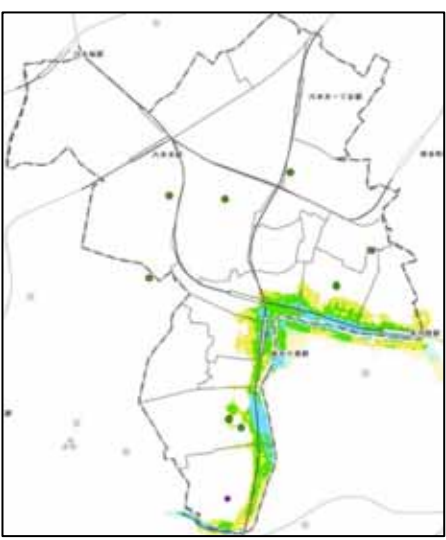
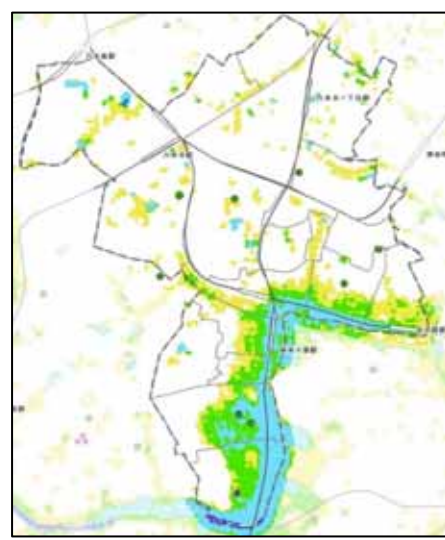
左図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水と高潮による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。
浸水想定は、平成30(2018)～令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

- 【洪水・内水】**
対象降雨：想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm，時間最大雨量153mm）
下流端水位（海水位）：A.P.+4.6m（伊勢湾台風級の高潮を想定）
- 【高潮】**
対象台風：想定し得る最大規模の高潮（中心気圧910hPa；室戸台風級）
初期潮位：A.P.+2.24m（朔望平均満潮位（大潮満潮位）に異常潮位を加えた値）
同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）、堤防等は決壊と想定
注）A.P.（荒川工事基準面）とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.（標高）-1.1344m

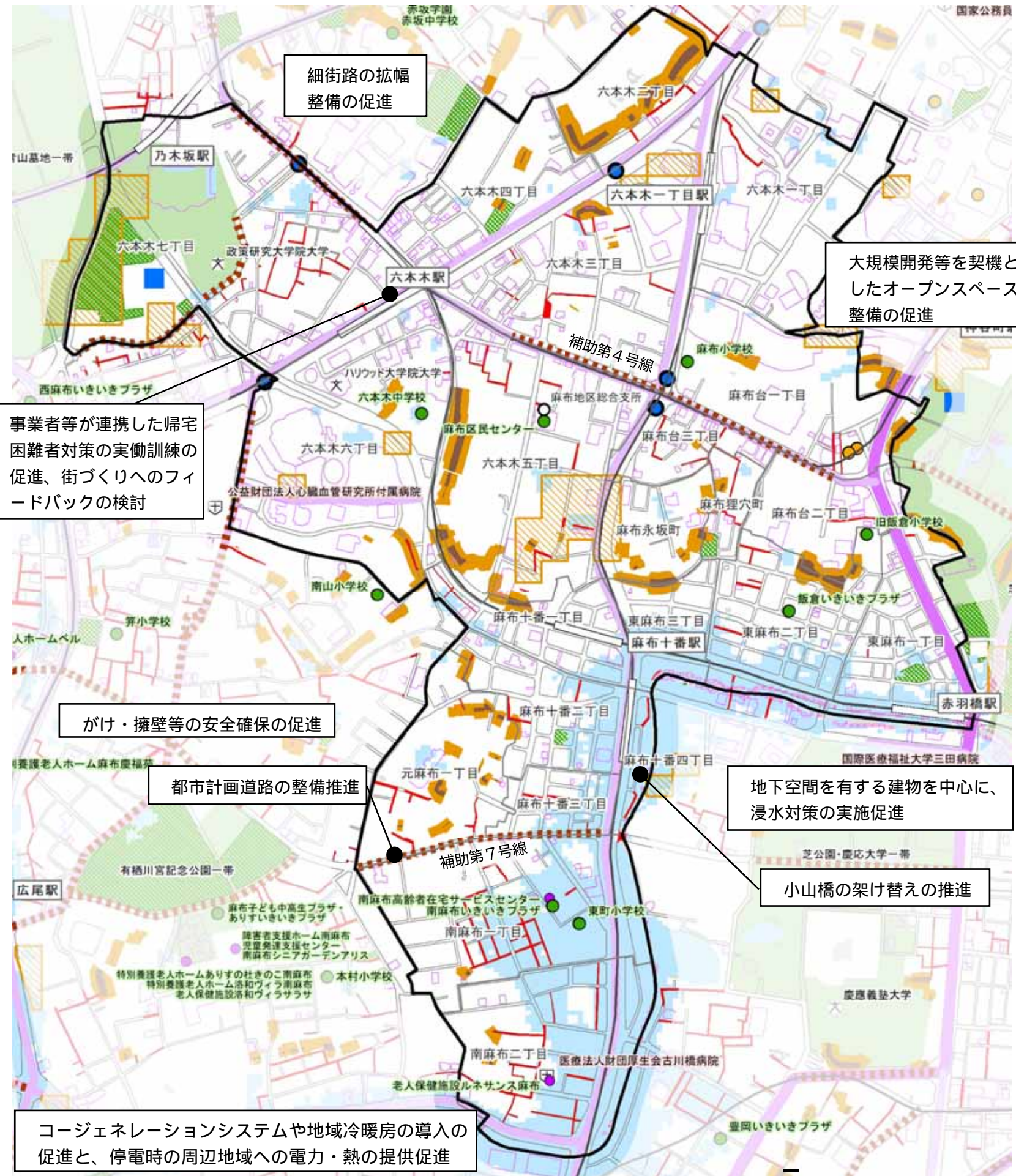


洪水・内水による浸水想定区域（想定最大規模）

高潮による浸水想定区域（想定最大規模）



4) 地区の目標と施策



目標：大規模施設を防災拠点として、被災者や帰宅困難者支援の促進を図ります。

- 六本木周辺地区の主な施策一覧
- 帰宅困難者対策
- 大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進 **強みをいかす**
 - 六本木駅周辺滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
- 建築物の耐震化等
- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - 大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - 地区内残留地区を中心に在宅避難の促進 **強みをいかす**
 - 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- 浸水対策
- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
 - アンダーパス浸水情報の発信
- 道路の整備
- 避難場所（有栖川宮記念公園一帯）へのアクセス路である補助7号線を中心に都市計画道路の整備の推進
 - 小山橋の架け替えを推進
 - 細街路の拡幅整備の促進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
 - 工作物の崩壊等対策
 - 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進
- 都市機能の維持
- コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進 **強みをいかす**

凡例		
液状化の可能性が高い	給水所等	地階を有する建物
浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)	特定緊急輸送道路(高速道路以外)	都市計画公園(開設済)
土砂災害特別警戒区域	一般緊急輸送道路	1000m以上の児童遊園
土砂災害警戒区域	都市計画道路(未整備)	区民避難所
一時滞在施設(安確計画)	細街路(幅員4m未満)	福祉避難所
病院	アンダーパス	港区役所
大学		総合支所
		避難場所

名称の凡例
施設名 避難所等の名称
施設名 病院の名称

浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。

(5) 赤坂地区(赤坂周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・赤坂一、五丁目、元赤坂一丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上となっています。
- ・商業系の土地利用が多いですが、街区内部では低層中心の住宅地も広がっています。
- ・赤坂御用地等の大規模な緑地があります。

防災街づくりの強み

東京ミッドタウンなど、開発によって整備された災害に強く自立性の高い大規模な施設があります。

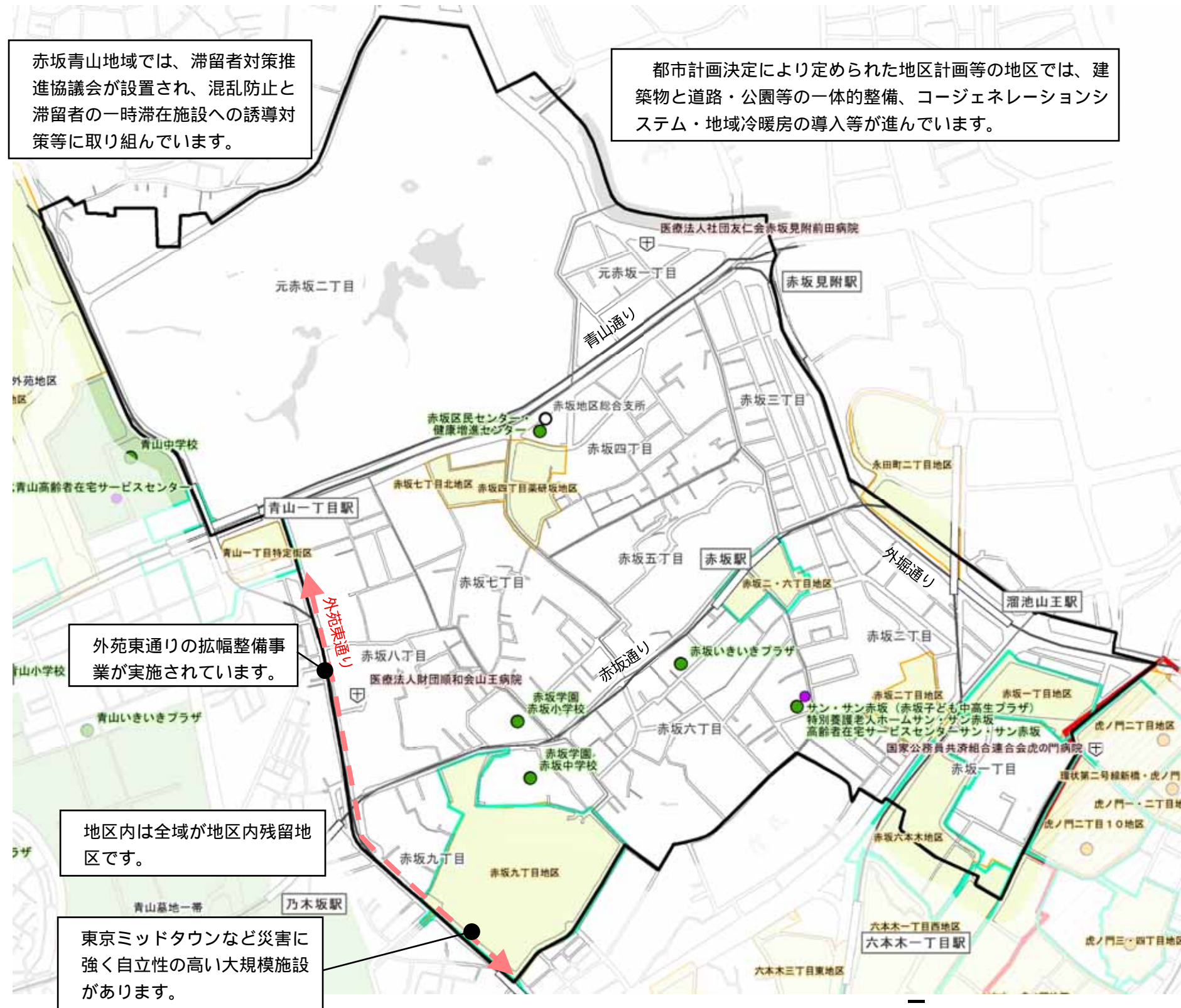
地区内のほぼ全域が、大規模な延焼火災のおそれがなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

赤坂青山地域滞留者対策推進協議会が設置され、混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

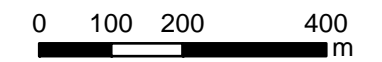
コージェネレーションシステムや地域冷暖房を導入している地区では、平常時の効率的なエネルギー利用とともに、災害時には業務継続できる自立性の高い街となっています。

外苑東通りの拡幅整備事業が実施されています。

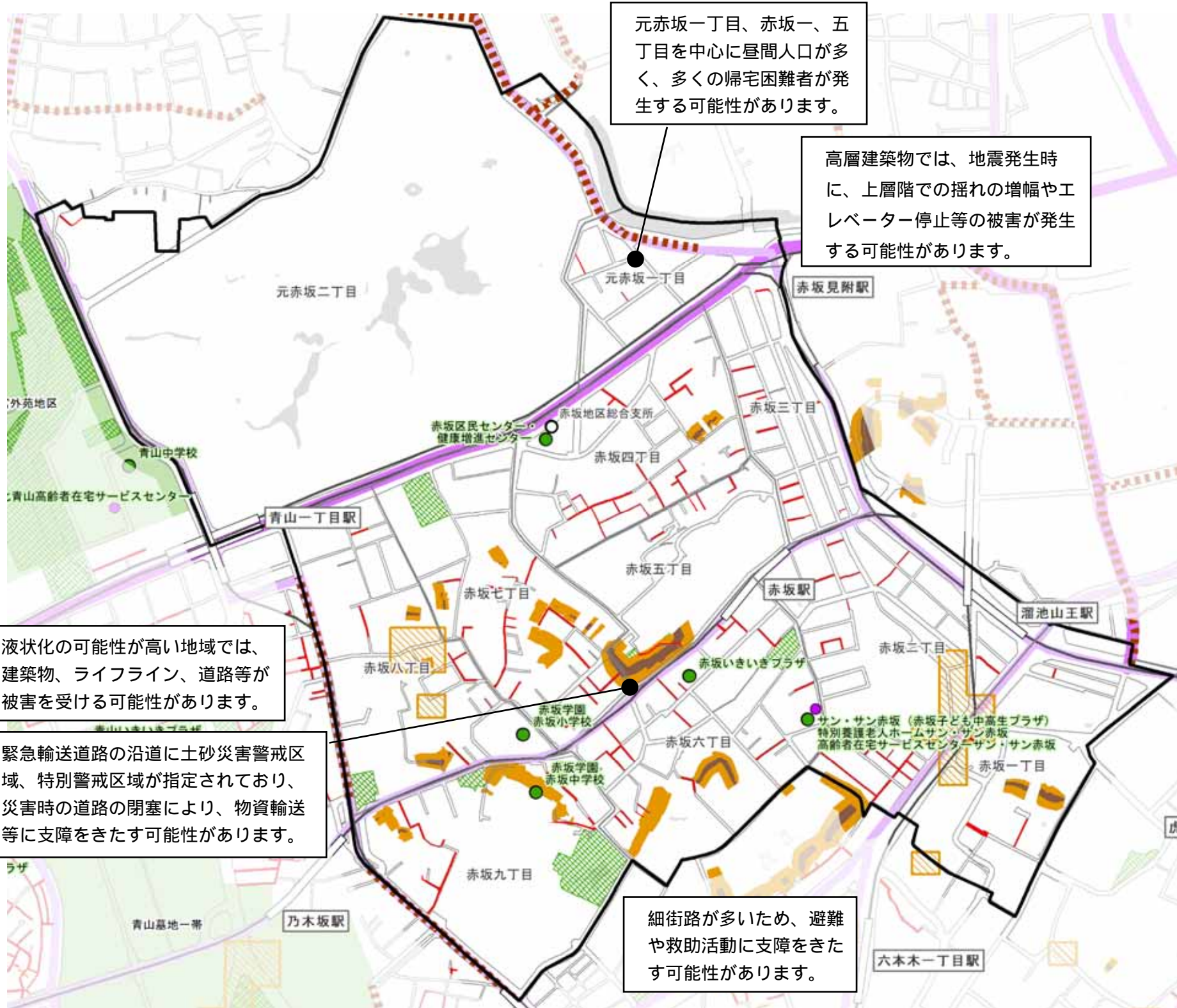


凡例	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)
■	都市再生安全確保計画の対象範囲
□	コジエネ・地域冷暖房導入地区
□	都市計画による街づくり地区
f	病院
X	大学
↔	都市計画道路(事業決定)
〃	給水所等
!	区民避難所
!	津波避難ビル
!	福祉避難所
R	港区役所
!	総合支所
■	避難場所

名称の凡例	
■	施設名 避難所等の名称
■	施設名 病院の名称
■	地区名 街づくり地区の名称



2) 地震・津波に関する課題



赤坂周辺地区の地震・津波に関する課題

【避難や救助・物資輸送への支障】
建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【多くの帰宅困難者の発生】
赤坂一、五丁目、元赤坂一丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

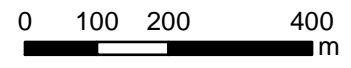
【高層建築物特有の被害】
高層建築物が多く存在しており、地震発生時に、エレベーター停止等の被害を受ける可能性があります。

【液状化】
赤坂一、二、八丁目を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物(戸建て住宅等)やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】
赤坂五～九丁目を中心に、緊急輸送道路の沿道に土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されており、災害時の道路の閉塞により、物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	土砂災害特別警戒区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害警戒区域		区民避難所
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		港区役所
	都市計画道路(未整備)		総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
			施設名 避難所等の名称



液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果(港区、令和5(2023)年3月)による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

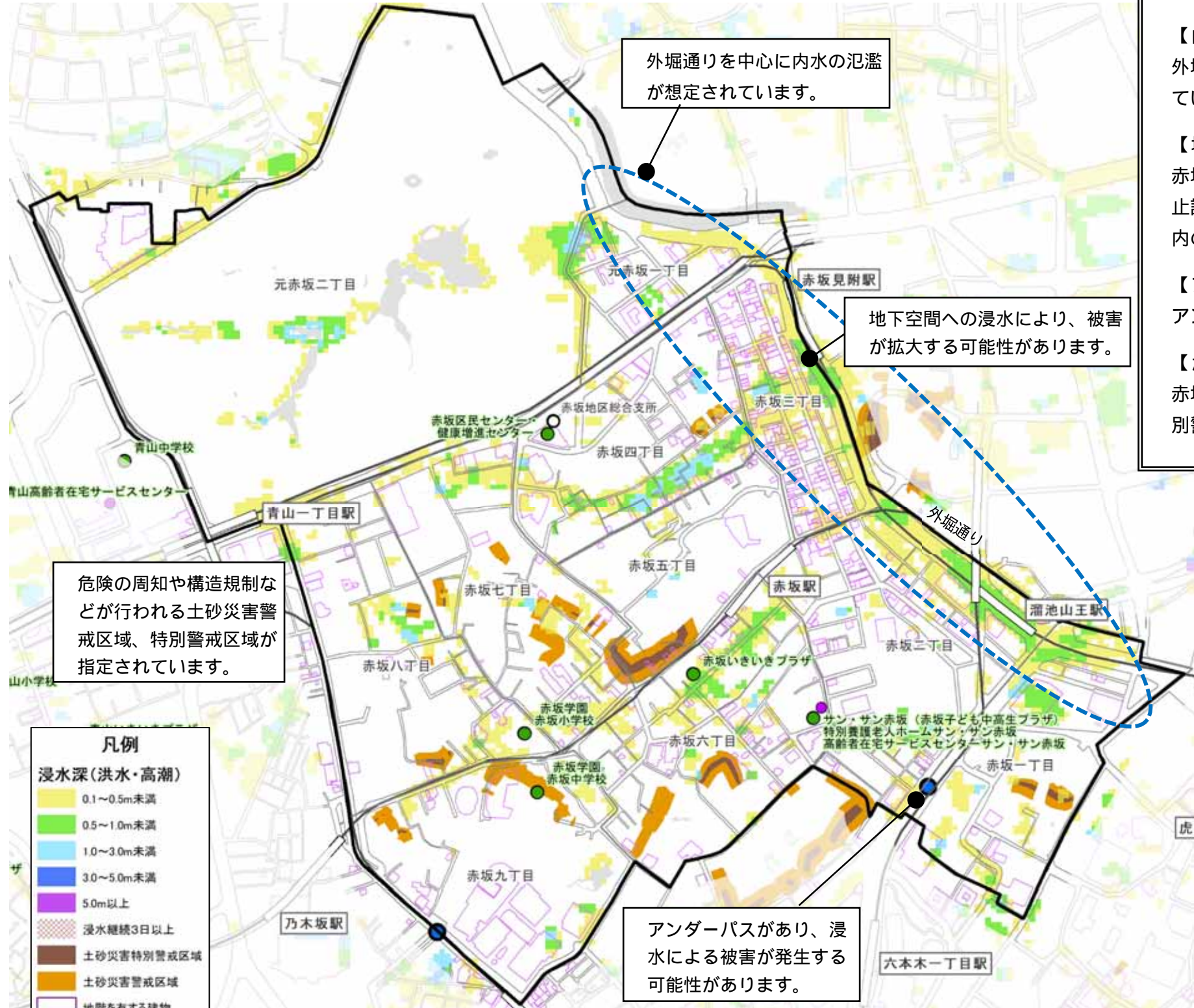
土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」(港区、令和4(2022)年)による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題



赤坂周辺地区の水害に関する課題

【内水の氾濫】

外堀通り周辺や赤坂四丁目、元赤坂一丁目を中心に、内水の氾濫による浸水が想定されています。

【地下空間の浸水】

赤坂三丁目を中心に、多くの地下空間があり、浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。なお、浸水想定区域内の地下空間を有する建物棟数は、新橋・浜松町地区に次いで多くなっています。

【アンダーパスの浸水】

アンダーパスがあり、浸水時の通行が困難になります。

【がけ・擁壁の崩壊】

赤坂五～九丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

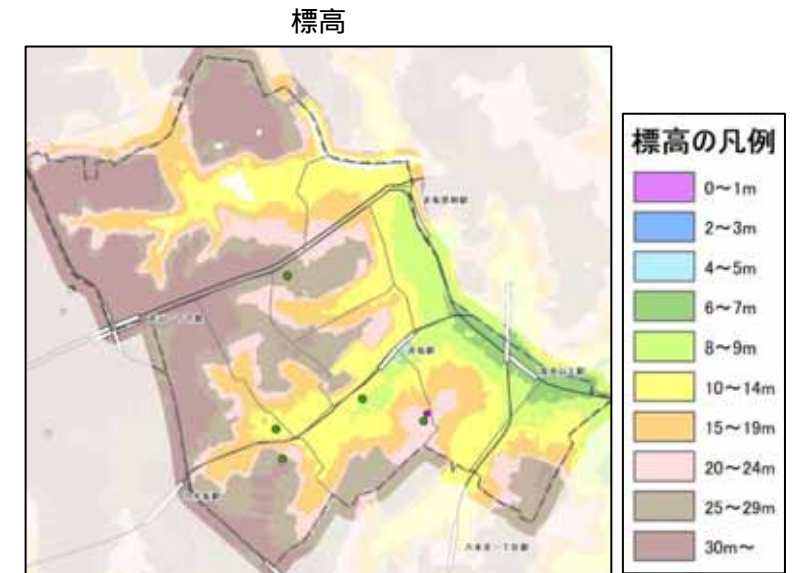
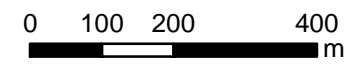
外堀通りを中心に内水の氾濫が想定されています。

地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

アンダーパスがあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

凡例	
浸水深(洪水・高潮)	
0.1~0.5m未満	0.5~1.0m未満
1.0~3.0m未満	3.0~5.0m未満
5.0m以上	
浸水継続3日以上	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
地階を有する建物	
● アンダーパス	● 区民避難所
● 福祉避難所	● 区役所
● 総合支所	
施設名	避難所等の名称

上図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。
 また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。
 浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。
【洪水・内水】対象降雨: 想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)
 下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)
 注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

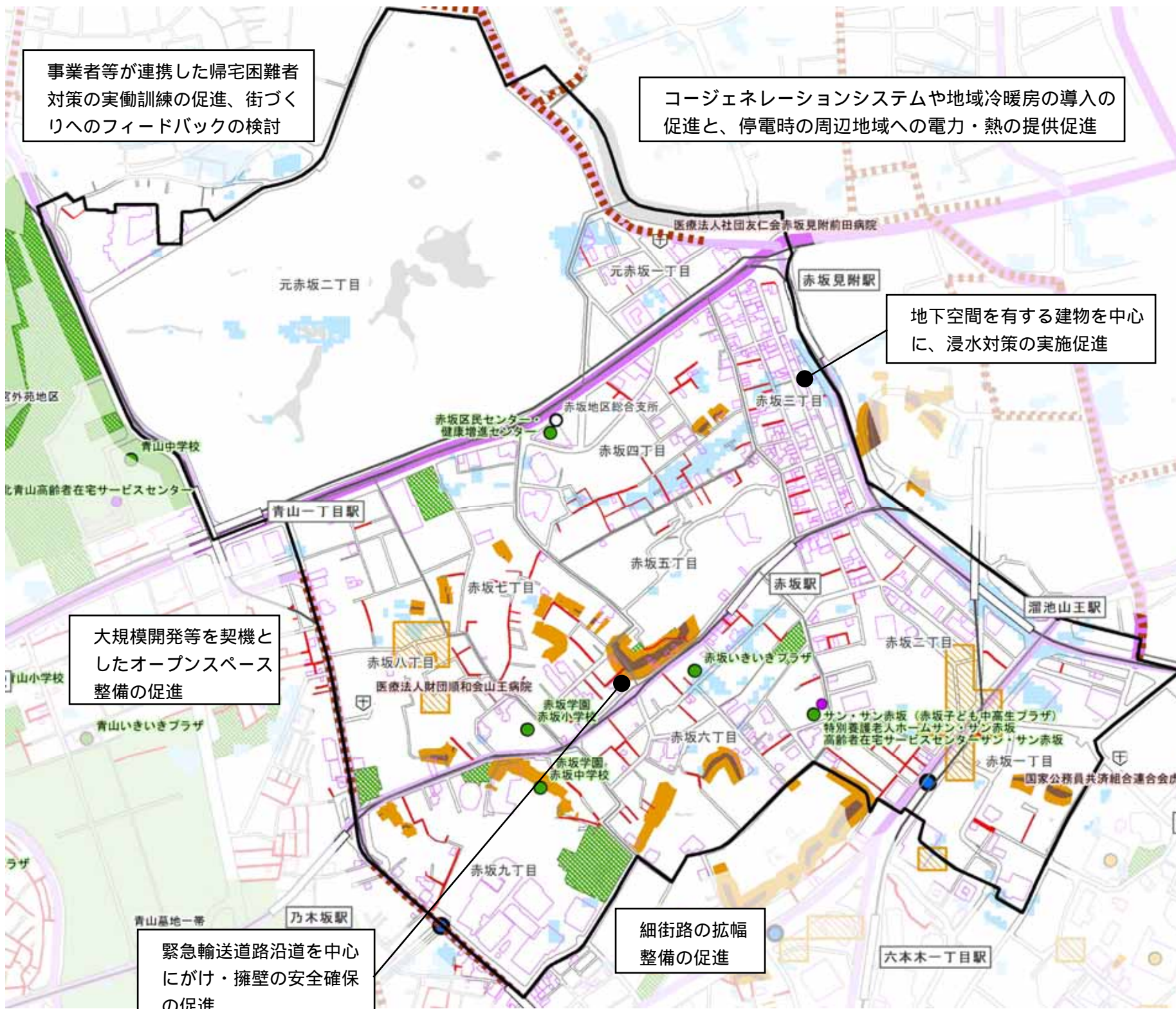


洪水・内水による浸水想定区域(想定最大規模)



土砂災害警戒区域: 東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
 アンダーパス: 鉄道や道路などの下を通る地下道(雨水等が集中し冠水しやすい)

4) 地区の目標と施策



目標：地下室内の浸水対策や、がけ・擁壁の安全確保の促進を図ります。

- 赤坂周辺地区の主な施策一覧
- 帰宅困難者対策
- 大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進 **強みをいかす**
 - 赤坂青山地域滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
- 建築物の耐震化等
- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - 大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - 在宅避難の促進 **強みをいかす**
 - 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- 浸水対策
- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
 - アンダーパス浸水情報の発信
- 道路の整備
- 細街路の拡幅整備の促進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- 工作物の崩壊等対策
- 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進
- 都市機能の維持
- コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進 **強みをいかす**

0 100 200 400 m

凡例		
	液状化の可能性が高い	
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)	
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	
	一時滞在施設(安確計画)	
	病院	
	大学	
浸水深 0.5m 以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		
	給水所等	
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)	
	一般緊急輸送道路	
	都市計画道路(未整備)	
	細街路(幅員4m未満)	
	アンダーパス	
	地階を有する建物	
	都市計画公園(開設済)	
	1000㎡以上の児童遊園	
	区民避難所	
	福祉避難所	
	港区役所	
	総合支所	
	避難場所	

名称の凡例	
	施設名 避難所等の名称
	施設名 病院の名称

(6) 赤坂地区(青山周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・地区のほぼ全域が標高の高い台地上に位置しています。
- ・高齢化率が23.8%と区内で最も高くなっています。
- ・区内で最も人口減少が進んでおり、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて6.0%の人口が減少しています。
- ・戸建て居住世帯の比率が、麻布周辺地区、白金周辺地区に次いで3番目に高い13.4%となっています。
- ・青山墓地、明治神宮外苑等の大規模な緑地があります。

防災街づくりの強み

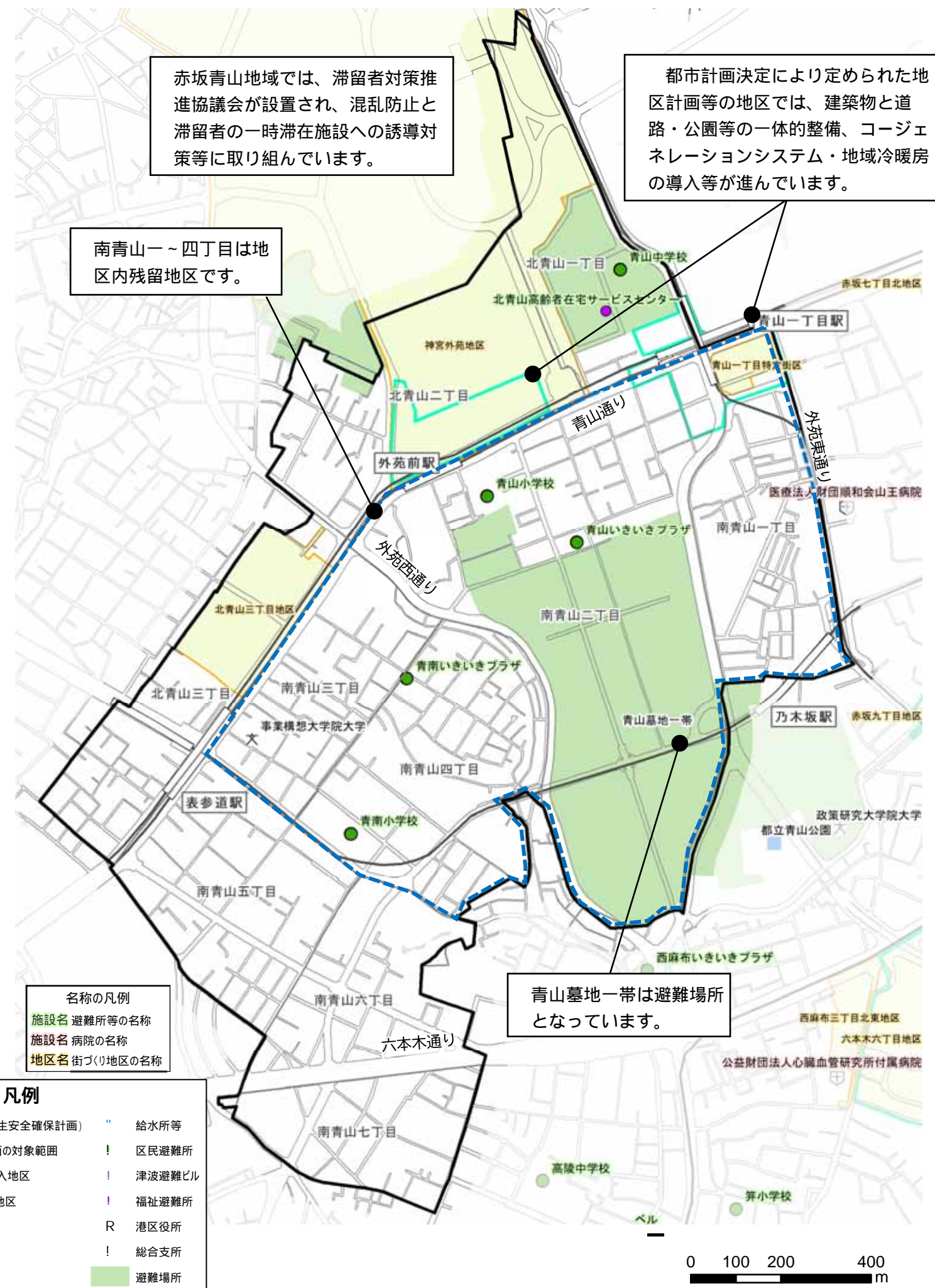
南青山一～四丁目は、大規模な延焼火災のおそれなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

青山墓地一帯は避難場所となっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。

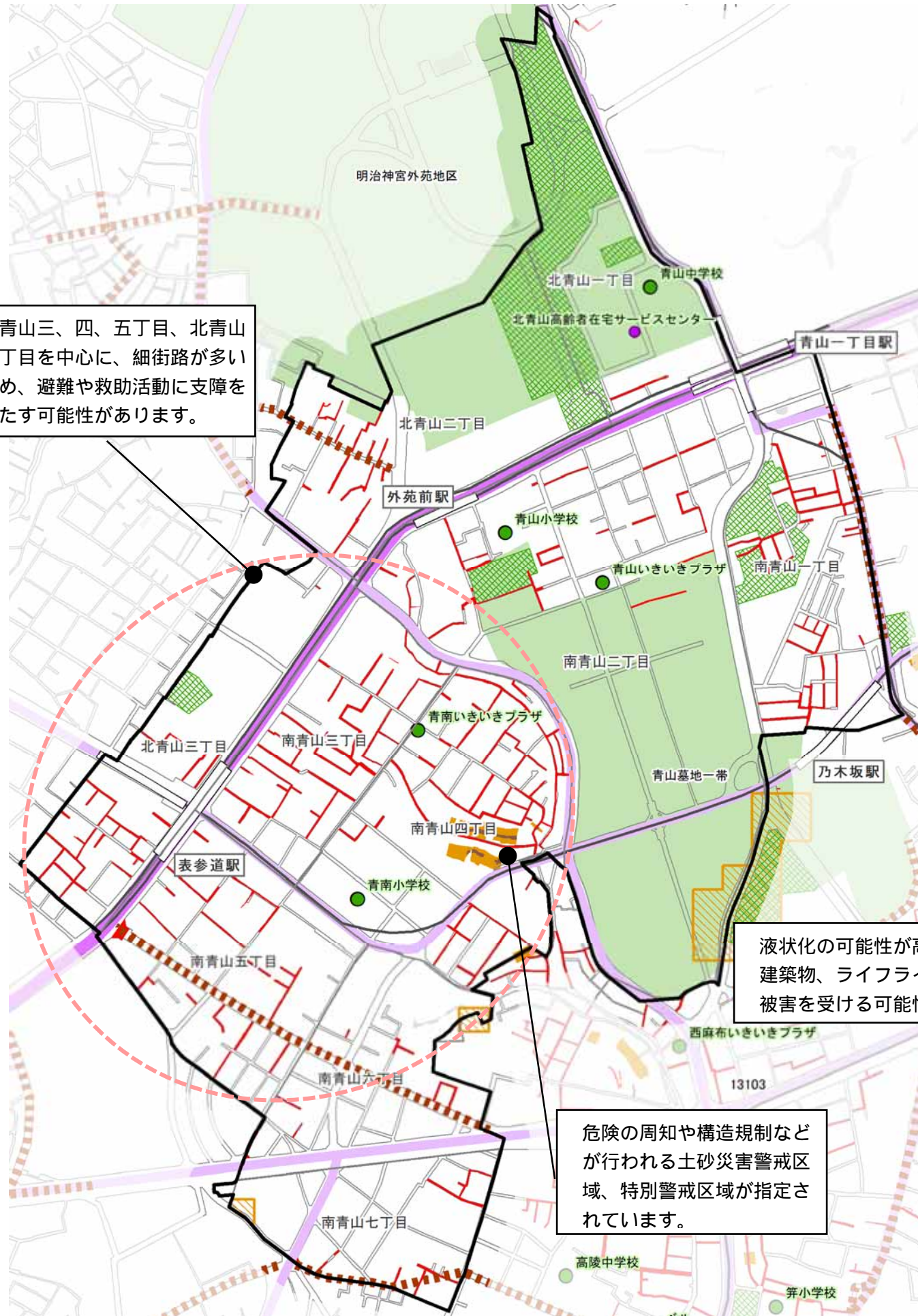
赤坂青山地域滞留者対策推進協議会が設置され、混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

コージェネレーションシステムや地域冷暖房を導入している地区では、平常時の効率的なエネルギー利用とともに、災害時には業務継続できる自立性の高い街となっています。



2) 地震・津波に関する課題



南青山三、四、五丁目、北青山三丁目を中心に、細街路が多いため、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。

液状化の可能性が高い地域では、建築物、ライフライン、道路等が被害を受ける可能性があります。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

青山周辺地区の地震・津波に関する課題

【避難や救助・物資輸送への支障】
 建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、避難所や避難場所周辺に細街路が多く存在している南青山三、四、五丁目、北青山三丁目を中心に、避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
 また、区内の特定緊急輸送道路のなかで沿道の耐震化率が80%未満と最も低い青山通りでも、道路閉塞により物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【液状化】
 液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物(戸建て住宅等)やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】
 南青山四丁目では、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例	
	液状化の可能性が高い
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)
	一般緊急輸送道路
	都市計画道路(未整備)
	細街路(幅員4m未満)
	都市計画公園(開設済)
	1000㎡以上の児童遊園
	区民避難所
	福祉避難所
	港区役所
	総合支所
	避難場所
	施設名 避難所等の名称

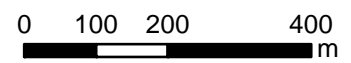
液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果(港区，令和5(2023)年3月)による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

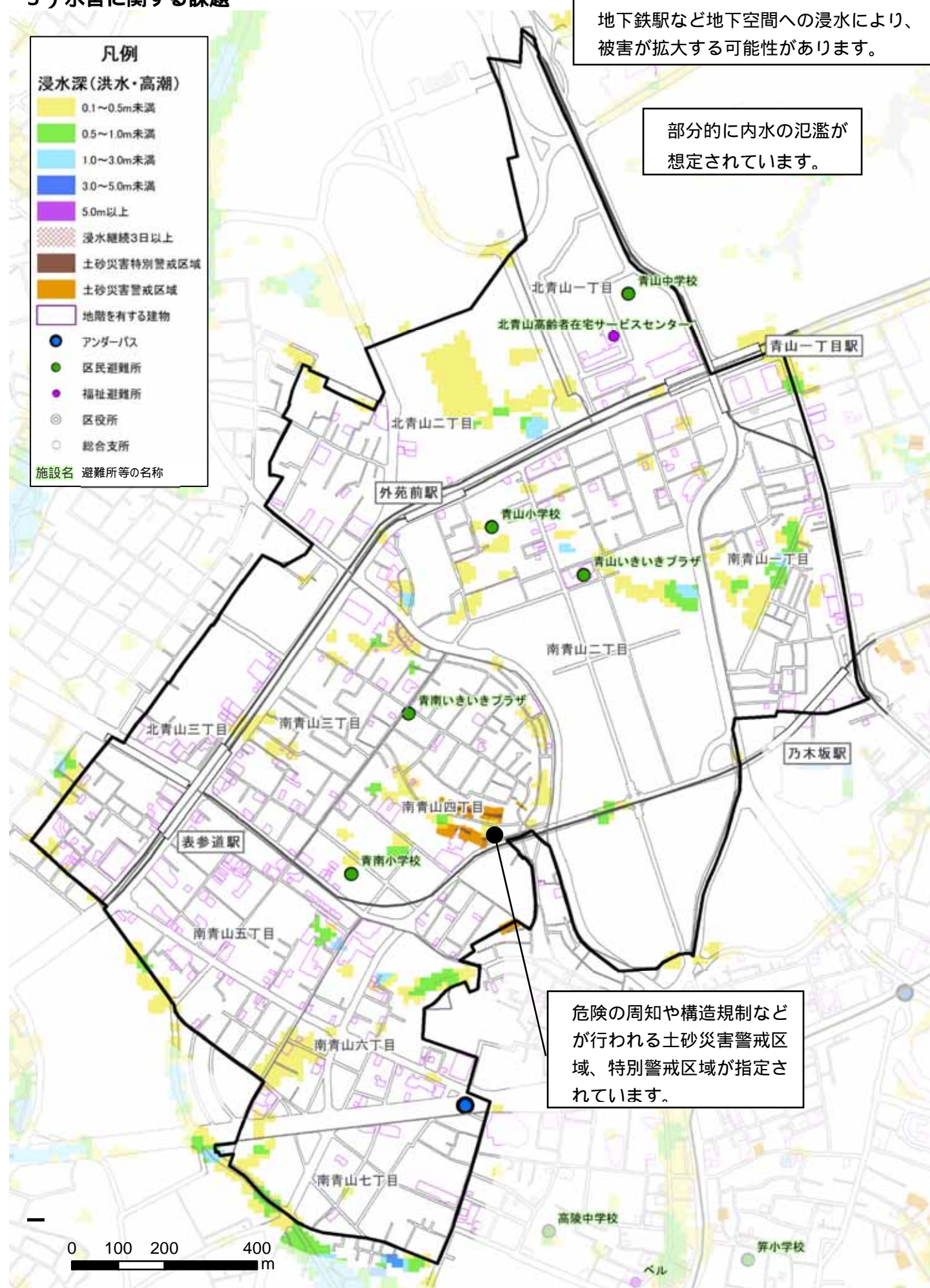
緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」(港区，令和4(2022)年)による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成



3) 水害に関する課題



青山周辺地区の水害に関する課題

【内水の氾濫】

部分的に内水の氾濫が想定されています。

【地下空間の浸水】

浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

南青山四丁目では、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

左図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。

また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。浸水想定は、平成30(2018)～令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm，時間最大雨量153mm）

下流端水位（海水位）：A.P.+4.6m（伊勢湾台風級の高潮を想定）

注）A.P.（荒川工事基準面）とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.（標高）-1.1344m

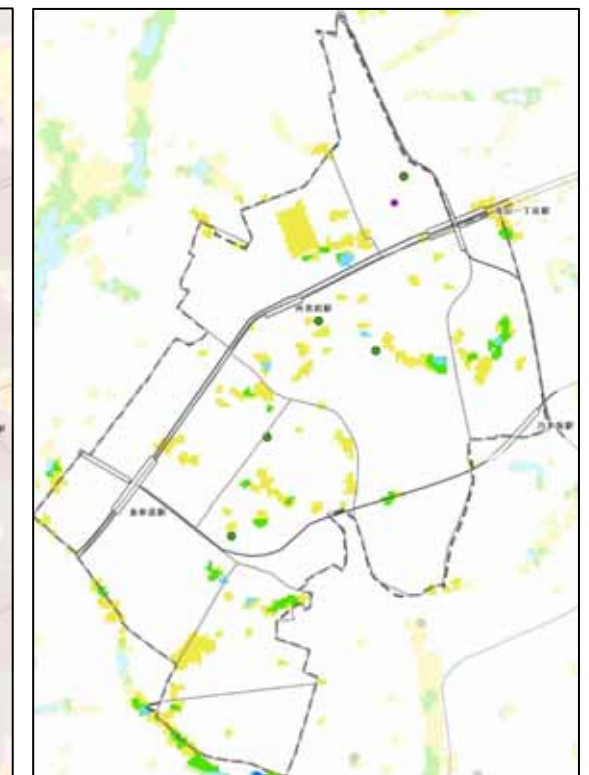
土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道（雨水等が集中し冠水しやすい）

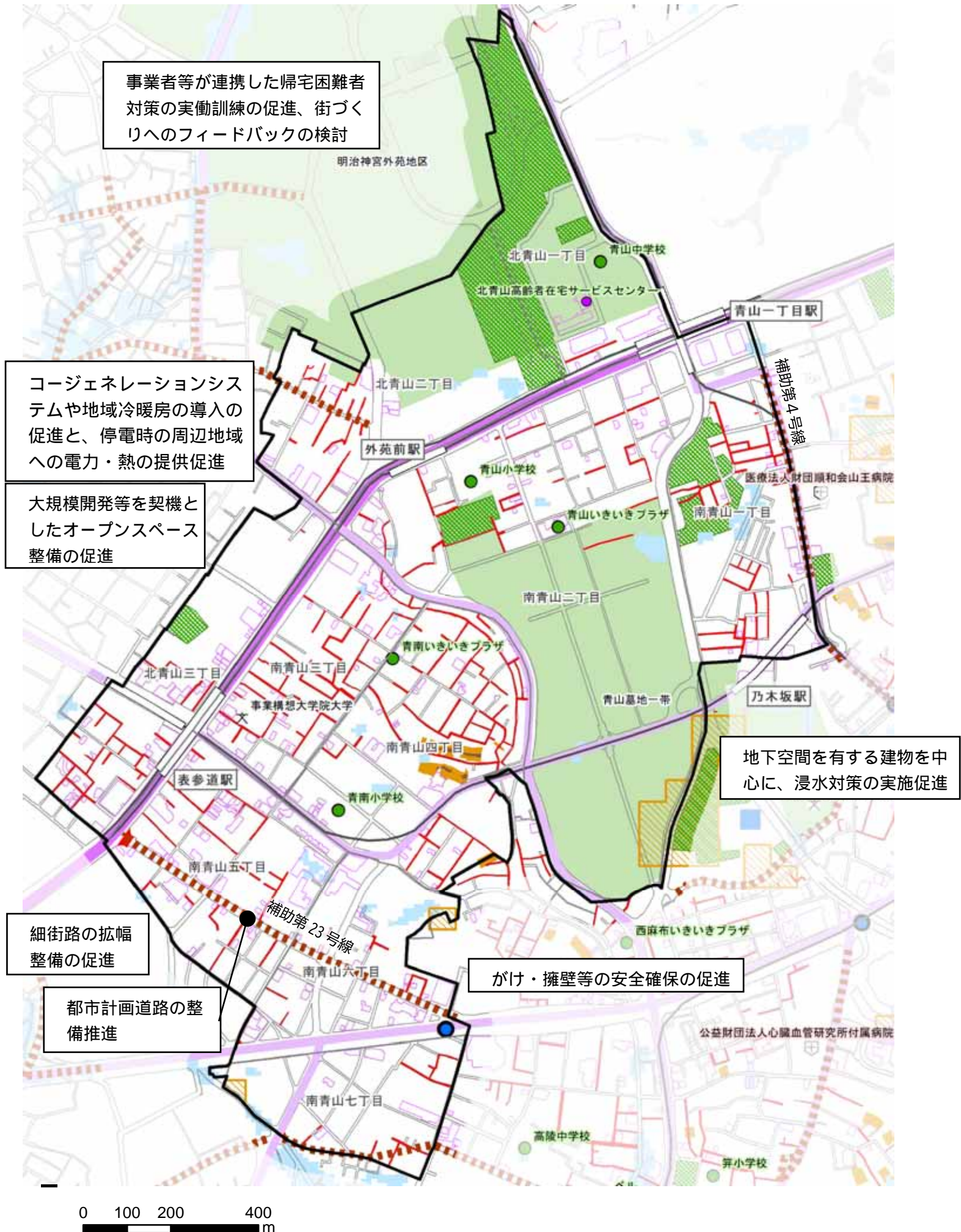
標高

洪水・内水による浸水想定区域（想定最大規模）

標高の凡例



4) 地区の目標と施策



目標：高齢化・人口減少を踏まえ、細街路の拡幅などの都市基盤の強化を図ります。

青山周辺地区の主な施策一覧

帰宅困難者対策

- 赤坂青山地域滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**

建築物の耐震化等

- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
- 大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
- 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
- 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
- 地区内残留地区を中心に在宅避難の促進 **強みをいかす**
- 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進

浸水対策

- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）

道路の整備

- 都市計画道路の整備の推進
- 細街路の拡幅整備の促進
- 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進

工作物の崩壊等対策

- 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
- 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進

都市機能の維持

- コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進 **強みをいかす**

凡例			名称の凡例
	液状化の可能性が高い		施設名 避難所等の名称
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)		施設名 病院の名称
	土砂災害特別警戒区域		
	土砂災害警戒区域		都市計画公園(開設済)
	一時滞在施設(安確計画)		1000㎡以上の児童遊園
	病院		区民避難所
	大学		福祉避難所
			R 港区役所
			総合支所
			避難場所

給水所等

特定緊急輸送道路(高速道路以外)

一般緊急輸送道路

都市計画道路(未整備)

細街路(幅員4m未満)

アンダーパス

地階を有する建物

浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。

(7) 高輪地区(白金周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。
- ・商業系用途の土地利用が少なく、昼夜間人口比が区内最小となっています。
- ・戸建てが多く、住宅系の土地利用が多くなっています。
- ・自然教育園等の大規模な緑地があります。

防災街づくりの強み

自然教育園・聖心女子学園一帯は避難場所となっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。

白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

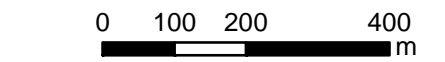
古川の治水安全度向上のため、河川下を活用した地下トンネル式古川地下調節池が整備されています。

延焼遮断帯の形成に資する補助第11号線の拡幅整備事業が実施されています。

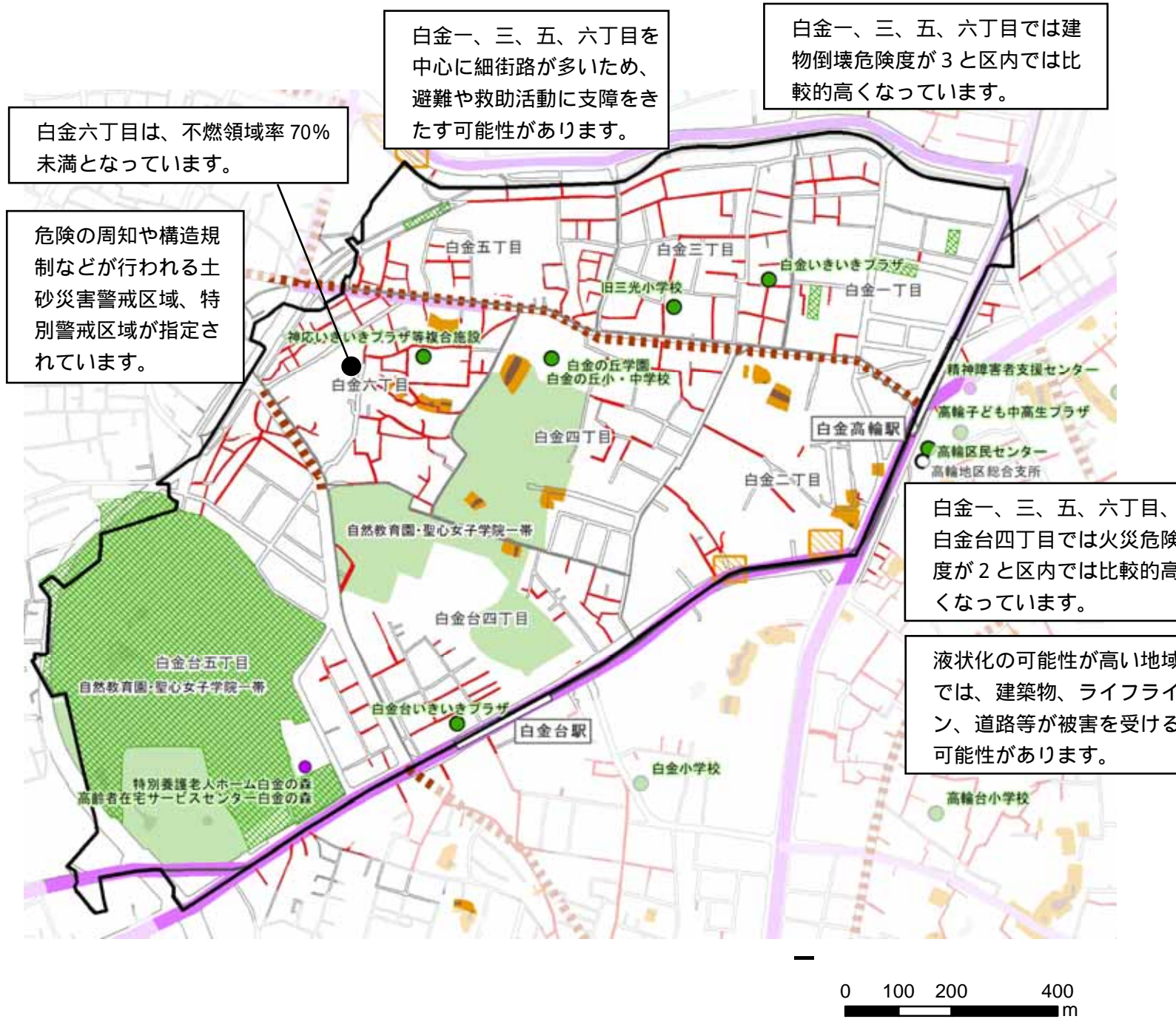


凡例	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)
	都市再生安全確保計画の対象範囲
	コジェネ・地域冷暖房導入地区
	都市計画による街づくり地区
f	病院
X	大学
	都市計画道路(事業決定)
"	給水所等
!	区民避難所
!	津波避難ビル
!	福祉避難所
R	港区役所
!	総合支所
	避難場所

名称の凡例	
	施設名 避難所等の名称
	施設名 病院の名称
	地区名 街づくり地区の名称



2) 地震・津波に関する課題



白金周辺地区の地震・津波に関する課題

【地震時の大規模火災】

白金一、三、五、六丁目、白金台四丁目では火災危険度が5段階中低い方から2番目と区内では比較的高くなっています。そのうち、白金六丁目では、火災による延焼が発生する可能性があるとする不燃領域率70%未満となっています。

【避難や救助・物資輸送への支障】

白金一、三、五、六丁目では建物倒壊危険度が5段階中低い方から3番目と区内では比較的高くなっています。建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路が多く存在している白金一、三、五、六丁目を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【液状化】

白金二丁目を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

白金二、四、六丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	土砂災害特別警戒区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害警戒区域		区民避難所
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		港区役所
	都市計画道路(未整備)		総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
			施設名 避難所等の名称

液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

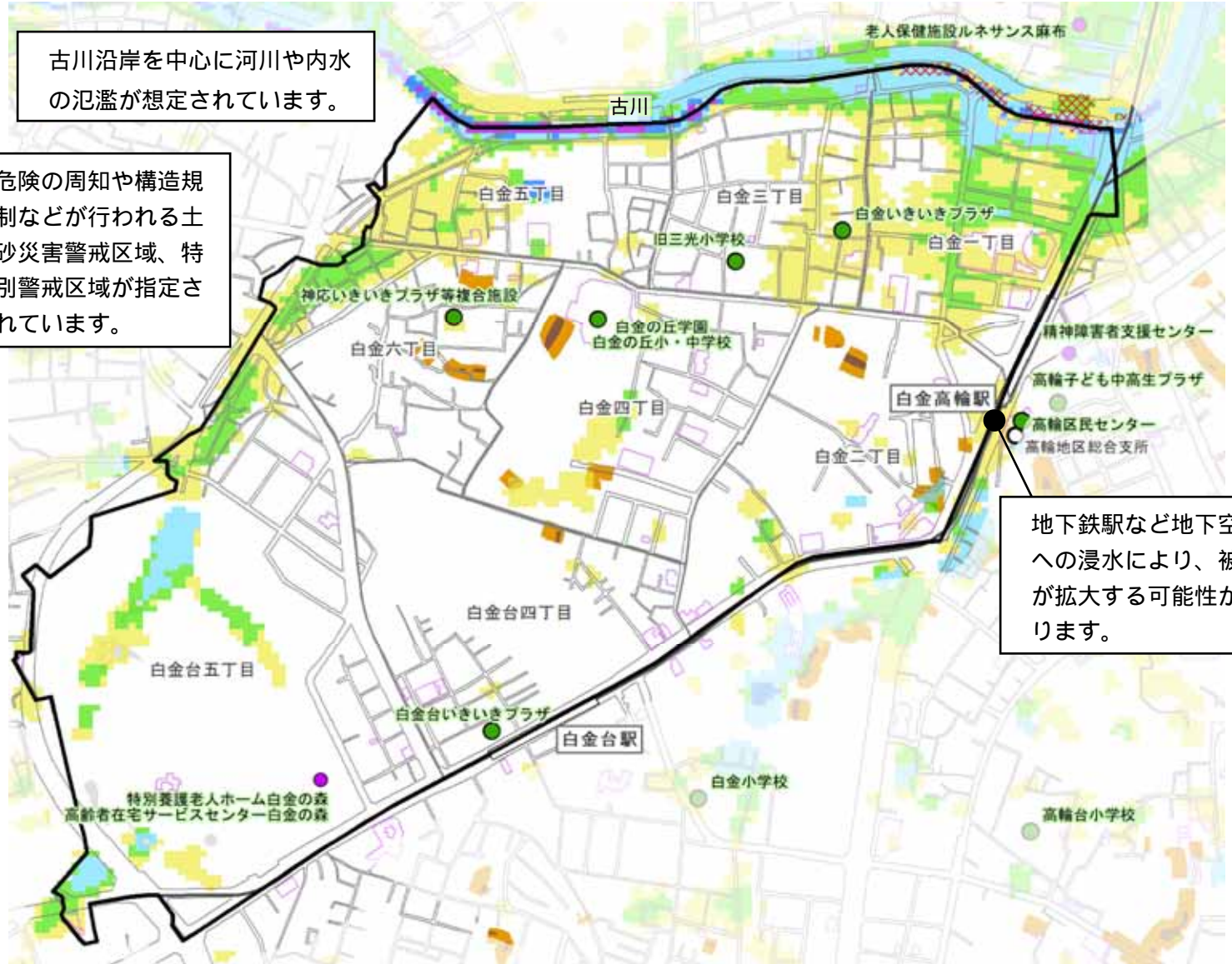
土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題



古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

地下鉄駅など地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

- 凡例**
- 浸水深(洪水・高潮)**
- 0.1~0.5m未満
 - 0.5~1.0m未満
 - 1.0~3.0m未満
 - 3.0~5.0m未満
 - 5.0m以上
 - 浸水継続3日以上
- 土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
地階を有する建物
- アンダーパス
区民避難所
福祉避難所
区役所
総合支所
- 施設名 避難所等の名称

上図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。
また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。
浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。
【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)
下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)
注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

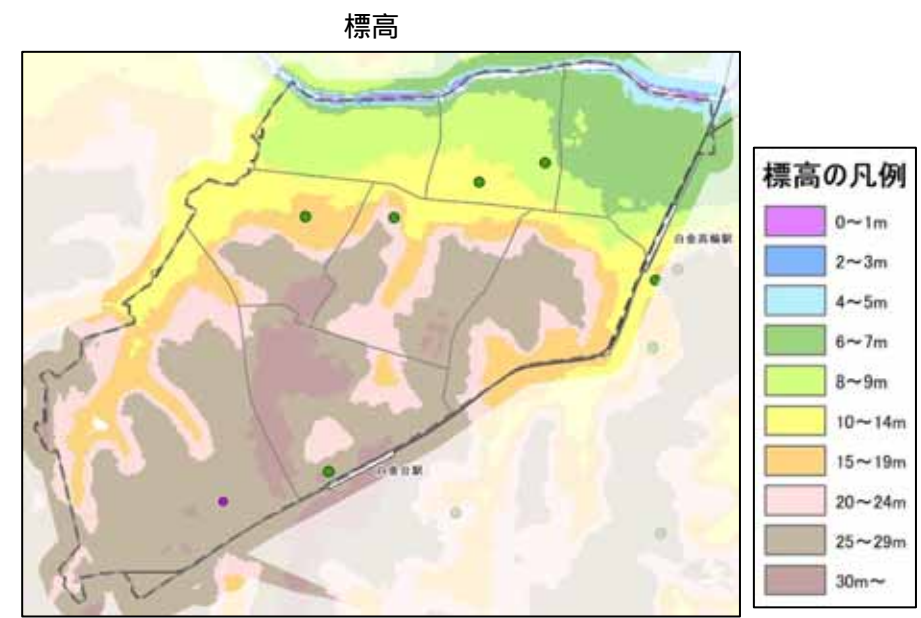
土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道(雨水等が集中し冠水しやすい)

白金周辺地区の水害に関する課題

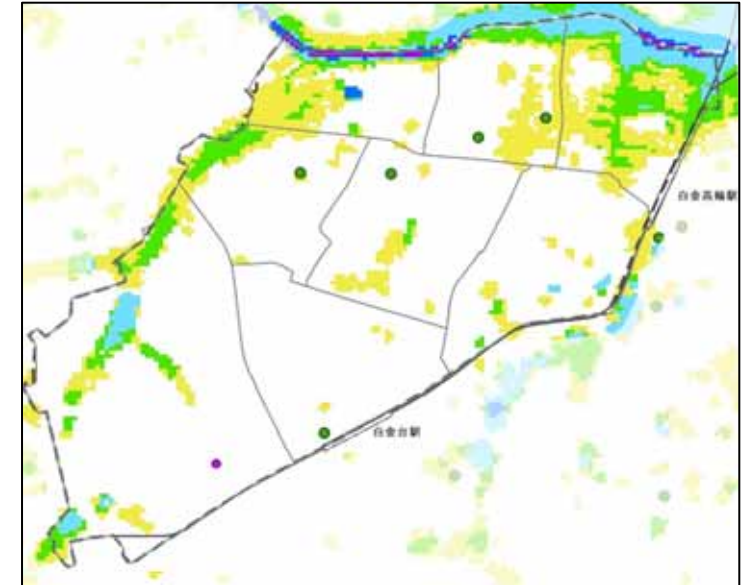
【河川や内水の氾濫】
古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

【地下空間の浸水】
浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

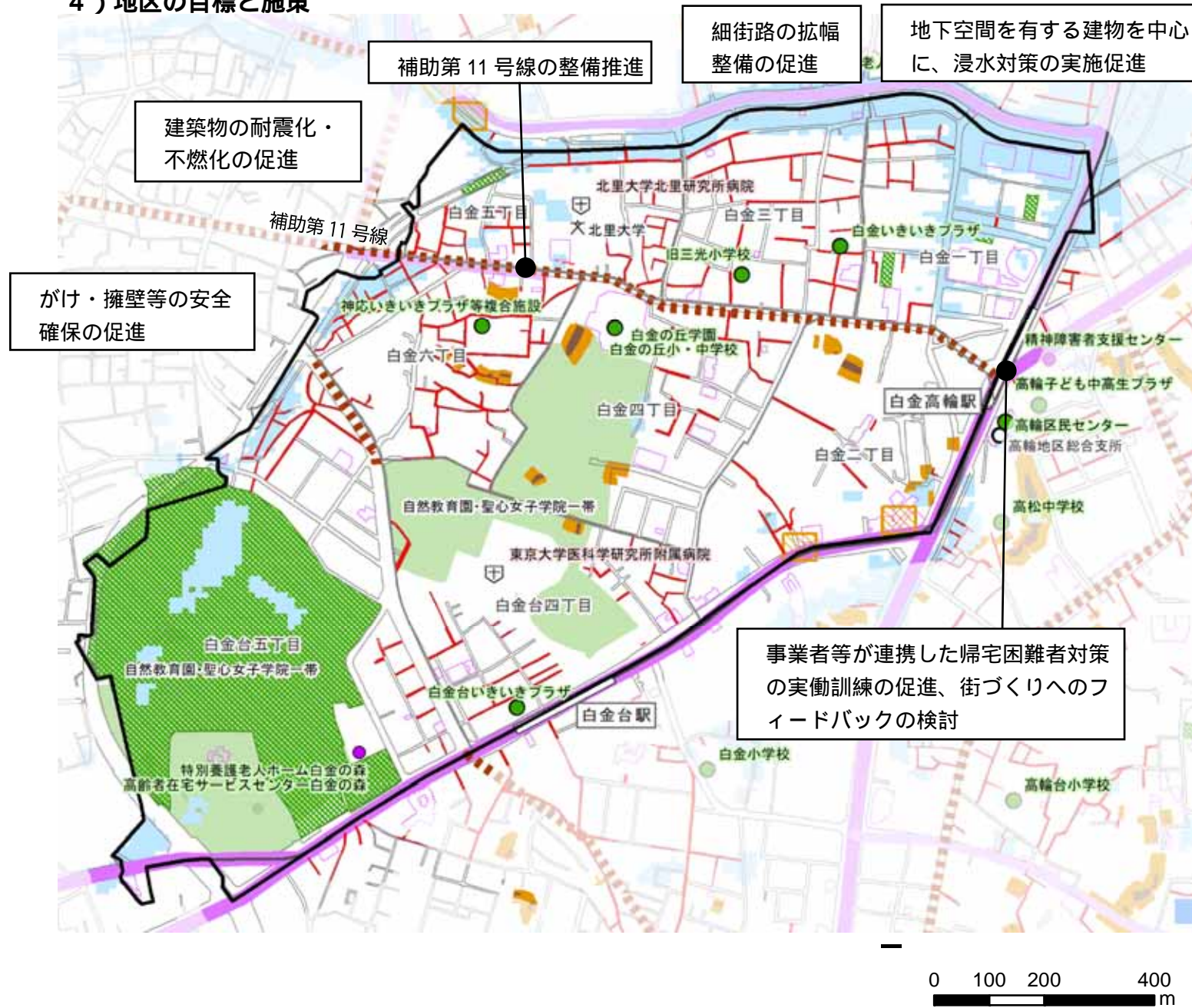
【がけ・擁壁の崩壊】
白金二、四、六丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。



洪水・内水による浸水想定区域(想定最大規模)



4) 地区の目標と施策



目標：建替えの機を捉え、延焼拡大防止と建物倒壊の危険度の低減を図ります。

- #### 白金周辺地区の主な施策一覧
- ##### 帰宅困難者対策
- ・白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
- ##### 建築物の耐震化等
- ・助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進、消火用水槽設置の促進
 - ・大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - ・助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - ・高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - ・新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
- ##### 浸水対策
- ・止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
- ##### 道路の整備
- ・細街路が多い地域を通る補助11号線を中心に都市計画道路の整備の推進
 - ・細街路の拡幅整備の促進
 - ・優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- ##### 工作物の崩壊等対策
- ・助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - ・危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進

凡例			名称の凡例
	液状化の可能性が高い		給水所等
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)		特定緊急輸送道路(高速道路以外)
	土砂災害特別警戒区域		一般緊急輸送道路
	土砂災害警戒区域		都市計画道路(未整備)
	一時滞在施設(安確計画)		細街路(幅員4m未満)
	病院		アンダーパス
	大学		地階を有する建物
	浸水深0.5m以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		都市計画公園(開設済)
			1000㎡以上の児童遊園
			区民避難所
			福祉避難所
			港区役所
			総合支所
			避難場所
			施設名 避難所等の名称
			施設名 病院の名称

(8) 高輪地区(高輪周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。
- ・高齢化率が20.1%と青山周辺地区に次いで高くなっています。

防災街づくりの強み

品川駅・田町駅周辺地区では、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。

品川駅周辺や白金高輪駅周辺の各滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

高輪三丁目・四丁目・御殿山地区は避難場所となっており、地震時の大規模火災からの避難が可能です。

高輪ゲートウェイ駅の設置により周辺で街の更新が進み、都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

白金台交差点から新港南橋にかけて、延焼遮断帯の形成に資する環状第4号線の整備事業が実施されています。

古川の治水安全度向上のため、河川下を活用した地下トンネル式の古川地下調節池が整備されています。

災害時にオープンスペース等として活用できる三田台公園を整備中です。

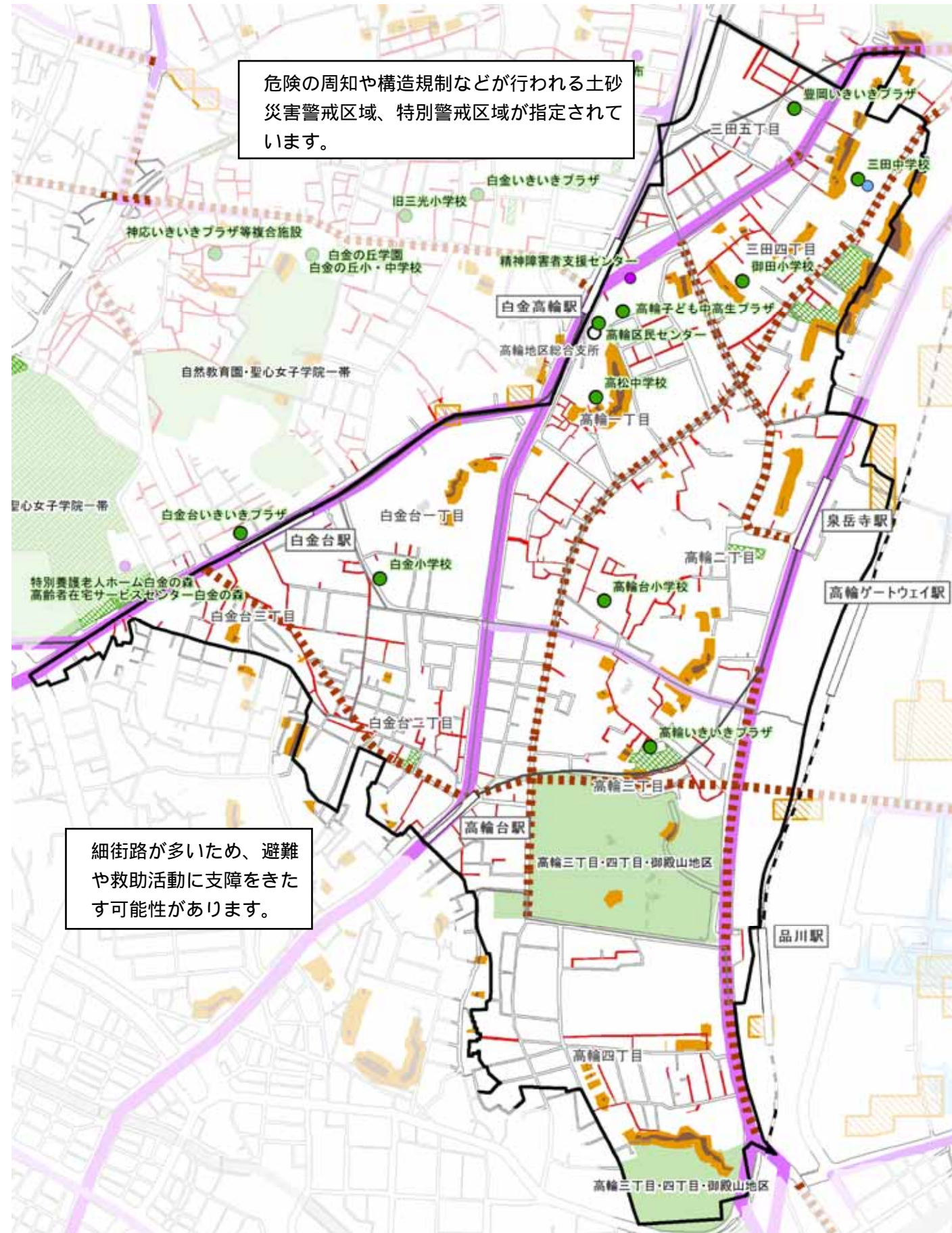


凡例	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)
■	都市再生安全確保計画の対象範囲
□	コジエネ・地域冷暖房導入地区
■	都市計画による街づくり地区
f	病院
X	大学
↔	都市計画道路(事業決定)
■	給水所等
!	区民避難所
!	津波避難ビル
!	福祉避難所
R	港区役所
!	総合支所
■	避難場所

名称の凡例	
施設名	避難所等の名称
施設名	病院の名称
地区名	街づくり地区の名称

0 100 200 400 m

2) 地震・津波に関する課題



危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

細街路が多いため、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。

高輪周辺地区の地震・津波に関する課題

【避難や救助・物資輸送への支障】
建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、細街路を中心に避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】
白金台一丁目、三田四丁目、高輪一～四丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	土砂災害特別警戒区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害警戒区域		区民避難所
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		港区役所
	都市計画道路(未整備)		総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
			施設名 避難所等の名称

液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果(港区，令和5(2023)年3月)による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」

土砂災害警戒区域、特別警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。

緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路

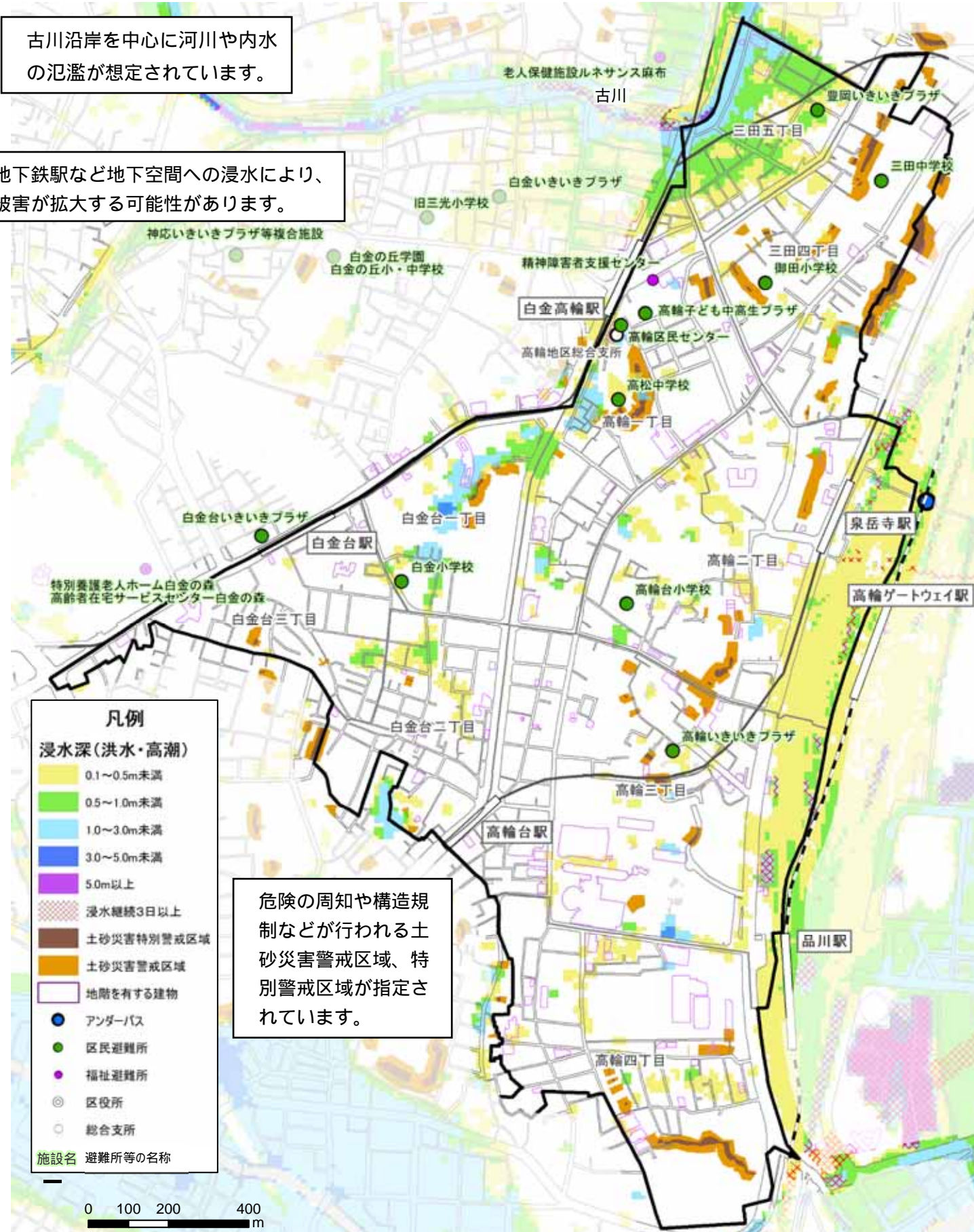
都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

細街路：「土地利用現況調査」(港区，令和4(2022)年)による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題

古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

地下鉄駅など地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。



危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

高輪周辺地区の水害に関する課題

【河川や内水の氾濫】

古川沿岸を中心に河川や内水の氾濫が想定されています。

【地下空間への浸水】

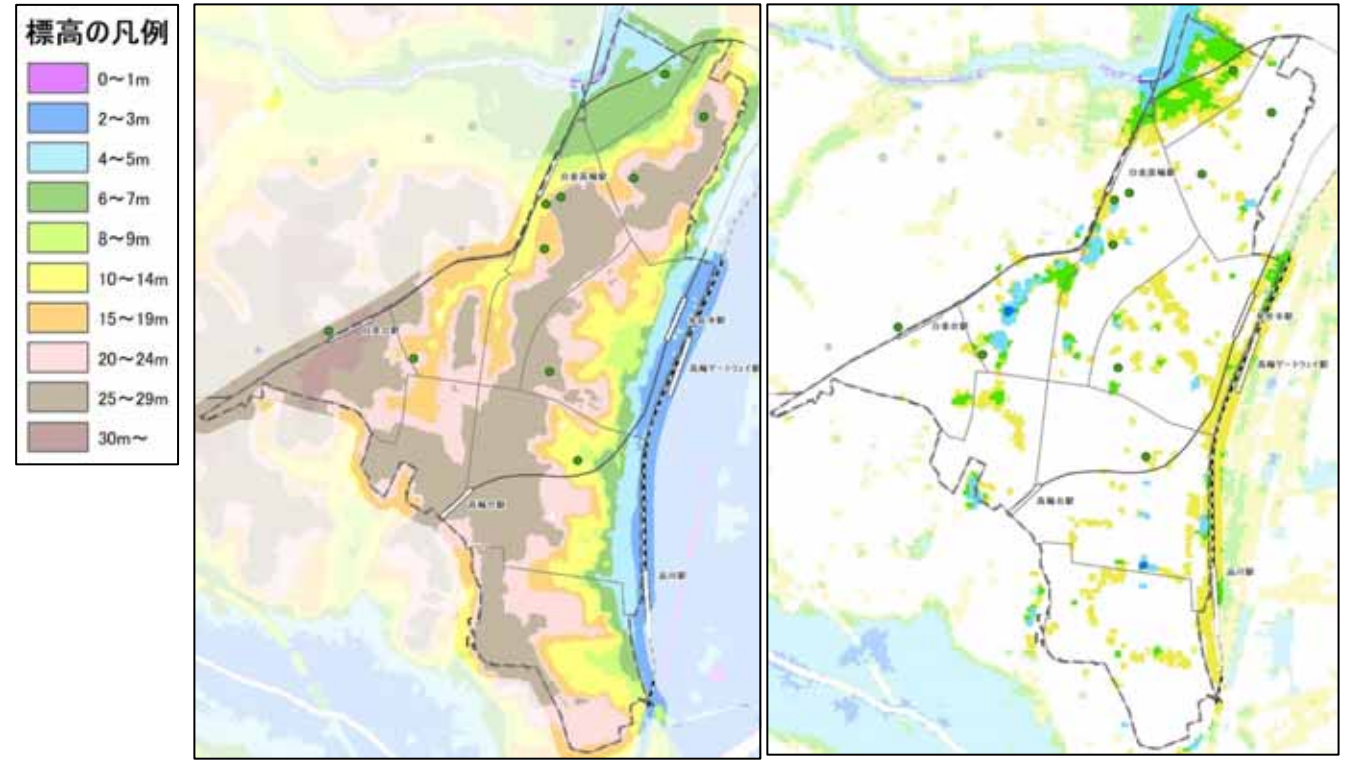
浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【がけ・擁壁の崩壊】

白金台一丁目、三田四丁目、高輪一～四丁目を中心に、危険の周知や構造規制などが行われる土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されています。

左図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。
 また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。
 浸水想定は、平成30(2018)～令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。
 【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）
 下流端水位（海水位）：A.P.+4.6m（伊勢湾台風級の高潮を想定）
 注）A.P.（荒川工事基準面）とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.（標高）-1.1344m

標高 洪水・内水による浸水想定区域（想定最大規模）



土砂災害警戒区域：東京都が土砂災害防止法に基づき指定する、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
 特別警戒区域：危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる「土砂災害警戒区域」と特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる「土砂災害特別警戒区域」がある。
 アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道（雨水等が集中し冠水しやすい）

4) 地区の目標と施策



目標：都市計画道路の整備を見据え、延焼拡大防止と建物倒壊の危険度の低減を図ります。

- #### 高輪周辺地区の主な施策一覧
- ##### 帰宅困難者対策
- 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進 **強みをいかす**
 - 品川駅周辺、白金高輪駅周辺の各滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
- ##### 建築物の耐震化等
- 助成制度による耐震化の促進、建築物の新築や開発等を契機とした耐震化・不燃化の促進
 - 高輪三、四丁目を中心に大規模開発等を契機としたオープンスペース整備の促進 **強みをいかす**
 - 助成制度を活用した緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
 - 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
- ##### 浸水対策
- 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
- ##### 道路の整備
- 環状第4号線、補助第14号線を中心に都市計画道路の整備の推進
 - 細街路の拡幅整備の促進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
- ##### 公園の整備
- 三田台公園の整備
- ##### 工作物の崩壊等対策
- 助成制度を活用したがけ・擁壁・ブロック塀の安全確保の促進
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進

(9) 芝浦港南地区(芝浦港南周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・地区の大部分が低地であり、海に面した土地の殆どが埋め立てにより作られた土地です。
- ・運河が多く、多くの橋梁があります。
- ・高層住宅が多く立地しているほか、沿岸部には工業施設も立地しています。
- ・人口が増加し、芝浦一丁目では、過去5年で人口が2.5倍以上となっています。
- ・高齢化率が13.0%と台場周辺地区に次いで低く、芝浦二、三丁目、港南二、四丁目を除く全域で高齢化率が14%未満と低くなっています。

防災街づくりの強み

地区内のほぼ全域が、大規模な延焼火災のおそれなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

品川駅・田町駅周辺地区では、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。

田町駅周辺や品川駅周辺の各滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

日の出頭は、海上輸送基地(他道府県等からの緊急物資等の受け入れ等を行う海上輸送の拠点)となっています。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、老朽化した小規模建築物などの更新と道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。

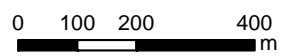
コージェネレーションシステムや地域冷暖房を導入している地区では、平常時の効率的なエネルギー利用とともに、災害時には業務継続できる自立性の高い街となっています。

環状第4号線の整備事業が実施されています。



名称の凡例		凡例	
施設名 避難所等の名称	施設名 病院の名称	地区名 街づくり地区の名称	
!	一時滞在施設(都市再生安全確保計画)	〃	給水所等
■	都市再生安全確保計画の対象範囲	!	区民避難所
□	コジェネ・地域冷暖房導入地区	!	津波避難ビル
■	都市計画による街づくり地区	!	福祉避難所
f	病院	R	港区役所
X	大学	!	総合支所
←→	都市計画道路(事業決定)	■	避難場所

品川駅周辺では、滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。



2) 地震・津波に関する課題

高層建築物では、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

液状化の可能性が高い地域では、建築物、ライフライン、道路等が被害を受ける可能性があります。

道路閉塞により、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。

地震発生時には品川駅周辺を中心に、多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

堤外地で土地利用が進んでいますが、日の出頭等で津波による浸水が想定されています。

津波による浸水により、建物被害、地下空間の浸水、道路通行の支障等の可能性があります。

運河に架かる橋りょうが多く存在しています。

芝浦港南周辺地区の地震・津波に関する課題

【高層建築物特有の被害】

高層建築物が多く存在しており、地震発生時には上層階の揺れの増幅やエレベーター停止による上下移動の支障等の高層建築物特有の被害が発生する可能性があります。

【多くの帰宅困難者の発生】

地震発生時には品川駅周辺を中心に、多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

【液状化】

広い範囲に液状化の可能性が高い地域が存在しており、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）や地中に埋設されているライフライン、防潮施設等が被害を受ける可能性があります。また、液状化によるマンホールの浮上りや段差の発生により道路の通行に支障をきたす可能性があります。

【橋梁の老朽化】

運河に架かる橋りょうが多く存在しており、老朽化した橋が地震発生時に通行不能となる可能性があり、避難路が確保できなくなる可能性があります。

【避難や救助・物資輸送への支障】

建築物や構造物の耐震性能が十分ではない場合には、地震発生時に倒壊による人的被害や道路閉塞が発生し、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

【津波による浸水】

元禄関東地震相当の地震が発生すると、最悪の場合、芝浦一、二丁目や海岸二、三丁目を中心に浸水が想定され、木造建築物を中心とした被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。陸域の浸水は地震発生から最短約70分後と想定されています。

【堤外地の浸水】

堤外地で土地利用が進んでいますが、日の出頭等で津波による浸水が想定されています。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園（開設済）
	津波浸水予測区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害特別警戒区域		区民避難所
	土砂災害警戒区域		津波避難ビル
	特定緊急輸送道路（高速道路以外）		福祉避難所
	一般緊急輸送道路		R 港区役所
	都市計画道路（未整備）		！ 総合支所
	細街路（幅員4m未満）		避難場所
	防潮堤		施設名 避難所等の名称
	！ 水門		

液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」
 緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路
 都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
 細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題



ほぼ全域で、内水の氾濫、高潮による浸水が想定されています。

地下空間への浸水により、被害が拡大する可能性があります。

J R線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

堤外地では、規模の小さな高潮でも浸水の危険性があります。

芝浦ふ頭駅周辺では、高潮により浸水深3m以上(浸水継続時間3日間以上)と浸水の危険性が高くなっています。

芝浦港南周辺地区の水害に関する課題

【内水の氾濫・高潮による浸水】

ほぼ全域で内水の氾濫、高潮による浸水が想定され、高層建物が多いものの、浸水想定区域内人口は10地区中最多となっています。

【地下空間の浸水】

浸水想定区域内の地下空間では、浸水防止設備がない場合、浸水による被害が拡大する可能性があります。

【浸水の長期化】

芝浦ふ頭周辺では浸水継続時間3日間以上と浸水の危険性が高くなっています。

【アンダーパスの浸水】

J R線を横断するアンダーパスが多くあり、浸水による被害が発生する可能性があります。

【堤外地の浸水】

堤外地では、比較的規模の小さい高潮でも浸水の危険性があります。

左図の浸水深は、発生確率は低ですが、想定最大規模の洪水・内水と高潮による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。

また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)

下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)

【高潮】対象台風：想定し得る最大規模の高潮(中心気圧910hPa; 室戸台風級)

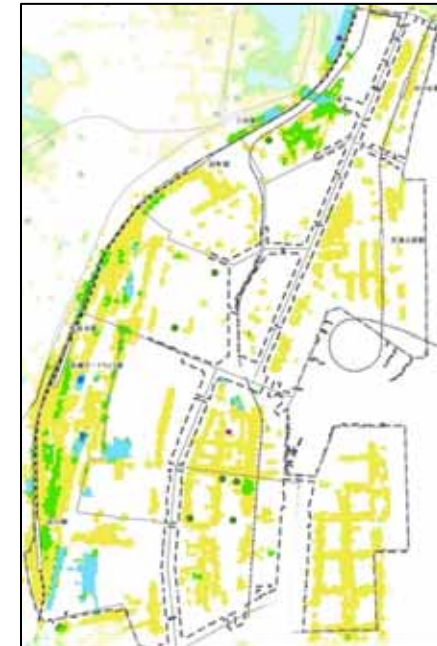
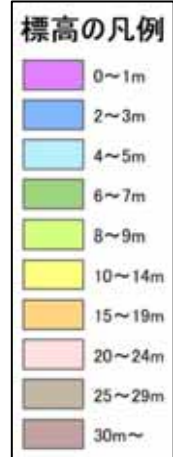
初期潮位: A.P.+2.24m(朔望平均満潮位(大潮満潮位)に異常潮位を加えた値)

同時に計画規模の洪水が発生(内水は考慮していない) 堤防等は決壊と想定

注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

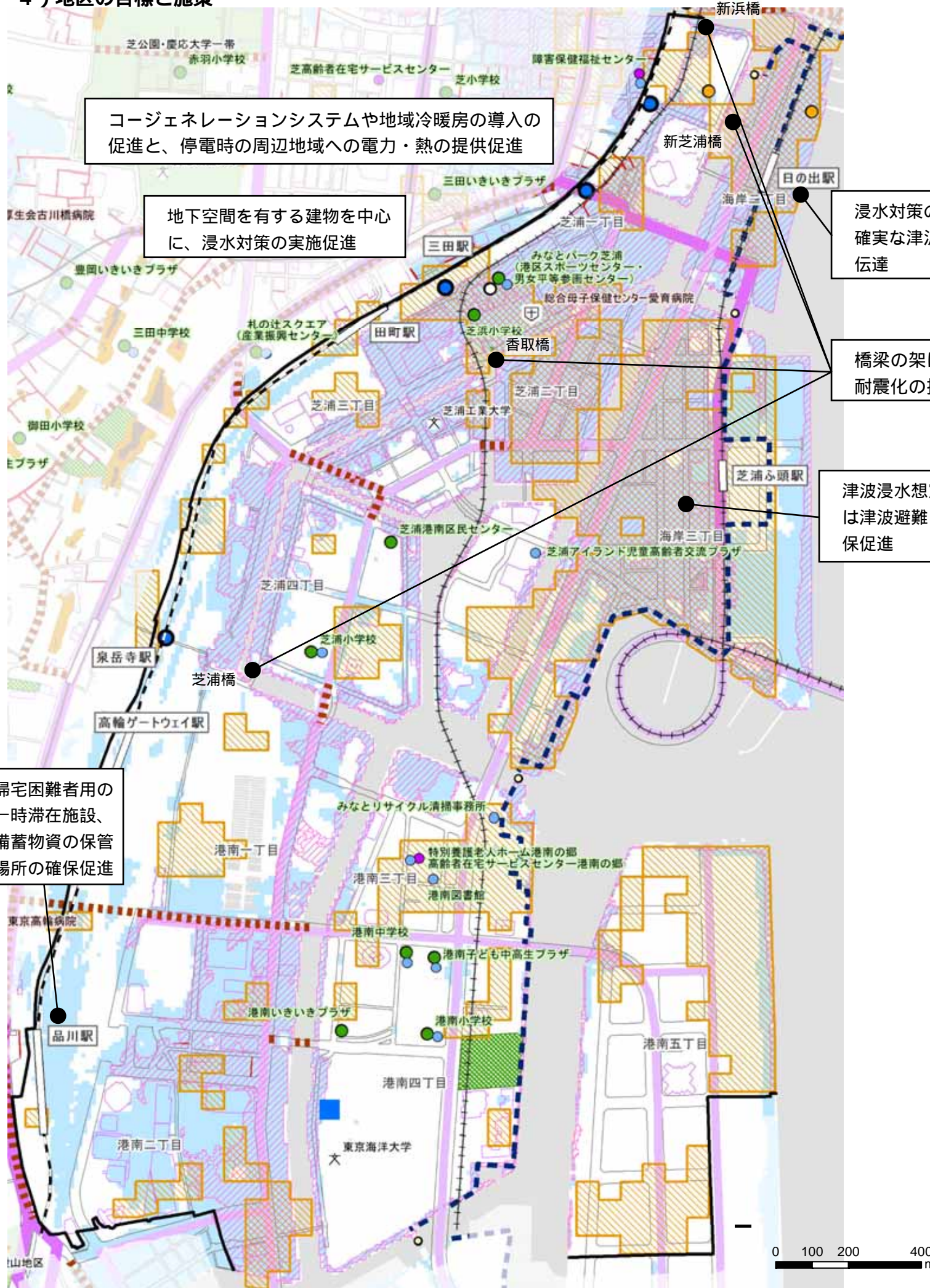
アンダーパス : 鉄道や道路などの下を通る地下道(雨水等が集中し冠水しやすい)

標高 洪水・内水による浸水想定区域(想定最大規模) 高潮による浸水想定区域(想定最大規模)



0 100 200 400 m

4) 地区の目標と施策



コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進

地下空間を有する建物を中心に、浸水対策の実施促進

浸水対策の促進、
確実な津波警報等の
伝達

橋梁の架け替え、
耐震化の推進

津波浸水想定区域で
は津波避難ビルの確
保促進

帰宅困難者用の
一時滞在施設、
備蓄物資の保管
場所の確保促進

目標：津波・液状化対策とともに、高層建築物の防災対策の促進を図ります。

- 芝浦港南周辺地区の主な施策一覧
- 帰宅困難者対策
 - 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保の促進 **強みをいかにす**
 - 都市再生安全確保計画や田町駅周辺、品川駅周辺の各滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかにす**
 - 船着き場を活用した物資輸送の検討（日の出ふ頭） **強みをいかにす**
 - 建築物の耐震化等
 - 高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - 街区の更新等によるオープンスペース確保等防災性向上のための指導・誘導 **強みをいかにす**
 - 在宅避難の促進 **強みをいかにす**
 - 新築時等の機会を捉えた液状化対策の促進
 - 津波対策
 - 津波避難ビル等の確保の促進
 - 確実な津波警報等の伝達
 - 浸水対策
 - 止水板等の設置、電気設備の上層階への設置、土のうの配備の促進（特に地下空間を有する建物、区民避難所等）
 - アンダーパス浸水情報の発信
 - マンホールの蓋開き防止対策の推進
 - 道路の整備
 - 新芝浦橋、香取橋の架け替え、新浜橋、芝浦橋の耐震化を推進
 - 優先整備路線・地域を中心に無電柱化の推進
 - 工作物の崩壊等対策
 - 危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進
 - 都市機能の維持
 - コージェネレーションシステムや地域冷暖房の導入の促進と、停電時の周辺地域への電力・熱の提供促進 **強みをいかにす**

凡例		名称の凡例	
	液状化の可能性が高い		施設名 避難所等の名称
	津波浸水予測区域		施設名 病院の名称
	浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)		地階を有する建物
	土砂災害特別警戒区域		都市計画公園(開設済)
	土砂災害警戒区域		1000㎡以上の児童遊園
	一時滞在施設(安確計画)		区民避難所
	病院		津波避難ビル
	大学		福祉避難所
	防波堤		港区役所
	給水所等		総合支所
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)		避難場所
	一般緊急輸送道路		
	都市計画道路(未整備)		
	細街路(幅員4m未満)		
	水門		
	アンダーパス		

浸水深 0.5m 以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。

(10) 芝浦港南地区(台場周辺地区)

1) 周辺地区の概要

土地利用・人口

- ・埋立地であり、陸路では、レインボーブリッジのみにより芝浦港南地区とつながっています。江東区と接する南側以外は海に接しています。
- ・標高が概ね5m以上と比較的高くなっています。
- ・商業系の土地利用が多く、来街者が多いことが想定されます。
- ・住宅の多くが、比較的新しい高層マンションです。
- ・高齢化率が台場一、二丁目とも14%未満と低くなっています。

防災街づくりの強み

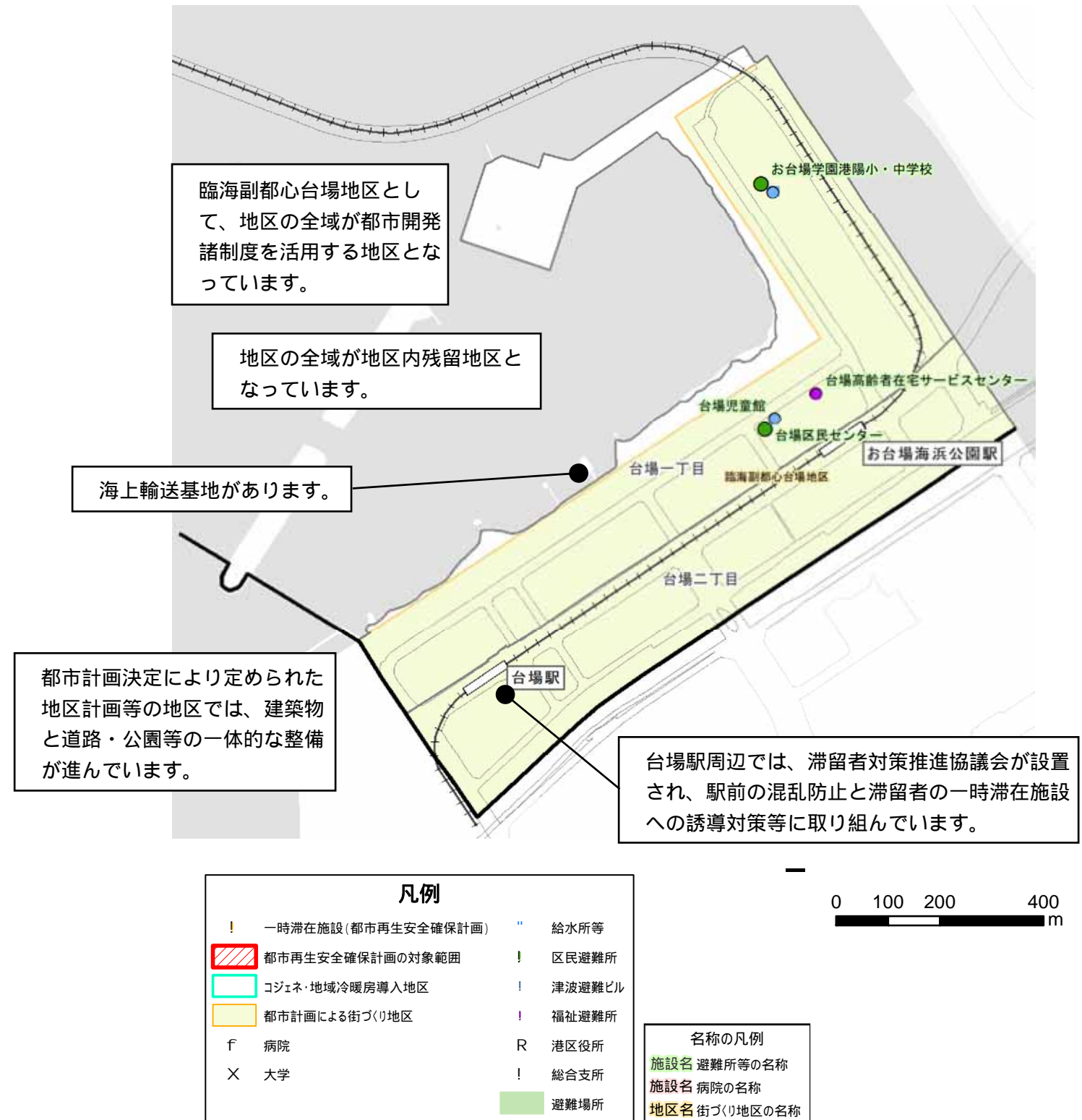
臨海副都心台場地区として、地区のほぼ全域が都市開発諸制度を活用する地区となっています。

地区内の全域が、大規模な延焼火災のおそれがなく、火災からの避難を要しない地区内残留地区となっています。

台場駅周辺滞留者対策推進協議会が設置され、駅前の混乱防止と滞留者の一時滞在施設への誘導対策等に取り組んでいます。

お台場海浜公園には、海上輸送基地(他道府県等からの緊急物資等の受入れ等を行う海上輸送の拠点)があります。

都市計画決定により定められた地区計画や都市開発事業の地区では、道路・公園などの公共施設との一体的な再編整備により、安全性や防災性が向上しています。



2) 地震・津波に関する課題

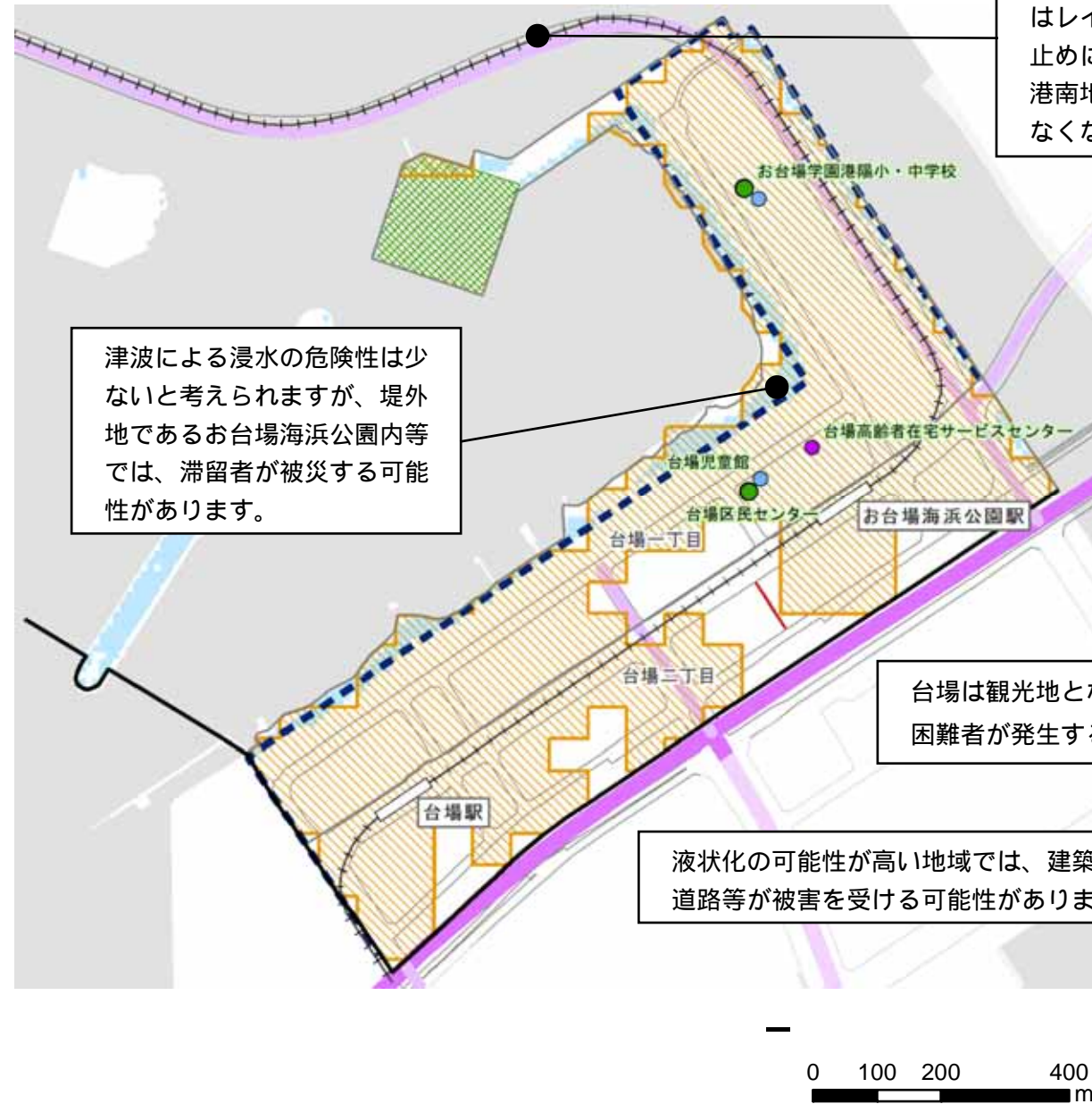
高層建築物では、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。

震度5弱以上の地震発生時にはレインボブリッジが通行止めになる場合があり、芝浦港南地区とのアクセスができなくなる可能性があります。

津波による浸水の危険性は少ないと考えられますが、堤外地であるお台場海浜公園内等では、滞留者が被災する可能性があります。

台場は観光地となっており多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

液状化の可能性が高い地域では、建築物、ライフライン、道路等が被害を受ける可能性があります。



台場周辺地区の地震・津波に関する課題

【レインボブリッジの不通】

震度5弱以上の地震発生時にはレインボブリッジが通行止めになる場合があり、芝浦港南地区とのアクセスができなくなる可能性があります。

【液状化】

液状化の可能性が高い地域では、地中に埋設されているライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

【高層建築物特有の被害】

高層建築物が多く存在しており、地震発生時には上層階の揺れの増幅やエレベーター停止による上下移動の支障等の被害を受ける可能性があります。

【多くの帰宅困難者の発生】

台場は観光地となっており商業用地が多く、来街者が多いため、多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。

【津波による浸水】

地区内はおおむね海拔5m以上で、津波による浸水の危険性は少ないと考えられますが、堤外地であるお台場海浜公園内等では、滞留者が被災する可能性があります。

凡例

	液状化の可能性が高い		都市計画公園(開設済)
	津波浸水予測区域		1000㎡以上の児童遊園
	土砂災害特別警戒区域	!	区民避難所
	土砂災害警戒区域	!	津波避難ビル
	特定緊急輸送道路(高速道路以外)	!	福祉避難所
	一般緊急輸送道路	R	港区役所
	都市計画道路(未整備)	!	総合支所
	細街路(幅員4m未満)		避難場所
	防潮堤		施設名 避難所等の名称
!	水門		

液状化の可能性が高い：港区津波・液状化シミュレーション結果（港区，令和5（2023）年3月）による「液状化の可能性が高い地点が含まれるメッシュ」
 緊急輸送道路：東京都耐震改修促進計画に記載された、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線、そのうち特定緊急輸送道路は都条例により特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路
 都市計画道路：都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
 細街路：「土地利用現況調査」（港区，令和4（2022）年）による幅員4m未満の道路を基に現況を反映して作成

3) 水害に関する課題



堤外地では、高潮により浸水の危険性が高くなっています。

湾岸道路の浸水が想定されています。

- 凡例**
- 浸水深(洪水・高潮)**
- 0.1~0.5m未満
 - 0.5~1.0m未満
 - 1.0~3.0m未満
 - 3.0~5.0m未満
 - 5.0m以上
 - 浸水継続3日以上
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 地階を有する建物
 - アンダーパス
 - 防潮堤
 - 水門
 - 区民避難所
 - 福祉避難所
 - 区役所
 - 総合支所
- 施設名 避難所等の名称

上図の浸水深は、発生確率は低いですが、想定最大規模の洪水・内水と高潮による浸水深のうち、その地点で最大となる値を示しています。また、浸水深は時間と共に変化するため、最大浸水深が長時間継続し続けるものではありません。

浸水想定は、平成30(2018)~令和3(2021)年に東京都が以下の条件のもと実施したものです。

【洪水・内水】対象降雨：想定し得る最大規模の降雨(総雨量690mm, 時間最大雨量153mm)
下流端水位(海水位): A.P.+4.6m(伊勢湾台風級の高潮を想定)

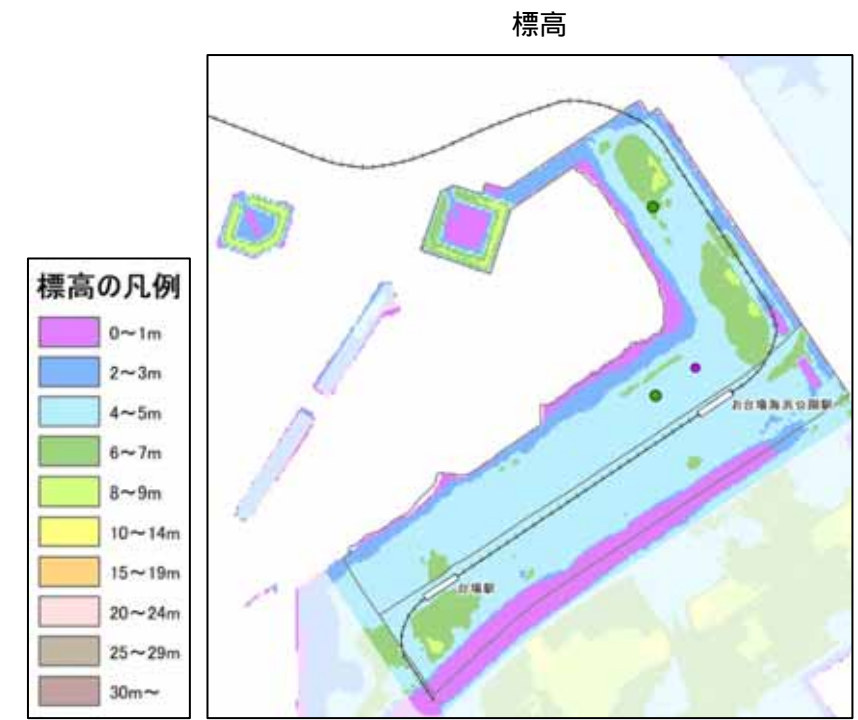
【高潮】対象台風：想定し得る最大規模の高潮(中心気圧910hPa; 室戸台風級)
初期潮位: A.P.+2.24m(朔望平均満潮位(大潮満潮位)に異常潮位を加えた値)
同時に計画規模の洪水が発生(内水は考慮していない)、堤防等は決壊と想定

注) A.P.(荒川工事基準面)とは、概ね大潮干潮位を表し、A.P.±0m=T.P.(標高)-1.1344m

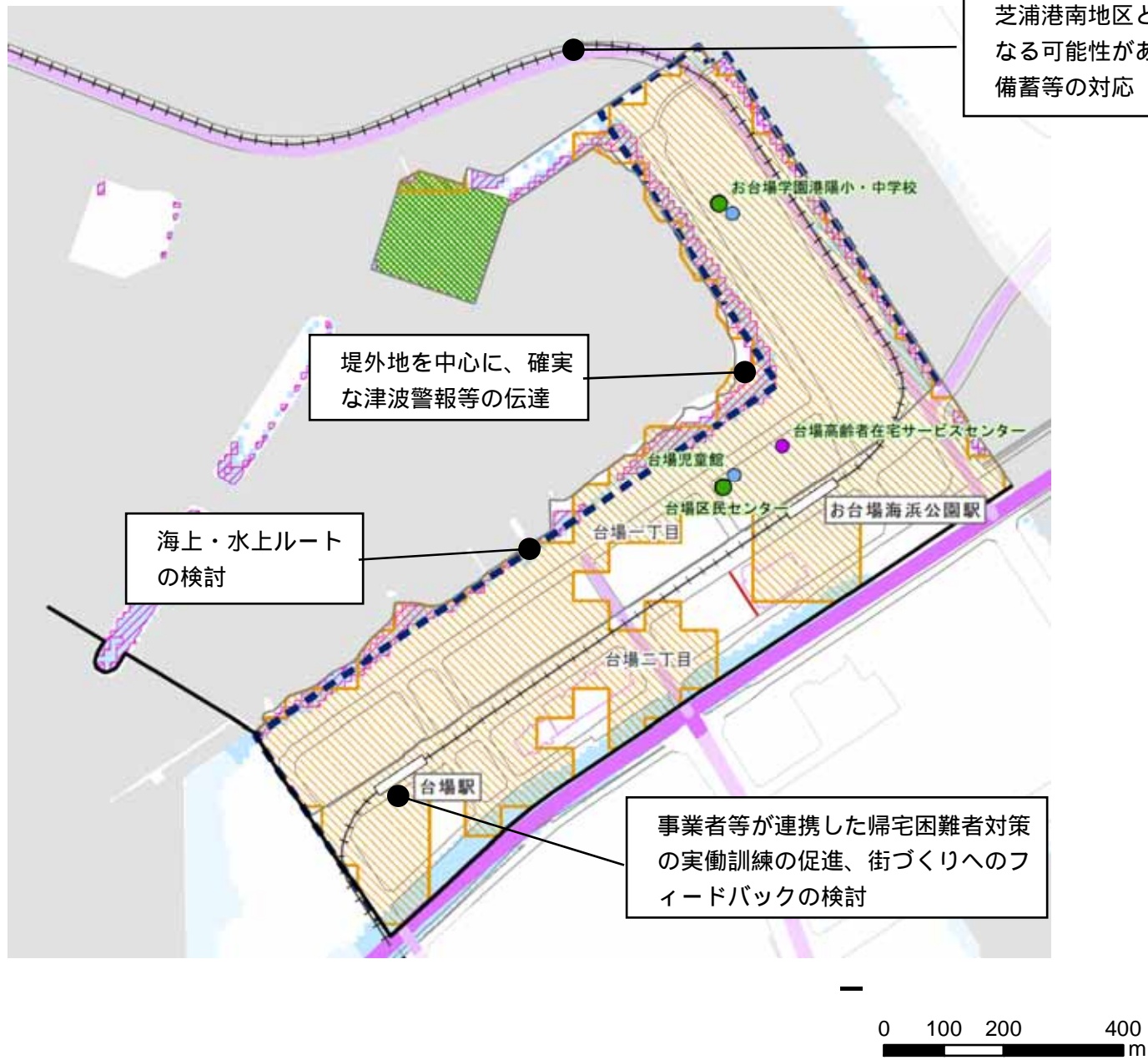
台場周辺地区の水害に関する課題

【堤外地の浸水】
堤外地では、高潮による浸水の可能性が高くなっています。

【道路の浸水】
湾岸道路の浸水が想定されています。



4) 地区の目標と施策



目標：台場の立地特性を踏まえた防災対策や観光客対応を図ります。

- 台場周辺地区の主な施策一覧
- 帰宅困難者対策
- ・商業用地が多く、来街者が多いため、事業者との連携等による帰宅困難者用の一時滞在施設の確保、備蓄物資の保管場所の確保の促進 **強みをいかす**
 - ・台場駅周辺滞留者対策推進協議会が対象とする区域において、事業者等が連携した帰宅困難者対策の実働訓練の促進、及び街づくりへのフィードバックの検討 **強みをいかす**
 - ・災害発生時に、レインボーブリッジが通行止めになることで、芝浦港南地区とアクセスできなくなる可能性があることを踏まえた備蓄等の対応
 - ・物資輸送における海上・水上ルートの検討 **強みをいかす**
- 建築物の防災対策
- ・高層建築物の防災対策の促進（家具転倒防止・エレベーターの地震防災対策、備蓄、ライフライン機能の確保）
 - ・在宅避難の促進 **強みをいかす**
- 津波対策
- ・海浜公園などにおける確実な津波警報等の伝達
 - ・来街者等を対象に標高標示板の整備
- 工作物の崩壊等対策
- ・危険性の高い看板等の撤去、外壁・窓ガラス等の落下防止の促進
- 都市機能の維持
- ・船着き場を活用した物資輸送・帰宅困難者搬送の検討 **強みをいかす**

凡例		
液状化の可能性が高い	給水所等	地階を有する建物
津波浸水予測区域	特定緊急輸送道路(高速道路以外)	都市計画公園(開設済)
浸水深0.5m以上(洪水・内水・高潮)	一般緊急輸送道路	1000㎡以上の児童遊園
土砂災害特別警戒区域	都市計画道路(未整備)	区民避難所
土砂災害警戒区域	細街路(幅員4m未満)	津波避難ビル
一時滞在施設(安確計画)	防潮堤	福祉避難所
病院	水門	港区役所
大学	アンダーパス	総合支所
浸水深 0.5m 以上では、一般に床上浸水のおそれがあります。		
避難場所		

名称の凡例
 施設名 避難所等の名称
 施設名 病院の名称

【参考】施策と新たな視点、基本方針との関係

施策の分類	具体的施策	新たな視点1 (強みを活かす)	新たな視点2 (防災資源の充実と地域への貢献)					新たな視点3 (新たな社会ニーズ)					対応する基本方針			地区別構想での記載										
			道・広場 建物等	情報	生活 必需品	つな がり	安全な 場所	SDGs	脱 炭素	DX	新たな 社会様式	エリ マネ	方針1	方針2	方針3	芝・ 三田	新橋・ 浜松町	麻布	六本木	赤坂	青山	白金	高輪	芝浦 港南	台場	
地震対策	道路機能の確保	ア	都市計画道路の整備																							
		イ	道路の維持管理の強化【新規】																							
		ウ	緊急輸送道路沿道建物の耐震化																							
		エ	橋りょうの架替え・耐震化																							
		オ	無電柱化の推進																							
		カ	細街路の解消																							
		キ	大規模開発を契機とした基盤整備																							
	延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備	ア	延焼遮断帯の形成																							
		イ	公園等の整備																							
		ウ	大規模開発を契機としたオープンスペースの整備																							
	建築物の耐震化・不燃化	ア	建築物の耐震化の促進																							
		イ	木造建築物の幅広い耐震化助成【新規】																							
		ウ	家具転倒防止や看板等落下対策																							
		エ	新築時等の液状化対策																							
		オ	消火用水槽の設置																							
	高層建築物等の防災対策	ア	災害時の建物機能の確保																							
		イ	エレベーター安全装置の工事費用助成【新規】																							
		ウ	防災資機材の助成																							
		エ	防災アドバイザー派遣【新規】																							
		オ	良質なマンションの認定【新規】																							
		カ	長周期地震動の対策検討の促進																							
在宅避難の促進	ア	在宅避難のための耐震化や備蓄の促進																								
	イ	EV(電気自動車)等の普及促進【新規】																								
帰宅困難者対策	ア	帰宅困難者支援の促進																								
	イ	事業者等と連携した実動訓練等																								
	ウ	一時滞在施設情報確認の仕組みづくり【新規】																								
	エ	一斉帰宅の抑制																								
風水害対策	堤防・防潮堤・下水道施設等の整備	ア	河川改修等の促進																							
		イ	マンホールの蓋開き防止対策の推進【新規】																							
	雨水浸透・貯留施設設置等の推進	ア	雨水浸透・貯留の促進																							
		イ	貯留水の災害時活用の促進																							
		ウ	透水性舗装等の整備																							
		エ	緑化計画書制度に基づく緑化整備指導																							
		オ	グリーンインフラ整備の促進【新規】																							

施策の分類	具体的施策	新たな視点1 (強みを活かす)	新たな視点2 (防災資源の充実と地域への貢献)					新たな視点3 (新たな社会ニーズ)				対応する基本方針			地区別構想での記載											
			道・広場 建物等	情報	生活 必需品	つな がり	安全な 場所	SDGs	脱 炭素	DX	新たな 社会様式	エリ マネ	方針1	方針2	方針3	芝・ 三田	新橋・ 浜松町	麻布	六本木	赤坂	青山	白金	高輪	芝浦 港南	台場	
風水害対策	浸水対策	ア	区有施設の浸水対策																							
		イ	民間施設の浸水対策																							
		ウ	地下街の浸水対策の促進																							
		エ	浸水に強い街の形成【新規】																							
		オ	アンダーパス浸水危険情報の提供																							
共通	がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保	ア	改修や除却への助成																							
		イ	ハンドブック等による意識啓発																							
		ウ	区管理のがけ、擁壁等の点検・改修																							
		エ	土砂災害特別警戒区域の指定解除の促進【新規】																							
	施設・エリアの機能維持	ア	施設機能を維持するための対策																							
		イ	自立分散型エネルギー提供の促進																							
		ウ	民間防災拠点からの情報発信等																							
		エ	区有施設へのEV(電気自動車)の導入と災害時活用【新規】																							
		オ	EV(電気自動車)貸与協定締結の推進【新規】																							
		カ	給電マッチングの検討【新規】																							
キ		水道、電気、ガス等の供給途絶防止																								
ク		普段からの省エネルギー化の促進【新規】																								
避難関連施設の安全確保・機能維持	ケ	ア	事業継続計画(BCP)策定への支援【新規】																							
		イ	区民避難所の浸水対策の推進																							
		ウ	避難生活維持に資する備蓄、設備の導入																							
		エ	マンホールトイレ等の導入																							
		オ	津波避難ビル整備の促進【新規】																							
		カ	船着き場の活用																							
共助の推進	カ	ア	避難スペースの拡大【新規】																							
		イ	コミュニティ形成等の促進【新規】																							
		ウ	都市再生安全確保計画策定の推進【新規】																							
		エ	事業者間が連携した取組の促進【新規】																							
災害時の情報収集・提供	エ	ア	地域と事業者が連携した取組みの促進																							
		イ	多様なツールによる情報提供【新規】																							
		ウ	先端技術を活用した情報収集【新規】																							
		エ	5G基地局設置場所確保の促進【新規】																							
		オ	地域情報発信の促進【新規】																							
	オ	ハザード情報のより分かりやすい提供【新規】																								

7. 防災街づくりの進め方

(1) 区・区民・事業者の役割

本指針に基づき、災害に強い街を実現するためには、区、区民、事業者の三者が相互に連携・協力して以下の役割を担い、取組を進めることが求められます。

区の役割

- ・国、東京都、他区、警察・消防等の防災関係機関と連携して、地震にも風水害にも強い街づくりを総合的に推進します。
- ・防災街づくりを推進するにあたり、区民、事業者と連携・協力するとともに、国・東京都に対して道路や港湾施設等の整備の要請を行います。
- ・防災街づくりを推進するために必要な情報を提供するとともに、区民による取組への適切な支援や誘導、事業者への指導や誘導等を行います。
- ・区有の各種防災関連施設の災害対応能力の向上に取り組みます。
- ・職員の防災に関する知識及び技術の習得に努めます。

区民の役割

- ・自らが防災街づくりの担い手であることを自覚し、事業者、区と連携・協力して、積極的・主体的に防災街づくりの活動を行います。
- ・防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、建築物の耐震化や不燃化、雨水流出抑制、家具転倒防止、物資の備蓄等、防災性の向上に資する取組を進めます。

事業者の役割

- ・事業者に求められる役割が大きいことを自覚し、区民、区と連携・協力して、積極的・主体的に防災街づくりの活動を行います。
- ・開発事業にあたって、防災機能の向上に取り組みます。
- ・建築物の耐震化や不燃化、雨水流出抑制、物資の備蓄、什器の転倒防止等、防災性の向上に資する取組を進めます。
- ・従業員や来所者等の安全確保とともに、災害発生後の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の一時受入れ場所の確保、資機材の提供等、防災資源のさらなる充実と地域への貢献に資する備えを行います。

自然災害

三者が一体となって自然災害に対峙

地域全体で取り組む防災街づくり

区役の役割

- ・国・東京都・他区、防災関係機関等との連絡調整
- ・区民、事業者等への情報提供
- ・区民、事業者等による取組への支援、誘導
- ・防災施設の災害対応能力向上
- ・職員の防災知識・技術の習得等

区民の役割

- ・防災知識・技術の習得
- ・建築物の耐震化・不燃化
- ・雨水浸透・貯留施設の設置
- ・家具の転倒防止
- ・飲料水、食料等の備蓄等

事業者の役割

- ・開発事業での防災機能の向上
- ・事業所の耐震化・不燃化
- ・雨水浸透・貯留施設の設置
- ・什器の転倒防止
- ・従業員の一斉帰宅の抑制
- ・帰宅困難者のための備蓄確保、スペース提供等

区・区民・事業者による相互の連携・協力

区・区民・事業者の役割

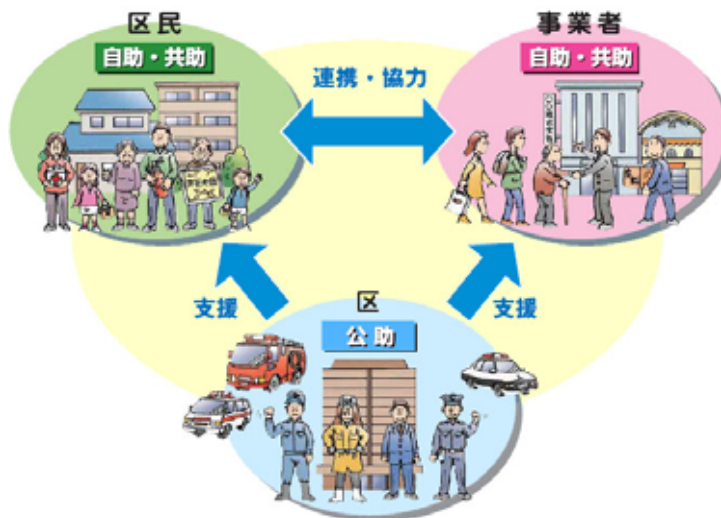
自助・共助・公助に基づいた防災街づくりの推進

防災対策基本条例には「区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力すること」が基本理念として定められています。

この条例に基づき、防災街づくりに関わる各主体は、まずは『自助（自分でできることに主体的に取り組むこと）』を基本とし、更に『共助（自分一人では困難なことに、周辺や地域が協力して取り組むこと）』を進めていくことが重要です。

また、それぞれの自助・共助に対して、『公助（公共・行政機関が、地域における防災街づくりの支援を行うこと）』を効果的に連携させていくことが、災害による被害の低減、また早期の復旧・復興に向けて重要です。

本指針に基づき、災害に強い街を実現するためには、区・区民・事業者が相互に連携・協力して役割を担い、取組を進めることが求められます。



自助・共助・公助

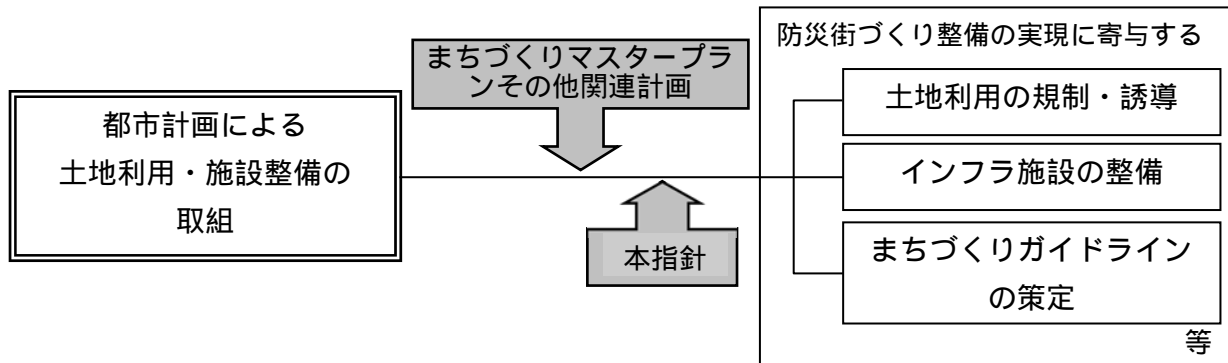
出典：「港区防災対策基本条例パンフレット」（港区，平成 24（2012）年 2 月）

(2) 今後の運用と進め方

災害に強い街づくりの実現に向けた本指針の今後の運用と進め方の例を以下に示します。

都市計画や事業計画の立案時における活用（区）

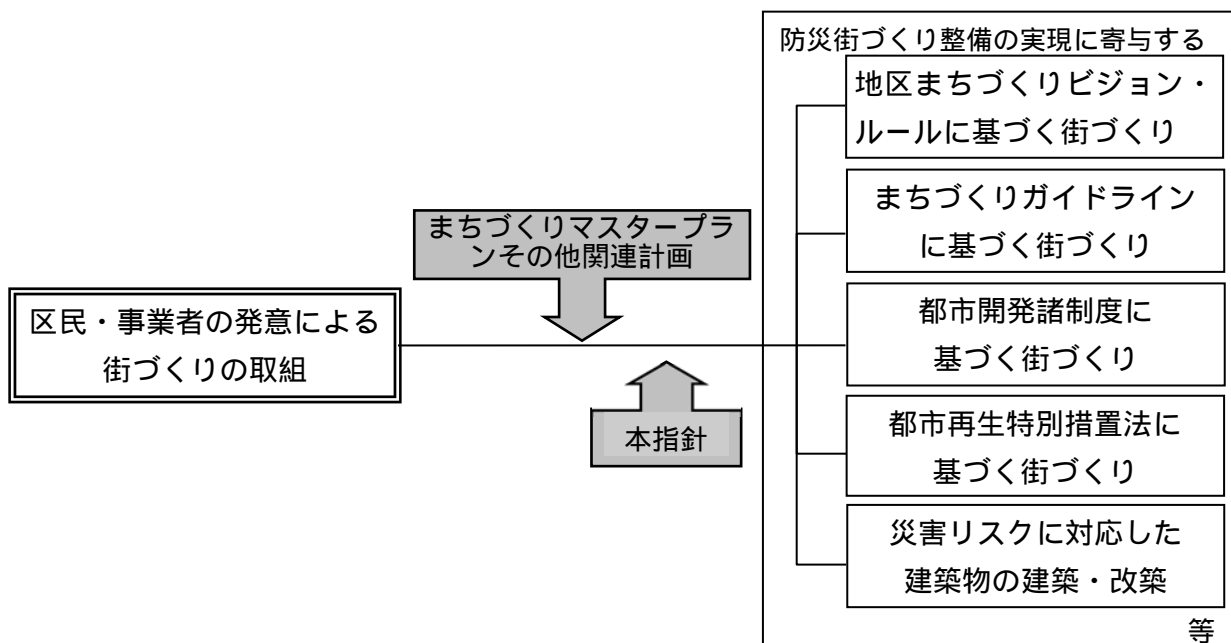
土地利用、都市施設等を計画する「都市計画」や、道路・公園・河川等の各種インフラ施設等の「事業計画」等を立案する際に、防災街づくりの実現に寄与する計画として立案されるように本指針を活用します。また、事業者等が個別に街づくりの計画等を策定する場合は、本指針を反映するよう事業者等に働きかけ、防災機能の充実を図ります。



本指針の活用例（1）

区民や事業者が主体となった街づくりを進める際の活用

区民が生活する地域での区民発意の街づくりに取り組む際や、建築物の建替え等を進める際、また、事業者が開発事業等を行う際等の様々な場面において、防災街づくりの実現に寄与する取組となるように本指針を活用します。特に大規模開発等が行われる際には、防災機能の高い拠点の形成等にも配慮して、地域全体としての防災力の向上を図ります。



本指針の活用例（2）

【参考】まちづくりガイドライン

まちづくりガイドラインとは、「港区まちづくりマスタープラン」（平成29年（2017年）3月）で示されたまちづくりの基本的な方針に沿って、まちの将来像やまちづくりの方向性等を住民、事業者、行政等が共有する「まちづくりの手引き」となるものであり、住民、事業者、行政等に対して、まちづくりの協力を求めるよりどころとして活用されます。

区では、周辺のまちづくりを一体的・計画的に進めるため、まちづくり協議会や町会等と連携して、新橋・虎ノ門周辺、六本木・虎ノ門、田町駅西口・札の辻交差点周辺、青山通り周辺、三田・高輪、白金高輪駅東部、田町駅東口北の各地区においてまちづくりガイドライン等を策定（令和5（2023）年8月現在）しました。

地域のまちづくりガイドライン等



【参考】港区まちづくり条例を活用したまちづくり

区は、「人にやさしい良質な都市空間・居住環境の維持・創造」へまちづくりの重心を移行するため、「港区定住まちづくり条例」を改正し「港区まちづくり条例」として、平成19（2007）年10月に施行しています。条例では、まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置付け、地域の発意によるまちづくりの仕組み等について定めています。

区は、「まちづくり条例を活用したまちづくり」の推進に向け、出前講座や専門家の派遣、活動助成の実施や問い合わせ・相談窓口の設置等の各種支援※により、地域で進めるまちづくりを応援しています。

（※詳しくは、パンフレットをご参照下さい。）

まちづくり条例を活用したまちづくりパンフレット



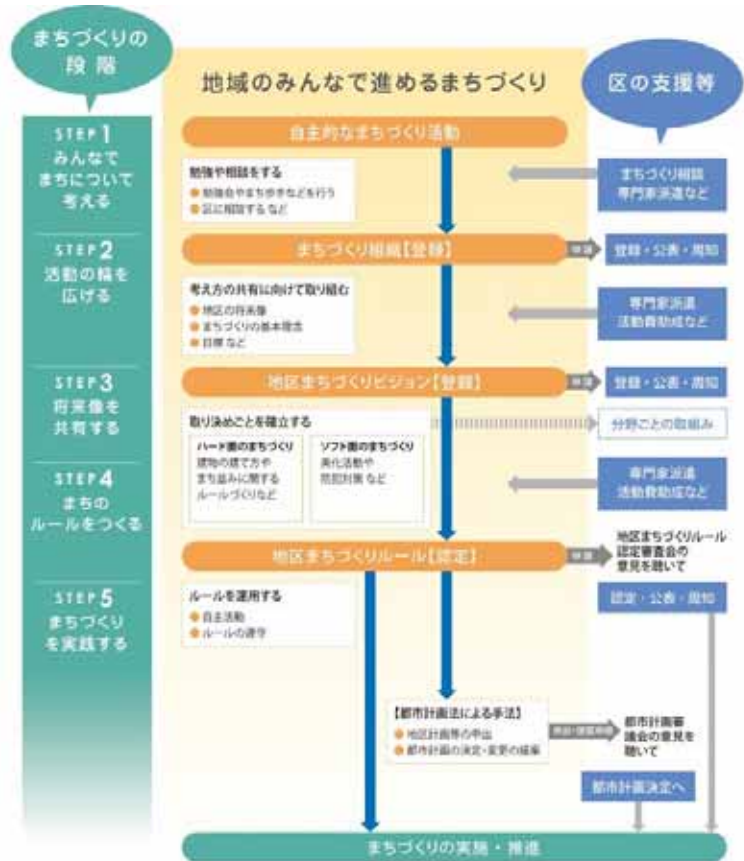
ステップ1：まちの課題を見つけ、自分たちでやれることから取り組む等、地域のみなさんによる自主的なまちづくり活動を行う段階

ステップ2：みんなで様々な意見を出し合い、まちづくりへの知識や関心を深めながら、自分たちのまちについて考えるために「まちづくり組織」をつくる段階

ステップ3：まちづくり組織のみなさんが、自分たちの取り組むまちの理念やまちの将来像（地区まちづくりビジョン）について意見をまとめ、みんなで将来像を共有する段階

ステップ4：地区まちづくりビジョンの実現にむけて、土地所有者等の方々とともに、具体的なまちづくりのルール（地区まちづくりルール）を決めていく段階

ステップ5：地区まちづくりルールに基づいて、地域のみなさんでまちづくりを具体的に実践していく段階



まちづくり条例を活用したまちづくりの流れ

出典：「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりパンフレット

8. 津波・液状化シミュレーション結果

平成 25 (2013) 年 3 月の前回シミュレーション以降の中央防災会議や東京都の動きや新たな知見を踏まえ、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波・液状化シミュレーションを実施しました。

(1) 津波シミュレーション結果

予測実施の背景

港区では、平成 25 (2013) 年 3 月に、区において津波高が最大となる地震として「元禄関東地震」(M8.2; 行谷ほかモデル (平成 23 (2011) 年)) を選定し、区独自の津波シミュレーションを実施しました。

その後、平成 25 (2013) 年 12 月に、中央防災会議が「首都直下地震の被害想定と対策について (最終報告)」を公表し、「元禄関東地震」について震源域を拡大した新たなモデル (M8.2→M8.5) を設定しました。

さらに、令和 4 (2022) 年 5 月に、東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、平成 24 (2012) 年 4 月に公表した従来の被害想定で選定された「元禄関東地震」ではなく、より規模の小さい「大正関東地震」等が選定されました。

これらの H25.3 港区想定以降の動きや新たな知見を踏まえ、港区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波シミュレーションを実施しました。

想定地震の選定

今回想定では、次の 2 つの地震を選定しました。

想定地震

想定地震	選定理由
「元禄関東地震」(M8.5) <u>※最大クラスの想定地震</u>	<ul style="list-style-type: none">・国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き」(H24.2)において「津波浸水想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を対象に設定する。」としている。・R4.5 東京都想定では、30 年発生確率がほぼ 0%として想定の対象から除外されているが、H25.12 中央防災会議想定が想定の対象としていることを踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震として選定 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・同じく東京湾沿岸の神奈川県、千葉県も H25.12 中央防災会議想定を踏まえ、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波として元禄関東地震を選定・R4.5 東京都想定では、大正関東地震を選定 (元禄関東地震の今後 30 年以内の発生確率がほぼ 0%として、想定を大正関東地震に変更)
「南海トラフの巨大地震」(M9.1) <u>※より発生の可能性が高い南海トラフの地震の中で最も規模が大きい地震</u>	<ul style="list-style-type: none">・R4.5 東京都想定で想定の対象としていることを踏まえ、より発生の可能性が高い南海トラフの地震の中で最も規模が大きい地震として選定 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・R4.5 東京都想定でも選定

予測条件・結果

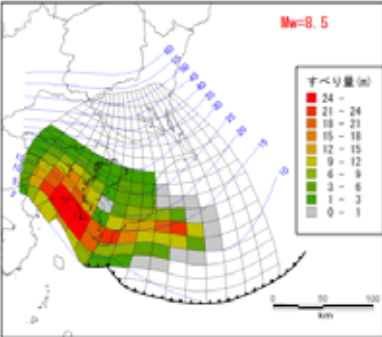
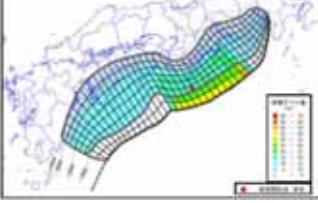
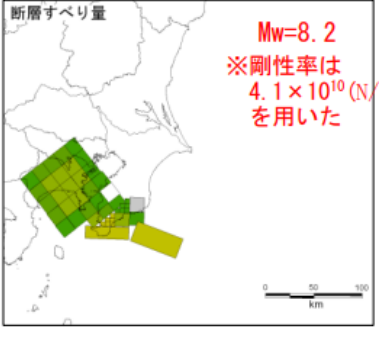
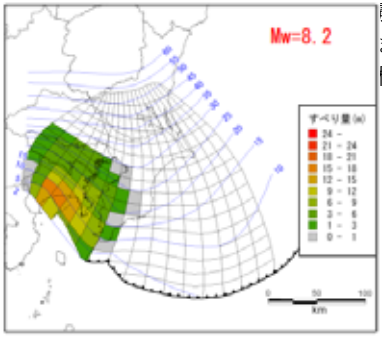
H25.3 港区想定と同様、最悪の事態を考慮し、防潮堤、水門・陸こうがすべて損傷により機能しない場合、液状化による地盤沈下についても想定しました。その結果、津波最大水位は最大 T.P.+3.3m（ケース A）となりました。

予測条件と結果一覧

	今回想定				【参考】 R4.5 東京都想定		【参考】 H25.12 中央防災会議想定	【参考】 H25.3 港区想定	
	ケース A ¹	ケース B ¹	ケース C	ケース D					
想定地震	元禄関東地震 (M8.5) 図①		南海トラフの巨大地震 (M9.1) 図②	大正関東地震 (M8.2) 図③	南海トラフの巨大地震 (M9.1) 図②		元禄関東地震 (M8.5) 図①他	元禄関東地震 (M8.2) 図④	
予測条件	計算精度	5m メッシュ 台場のみ 10m メッシュ			10m メッシュ		10m メッシュ	5m メッシュ 台場のみ 10m メッシュ	
	地殻変動	65~74cm 沈下		8cm 沈下	5~9cm 沈下	10~11cm 沈下	70cm 程度沈下	40cm 程度沈下	
	液状化による地盤沈下	0~20cm 沈下 ※2	0~7cm 沈下 ※3	0~4cm 沈下 R4.5 都想定から引用		不明		考慮しない	・発生しない ・区内一律 50cm 沈下
	防潮堤	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能	耐震性あり：健全 耐震性なし：地震と同時に倒壊		健全	・すべて健全に機能 ・すべて機能しない
	水門 陸こう	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能	常時閉鎖又は確実に閉鎖可能な施設：閉鎖 それ以外の施設：開放		開放	・すべて健全に機能 ・すべて機能しない
結果	津波最大水位 (T.P.) ⁴	3.3m	3.2m	2.2m	2.1m	2.00m	2.37m	3.4m	2.4m

※1 ケース A、B については、今回更新する港区津波ハザードマップに掲載
 ※2 ケース A の液状化による地盤沈下の値は、H25.12 中央防災会議想定の大正関東地震 (M8.2) の結果を準用
 ※3 ケース B の液状化による地盤沈下の値は、R4.5 東京都想定の大正関東地震 (M8.2) の結果を準用
 ※4 津波最大水位 (T.P.) は地殻変動の影響を考慮し、液状化による地盤沈下を考慮していません

想定地震の位置と特徴

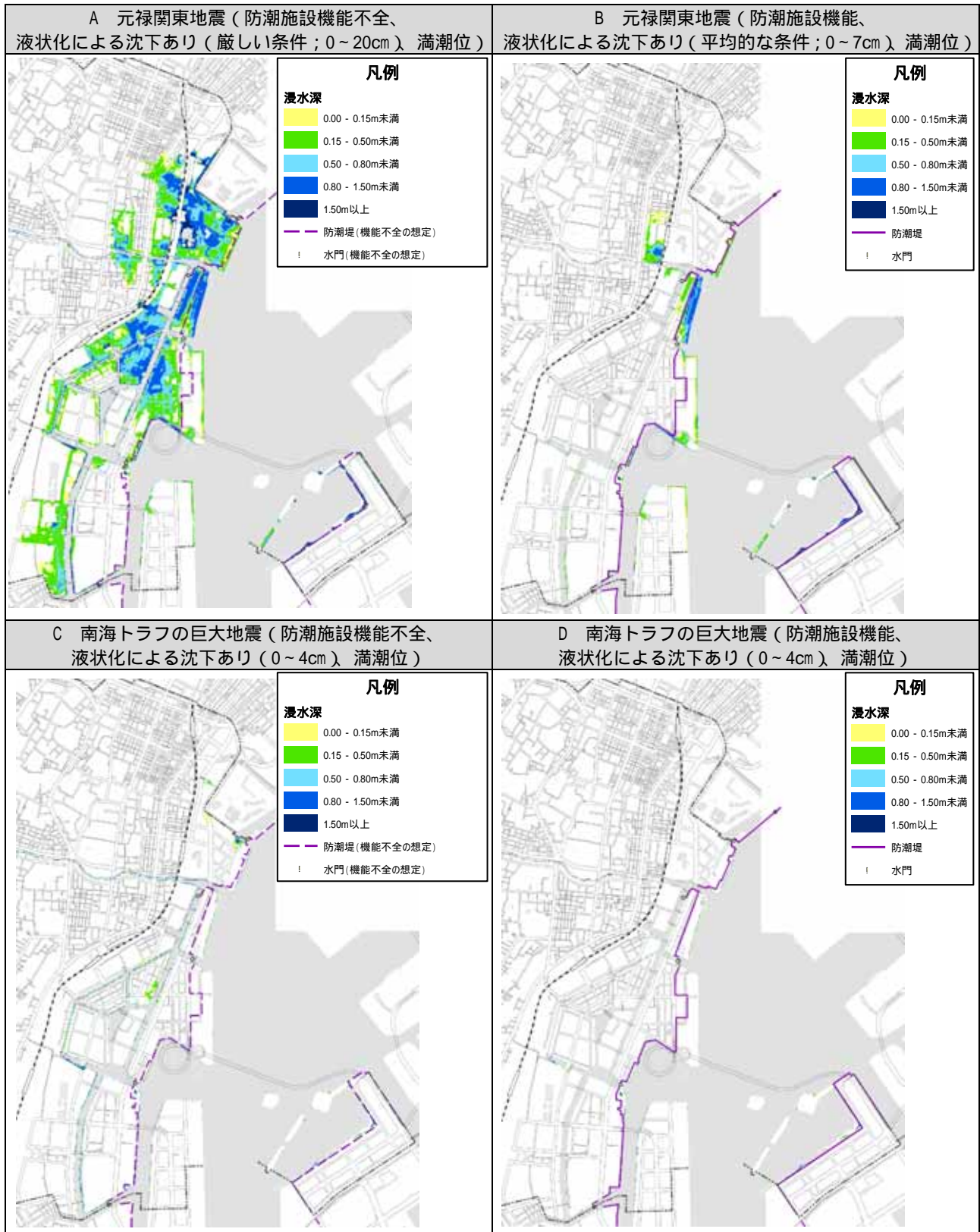
図 元禄関東地震 (M8.5)	図 南海トラフの巨大地震 (M9.1)
 <p>過去に東京湾で発生したと考えられる津波のなかで最大の地震だが、今後 30 年以内発生確率はほぼ 0%。 図④元禄関東地震 (M8.2) と比べて震源域が拡大し、すべり量 (地震の大きさ) も大きい (M8.2→M8.5)。また、震源域に港区直下が含まれ、地殻変動が大規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>	 <p>南海トラフの地震 (今後 30 年以内発生確率：70~80%) のうち巨大なもの。震源域が港区から 100km 以上離れているため、地殻変動による影響は少なく、津波水位も低くなっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 450km ○震源の深さ：約 10km</p>
図 大正関東地震 (M8.2)	図 元禄関東地震 (M8.2)
 <p>断層すべり量 Mw=8.2 ※剛性率は 4.1×10^{10} (N) を用いた</p> <p>図①元禄関東地震 (M8.5) と同じ相模トラフの地震だが、発生間隔は 200~400 年程度と短く、今後 30 年以内発生確率は 0~6% 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(H27 閣議決定) の対象地震。震源域に港区直下が含まれておらず、地殻変動が小規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>	 <p>震源域に港区直下が含まれ、地殻変動が大規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>

出典：「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集〜」(中央防災会議、平成 25 (2013) 年 12 月)
 「南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告)」(中央防災会議、平成 24 (2012) 年 8 月)

各ケースの浸水予測区域

津波シミュレーションの結果、A～Dの4つのケースについて浸水予測区域を示します。なお、浸水予測区域は区内のみの表示とします。

各ケースの津波浸水予測図



(2) 液状化シミュレーション結果

予測実施の背景

港区では、平成 25 (2013) 年 3 月に、「東京湾北部地震」(M7.3) を対象に、区独自の液状化予測を実施しました。

その後、H25.12 中央防災会議想定において、「東京湾北部地震」(M7.3) が大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されるとして想定の対象外とし、首都直下地震として新たに「都心南部直下地震」(M7.3) 等が選定されました。

なお、H25.12 中央防災会議想定による「都心南部直下地震」(M7.3) と「東京湾北部地震」(M7.3) の震度分布図を比較すると、港区においては「都心南部直下地震」(M7.3) の震度が大きい結果となっています。また、「元禄関東地震」(M8.5) の震度分布図と比較しても、港区は破壊の中心である震源から 50km 以上離れているため、震度は「都心南部直下地震」(M7.3) の方が大きい結果となっています。

さらに、R4.5 東京都想定でも、H25.12 中央防災会議想定を踏まえ「東京湾北部地震」は想定から除外し、新たに「都心南部直下地震」(M7.3) 等を選定しました。

一方、H25.12 中央防災会議や R4.5 東京都想定において公表された液状化危険度 (PL 値) のメッシュサイズは 250m であり、H25.3 港区想定 50m メッシュよりも精度が低くなっています。

こうした H25.3 港区想定以降の動きや新たな知見を踏まえ、港区で最も液状化の危険が大きい地震をあらためて選定し、より詳細な 50m メッシュの精度で液状化の可能性を評価するため、区独自に新たな液状化シミュレーションを実施しました。

想定地震の選定

今回想定では、次の地震を選定しました。

想定地震

想定地震	選定理由
「都心南部直下地震」(M7.3)	H25.12 中央防災会議想定、R4.5 東京都想定において、「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」であり、港区にとって最も影響が大きい (想定震度が大きく、液状化危険度が高い) 地震として選定 <参考> ・R4.5 東京都想定では、首都直下地震対策を検討していく上で中心となる地震と位置付けている。

予測条件

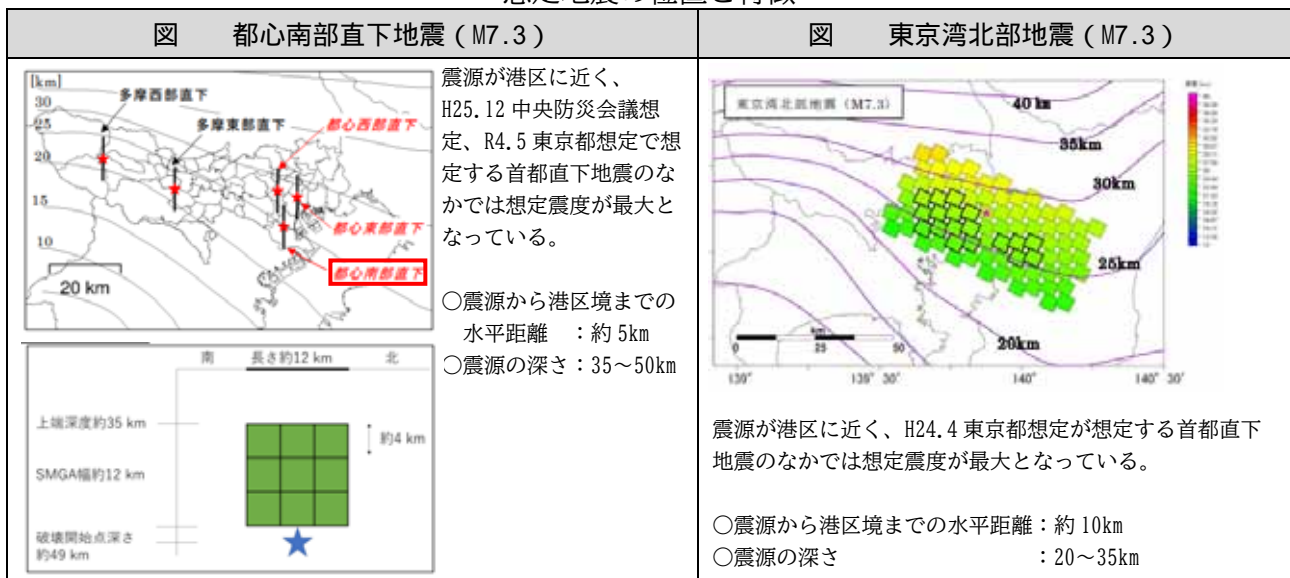
予測手法は、R4.5 東京都想定と同様に最新の道路橋示方書（H29）に準拠し、物性値、地下水位については、区の特性を踏まえるため、H25.3 港区想定を基本としつつ、追加ボーリングデータ・土質試験結果を踏まえて設定しました。

予測条件一覧

	今回想定	R4.5 東京都想定	H25.12 中央防災会議想定	H25.3 港区想定
想定地震	都心南部直下地震 (M7.3) 図①	都心南部直下地震(M7.3) 図①等	都心南部直下地震(M7.3) 図①等	東京湾北部地震 (M7.3) 図②
計算精度	50m メッシュ	250m メッシュ	250m メッシュ	50m メッシュ
予測手法	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 29 年) に準拠した手法)	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 29 年) に 準拠した手法) ※H25 中防想定の方法により 沈下量も予測	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 24 年) に準拠した手法) ※沈下量も予測	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 18 年) に準拠した手 法)
ボーリングデータ	区内約 8,667 本	区の想定と同程度と考えられる	不明	区内 8,601 本
地表加速度	R4.5 東京都想定による (50m メッシュ)	R4.5 東京都想定による (50m メッシュ)	H25.12 中央防災会議想定による (250m メッシュ)	区独自算出 (50m メッシュ) H24.4 東京都想定の地表 加速度データが 250m メ ッシュであったため
物性値 (粒径、 比重等)	H25.3 港区想定設定による 追加ボーリングデータ・土 質試験結果を反映	不明	不明	区内で実施された土質 試験結果を基に整理
地下水位	H25.3 港区想定設定による 追加ボーリングデータを 反映	23 区・多摩地区のボーリングデ ータの地下水位と標高との関係 式を作成	不明	区内のボーリングデー タから地下水面等高線 を作成
評価	PL 値と地形分類等による総合 評価	PL 値のみ	PL 値のみ	PL 値と地形分類等に よる総合評価

※FL法・PL法：液状化対象層ごとに地震による地表加速度から液状化の可能性を評価する手法

想定地震の位置と特徴



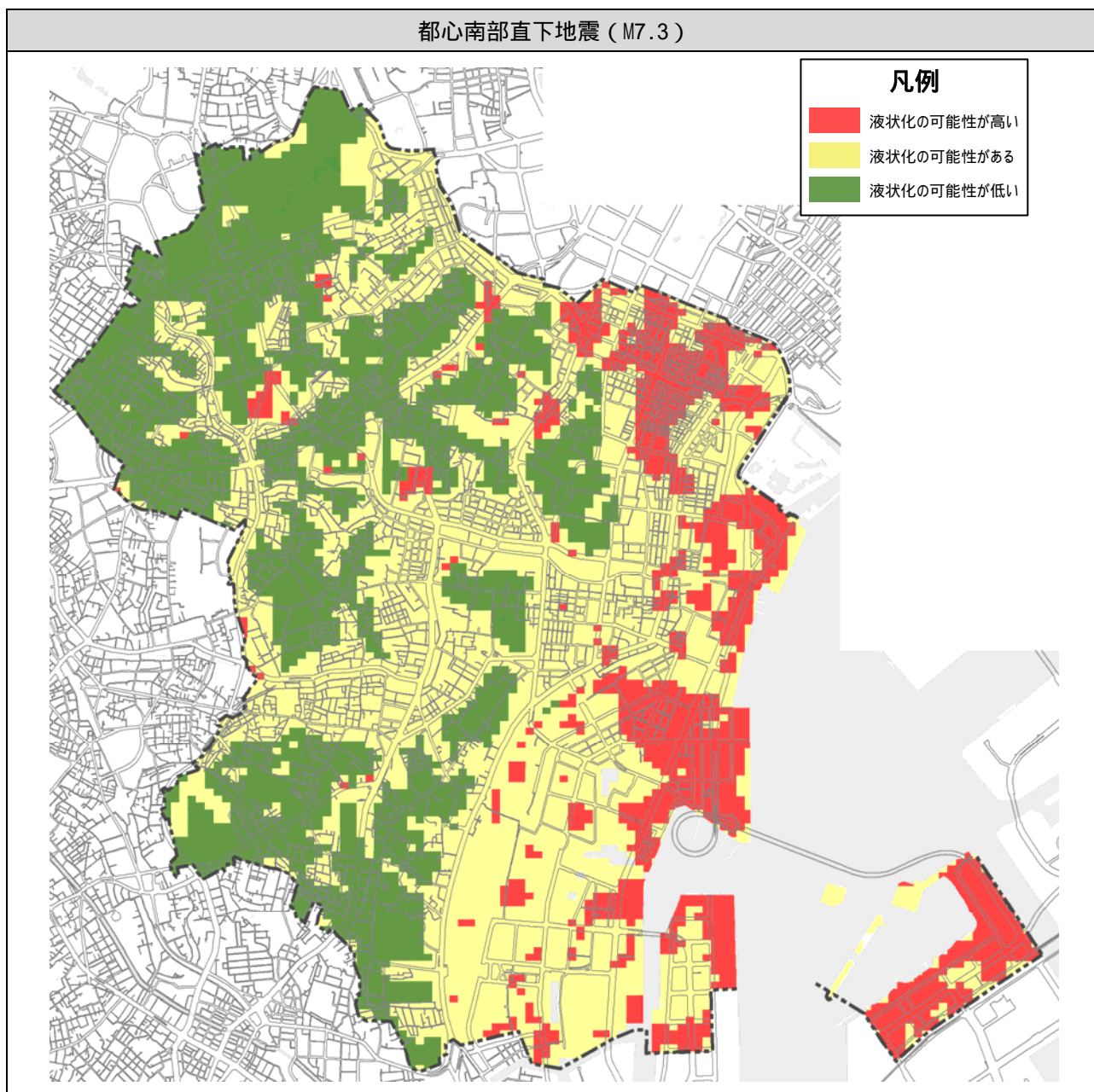
出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和 4（2022）年 5 月）
「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，平成 24（2012）年 4 月）

予測結果

液状化シミュレーションによる予測結果は以下の通りです。

液状化シミュレーションによる予測結果

都心南部直下地震 (M7.3)



巻末資料

(1) 関連計画における防災街づくりに関する目標

	目標と出典
住宅倒壊や火災等による死者	・ 200 人(都想定) →80 人 (6 割減) 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
住宅倒壊や火災等による避難者	・ 51,313 人(都想定) →30,788 人 (4 割減) ※疎開者(区外の親戚・知人宅、宿泊施設、賃貸住宅等への避難者)を含む 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
全壊・焼失棟数	・ 2,410 棟(都想定) →964 棟 (6 割減) 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
耐震化率	・ 住宅(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：91.8%) 95%以上(令和 8 (2026) 年度末)【戸数ベース】 ※区立住宅等の耐震化率は 100%達成済み ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：93.4%) 100%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 ・ 一般緊急輸送道路沿道建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：81.7%) 90%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 ・ 特定建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：85.3%) 95%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 出典：「港区耐震改修促進計画」(区建築課, 令和 4 (2022) 年) ・ 既存民間建築物の耐震化率：【住宅】91%(R2) →93%(R5) →95%(R8) 【特定沿道】93%(R2) →96%(R5) →100%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
港区民世論調査の回答に基づく区民の家具転倒防止対策実施率	・ 80%(R2) →90%(R5) →100%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
密集した老朽建築物が更新され、防災機能や安全性が向上した面積	・ 73.6ha (R2) →125.8ha (R5) →138.5ha (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
不燃領域率	・ 70%以上 出典：「防災都市づくり推進計画」(東京都, 令和 2 (2020) 年)
橋りょうの架け替え及び改良(耐震補強)工事の整備率	・ 80.6%(R2) →87.0%(R5) →93.5%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)

	目標と出典
無電柱化	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化率：国道、都道、区道合計は約 40%、区道は約 25% 出典：「港区無電柱化推進計画」（区土木課，令和 4（2022）年） ・令和 13（2031）年度までに、無電柱化事業の着手、継続整備または完了延長を 18 km、無電柱化事業が完了する延長を 9 km として目標を設定 出典：「港区無電柱化推進計画」（区土木課，令和 4（2022）年）
豪雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 30 年後を見据えた目標整備水準として、河川は時間 75mm（年超過確率 1/20）の降雨に対し河川からの溢水を防止、下水道は時間 50mm 降雨対策を進めるとともに、流域では時間 10mm 分の保水機能を維持、家づくり・まちづくり対策を促進し、最大で時間 75mm の降雨に対し、浸水被害を防止 出典：「豪雨対策アクションプラン」（東京都，令和 2（2020）年）
雨水の地下浸透量	<ul style="list-style-type: none"> ・72,000 m³（R2）→77,700 m³（R5）→83,400 m³（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
オープンスペースを整備した開発事業の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・6 件／年（R2）→6 件／年（R5）→6 件／年（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
大規模開発等により整備された緑地の箇所数	<ul style="list-style-type: none"> ・26 か所（R2）→28 か所（R5）→29 か所（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
避難所生活者の備蓄食料の充足率	<ul style="list-style-type: none"> ・150%（R2）→150%（R5）→150%（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
帰宅困難者の受入れに関する協定締結事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・76 事業者（R2）→88 事業者（R5）→100 事業者（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
民間事業者との災害時協力協定の締結数	<ul style="list-style-type: none"> ・188 件（R2）→197 件（R5）→206 件（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）
共同住宅防災組織の結成数	<ul style="list-style-type: none"> ・172 棟（R2）→352 棟（R5）→488 棟（R8） 出典：「港区基本計画」（区企画課，令和 3（2021）年）

(2) 港区防災街づくり整備指針策定の経緯

時期	国・都の動き、災害の発生	区の動き
昭和 36 (1961) 年	災害対策基本法 制定 ※災害時に国土や国民の生命や身体、財産が守られるように制定。 国や地方公共団体は、防災計画の策定が義務付けられている。	
平成 7 (1995) 年 1 月	阪神・淡路大震災 発生 ※老朽木造住宅密集市街地を中心に建物の倒壊と火災が発生した。	
平成 8 (1996) 年		港区防災都市づくり推進計画 策定 ※阪神・淡路大震災を踏まえ、防災都市づくり事業の積極的な展開を目指して策定。
平成 10 (1998) 年 5 月		港区防災街づくり指針 策定 ※「港区防災都市づくり推進計画」を発展的に改定し、「港区地域防災計画」の震災予防計画、「港区まちづくりマスタープラン」の防災街づくりの方針に沿って策定。
平成 23 (2011) 年 3 月	東日本大震災 発生 ※日本国内観測史上最大規模で、太平洋沿岸部を巨大な津波が襲来した。また、首都圏でも液状化現象が発生したほか、交通機関が不通となり大量の帰宅困難者が発生した。	
平成 23 (2011) 年 10 月		港区防災対策基本条例 制定 ※東日本大震災を踏まえ制定。 ※道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備、土地利用の誘導等の施策を通して、災害に強い街づくりを総合的に推進する。(条例第 9 条第 1 項)
平成 25 (2013) 年 3 月		港区防災街づくり整備指針 策定 ※「港区防災対策基本条例」第 9 条第 2 項に基づき策定。
平成 25 (2013) 年 12 月	国土強靱化基本法 制定 ※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資するためのもの。	
平成 30 (2018) 年		港区震災復興マニュアル 改定 ※早期に都市及び生活の復興を図る上で必要な職員の行動手順、組織体制の構築等について明確化。
令和元 (2019) 年 9 月	令和元年房総半島台風(台風第 15 号) 発生 ※大規模な停電が発生し、復旧作業が長期化した。	

時期	国・都の動き、災害の発生	区の動き
令和元（2019）年 10月	令和元年東日本台風（台風第19号） 発生 ※広い範囲で河川の氾濫、土砂災害 や浸水害が発生した。	
令和2（2020）年 3月	防災都市づくり推進計画 策定 ※東京都震災対策条例に基づく計画 ※都市構造の改善に関する諸施策を 推進することを目的とする。	
令和3（2021）年 3月		港区地域強靱化計画 策定 ※国土強靱化基本法に基づく計画。 ※平時から備える地域の強靱化に向けた必要な取組（大規模自然災害等に備えた事前対策）を具体的に示すもの。
令和4（2021）年 3月		港区地域防災計画 修正 ※災害対策基本法に基づく計画。 ※区の地域に係る災害に関し、関係機関と連携を図り、災害対策の計画的な実施について示している。
令和4（2021）年 5月	首都直下地震等による東京の被害想定 見直し ※中央防災会議の想定（H25）を踏まえ、対象とする地震や地震モデルを変更した地震被害想定を公表した。	
令和5（2023）年 3月		港区業務継続計画 修正 ※「港区防災対策基本条例」第19条第1項に基づく計画。 ※震災が発生した場合に区が最優先に行う業務を事前に定め、事業の復旧及び平常時の区政運営への復帰を最短の期間で行うことを目指すもの。
令和5（2023）年 5月	防災基本計画 一部修正 ※災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画。防災予防、発生時の対応、復旧等を記すとともに、地方公共団体の地域防災計画作成基準が示されている。	
令和5（2023）年 5月	東京都地域防災計画 修正 ※災害対策基本法に基づく計画 ※東京都の地域における地震災害の予防、応急対策、復旧・復興対策について示されている。	

(3) 港区防災街づくり整備指針策定委員会設置要綱

平成22年10月1日

22港街計第882号

(設置)

第1条 災害に強い市街地の形成に向けた港区の防災街づくりに関する方針の検討及び策定を行うため、港区防災街づくり整備指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区防災街づくり整備指針（以下「指針」という。）の検討及び策定に関すること。
- (2) 指針に関する検討結果及び策定案を区長に報告すること。
- (3) その他指針の策定に関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、街づくり支援部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(検討委員会)

第4条 防災街づくりに関する方針の検討及び策定に当たり、専門的な立場から策定委員会に対して助言を行うため、港区防災街づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、学識経験者及び防災に関係する官公署等の職員のうちから区長が委嘱する。

(会議)

第5条 策定委員会及び検討委員会は、それぞれ各委員会の委員長が招集する。

- 2 策定委員会及び検討委員会は、必要があると認めるときは、それぞれ各委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討委員会の担当事項について円滑な遂行を図るため、検討委員会に検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長、部会員及び専門員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名し、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、

その職務を代理する。

5 部会員は、学識経験者のうちから街づくり支援部長が指名する。

6 専門員は、防災対策事業、公益的事業等を営む法人等に所属する者のうちから街づくり支援部長が指名する。

7 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 策定委員会、検討委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所まちづくり課長

麻布地区総合支所まちづくり課長

赤坂地区総合支所まちづくり課長

高輪地区総合支所まちづくり課長

芝浦港南地区総合支所まちづくり課長

街づくり支援部都市計画課長

街づくり支援部開発指導課長

街づくり支援部再開発担当課長

街づくり支援部建築課長

街づくり支援部土木課長

企画経営部企画課長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局学校教育部学務課長

(4) 港区防災街づくり整備指針策定の体制

港区防災街づくり整備指針策定委員会 委員名簿

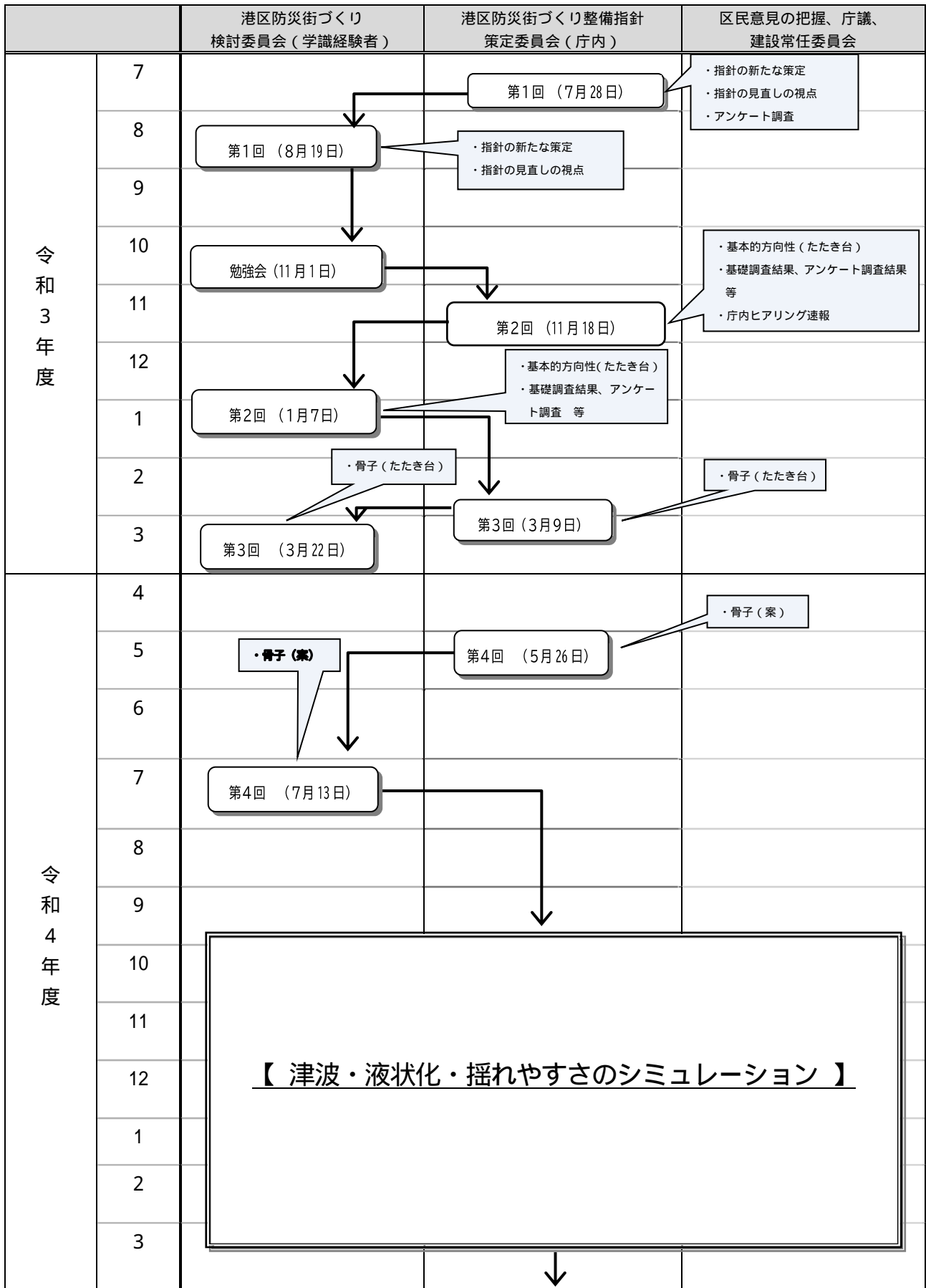
種 別	職 名
委員長	街づくり支援部長
副委員長	街づくり事業担当部長
委員	芝地区総合支所 まちづくり課長
//	麻布地区総合支所 まちづくり課長
//	赤坂地区総合支所 まちづくり課長
//	高輪地区総合支所 まちづくり課長
//	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課長
//	街づくり支援部 都市計画課長
//	街づくり支援部 開発指導課長
//	街づくり支援部 再開発担当課長
//	街づくり支援部 建築課長
//	街づくり支援部 土木課長
//	企画経営部 企画課長
//	防災危機管理室 防災課長
//	教育委員会事務局 学校教育部学務課長

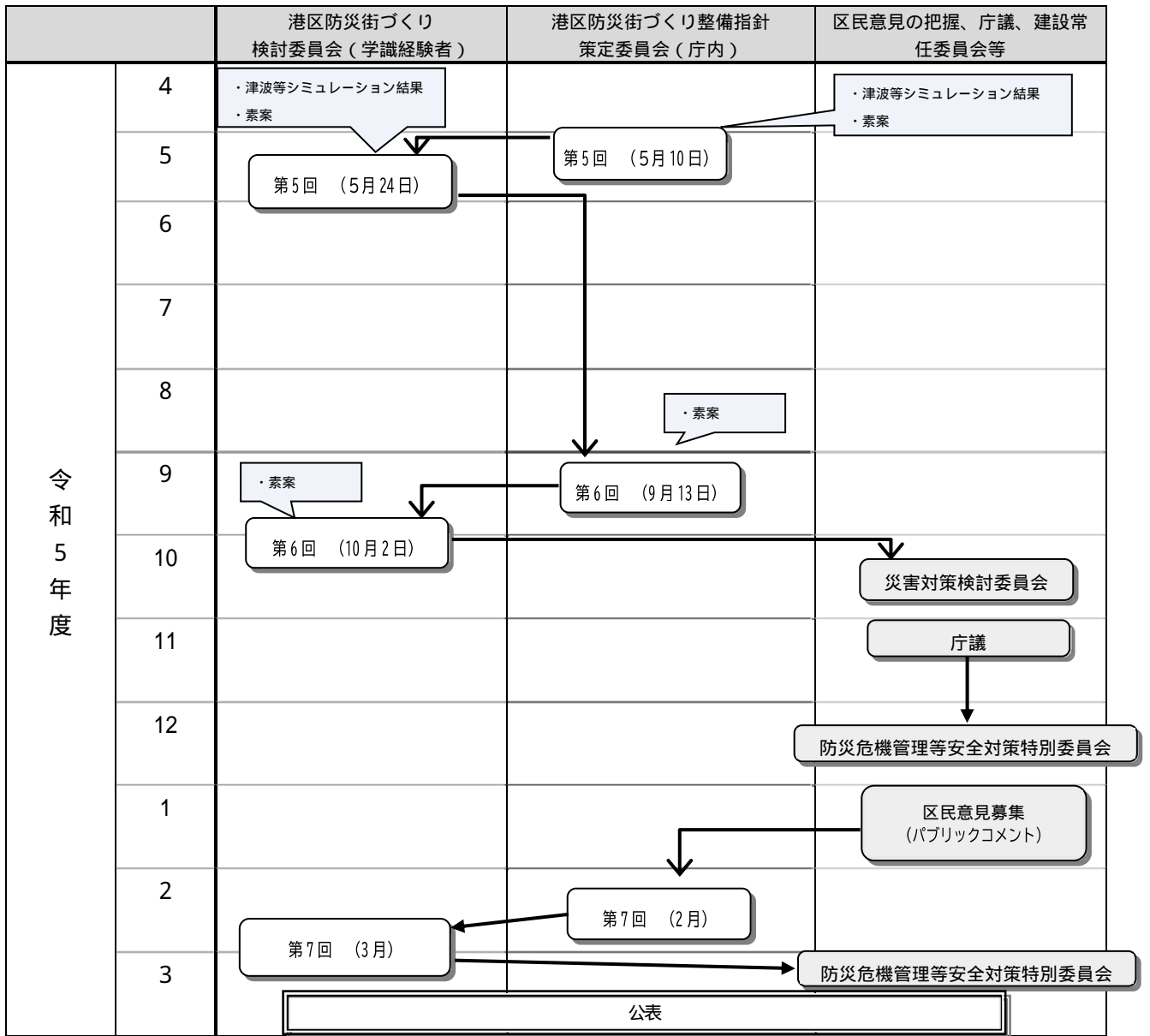
港区防災街づくり検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 名
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
久田 嘉章	工学院大学 建築学部 まちづくり学科 教授
関根 正人	早稲田大学理工学術院 創造理工学部 社会環境工学科 教授
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科 教授
稲垣 景子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 准教授

※敬称は省略しています。

(5) 港区防災街づくり整備指針策定のスケジュール





区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



アジサイ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の
頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区防災街づくり整備指針（素案）
令和5（2023）年12月発行

編集・発行：港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話：03 - 3578 - 2111（代表）
<https://www.city.minato.tokyo.jp>

